

写 平成 26 年第 4 回定例会

(12 月 8 日招集)

# 町議会会議録

益城町議会

## 平成26年第4回益城町議会定例会目次

### ○12月8日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名について	2
日程第2 会期の決定について	2
日程第3 議案第59号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	3
専決第8号 平成26年度益城町一般会計補正予算（第3号）	
日程第4 議案第60号 平成26年度益城町一般会計補正予算（第4号）	4
日程第5 議案第61号 平成26年度益町介護保険特別会計補正予算（第3号）	4
日程第6 議案第62号 平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）	4
日程第7 議案第63号 平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	4
日程第8 議案第64号 平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）	4
日程第9 議案第65号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第10 議案第66号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第11 議案第67号 益城町浄化槽清掃業の許可に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第12 議案第68号 益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第13 議案第69号 上益城広域連合の規約の一部変更について	4
散会	27

### ○12月9日（第2日）

出席議員	28
欠席議員	28
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	28
説明のため出席した者の職・氏名	28
開議	29

日程第1 一般質問	29
-----------	----

3番 宮崎金次議員	29
-----------	----

1 我が町の将来構想について

(1) 我が町には平成32年度を目標とする第5次益城町総合計画があるが、我が町の10年後、20年後、30年後の町の姿がよく見えない。そこで2点伺う。

①町長は当然、将来の我が町を見据えて町政運営を行っておられる事と思うが、「町長の描く30年後の我が町の姿に」について

②上記に基づき、「これから特に来年度は、何に力を入れるべきだと考えておられるのか」について

2 計画的な財政運営について

(1) 総合計画に基づく3年間の実施計画と年度の予算書との整合性及び年度の予算と数次にわたって出される補正予算との整合性が必ずしもなされていない。計画的な財政運営の観点から2点伺う。

①現在の実施計画と予算の経費区分とが異なっているが、整合出来ないのか。

②年度予算にない事業が、国・県の指示や災害もないのに、唐突と補正に登場これで計画的な財政運営と言えるのか

3 地域再生道路の活用について

(1) まもなく完成予定の地域再生道路について、2点伺う。

①地域再生道路（空港からグランメッセの間）の工事に要した経費（国・県・我が町に区分）特に我が町からの経費の総額は

②本地域再生道路を、今後町として、どのような位置づけで、町の発展に活用したいと考えられているのか

13番 稲田忠則議員	40
------------	----

1 放課後児童クラブについて

(1) 各小学校に設置してある児童クラブの状況を伺いたい

(2) 広安西小学校における平成27年度の児童クラブについて施設が不足すると見込まれるが町の対策は、どのように考えているのか。

2 公園整備について

(1) 潮井自然公園整備の進捗状況及び古代ハス植栽による集客を

- (2) 飯田山自然公園の今後の整備計画について
- 17番 江越信保議員 …………… 47
- 1 地域包括ケアシステムの構築について
- (1) 2025年を目途に高齢者が自立支援のもとで、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築のための取り組み状況及び計画策定はどのようになっているのか。
- 2番 高橋津代美議員 …………… 54
- 1 町政について
- (1) 町民、県議、町議、行政が町民会議と名うって意見交換の場を設置したらどうか
- 2 町のホームページについて
- (1) 町民に分かりやすいホームページ  
月、年間行事や町への質問、要望等の掲載について
- 3 益城台地について
- (1) 益城台地の進捗状況について
- 1番 野田祐士議員 …………… 57
- 1 益城町に於ける交差点等計画  
(木山交差点について)
- (1) 現在、どのような状況にあるか。
- (2) 今後、町として何時までに？何を？どう？取り組んでいくか伺う。
- (3) 熊本県と先進的な調整を行うべきタイミングであり、主導的な方針を打ち出すべきではないか。
- 2 益城町に於ける交差点等計画  
(他の交差点について)
- (1) 計画が終わっている箇所は何処か。
- (2) (1) についての進行状態はどうか。
- (3) (1) について停滞・中断している箇所等はあるか。
- (4) (3) について、「YES」であればその理由といつまでに？どう対処・対応？していくか。
- 5番 甲斐康之議員 …………… 63
- 1 臨時・非正規職員の待遇改善について
- (1) 昨年12月の熊日新聞報道によると、当町の職員の非正規

化率は45.8%で、県内自治体の3番目に高い数値である。非正規化した職種は①保育②事務③給食の順になっている。非正規職員の増加は、多くの識者や労働組合などからも批判、検討がなされているところである。総務省は今年7月に「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」の通知を自治体に出している。これは、臨時・非常勤職員の待遇改善を求める内容である。行政運営や住民の福祉向上に影響はないのか。

検証すべき項目

- ①住民サービスは低下していないか。災害等への対応力は落ちていないか。
  - ②官製ワーキング・プアをつくりだしていないか。
  - ③住民の要望に応える専門職、行政のプロは育っているか。
  - ④職員の年齢構成がいびつになって、行政の継続性に穴が開かないか。
  - ⑤非常勤職員の労働条件の改善に努力しているか。
- 2 小規模企業振興基本法を活かし、地域小規模事業者への支援を積極的に
- (1) 今年6月20日成立した小規模企業振興基本法案は、小規模企業（商業・サービス業は従業員5人以下）が地域経済と雇用確保に大きな役割を果たしていることから、支援する施策を国・地方自治体などに求めた法律である。今の事業者への支援策が積極的に周知、利用されているか、地域経済に効果を上げているかなど検証し、より支援を積極的に講じる必要があるのではないか。

散会 ..... 73

○12月12日（第5日）

出席議員 .....	74
欠席議員 .....	74
職務のため出席した事務局職員の職・氏名 .....	74
説明のため出席した者の職・氏名 .....	74
開議 .....	75
日程第1 常任委員長報告 .....	75
日程第2 議案第70号 指定管理者の指定について .....	80
日程第3 議案第71号 指定管理者の指定について .....	81

日程第4	議案第72号	指定管理者の指定について	82
日程第5	議案第73号	物品の購入について	83
日程第6	議案第74号	監査委員の選任同意について	84
日程第7		人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	85
日程第8		人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	86
日程第9		人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	87
日程第10	議員提出第5号	「農協改革」に関する意見書	88
日程第11		閉会中の継続調査の件	89
		閉会	90

## 平成26年12月第4回益城町議会定例会会議録

1. 平成26年12月8日午前10時00分招集
2. 平成26年12月8日午前10時00分開会
3. 平成26年12月8日午後0時15分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程
  - 日程第1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第2 会期の決定について
  - 日程第3 議案第59号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
専決第8号 平成26年度益城町一般会計補正予算（第3号）
  - 日程第4 議案第60号 平成26年度益城町一般会計補正予算（第4号）
  - 日程第5 議案第61号 平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
  - 日程第6 議案第62号 平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第7 議案第63号 平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第8 議案第64号 平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）
  - 日程第9 議案第65号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第10 議案第66号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第11 議案第67号 益城町浄化槽清掃業の許可に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第12 議案第68号 益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第13 議案第69号 上益城広域連合の規約の一部変更について

---

### 7. 出席議員（17名）

1番 野田 祐士 君	2番 高橋 津代美 君	3番 宮崎 金次 君
4番 坂本 貢 君	5番 甲斐 康之 君	6番 寺本 英孝 君
7番 坂口 政弘 君	8番 石田 秀敏 君	9番 坂田 みはる 君
11番 竹上 公也 君	12番 福永 誠一 君	13番 稲田 忠則 君
14番 荒牧 昭博 君	15番 渡辺 誠男 君	16番 山内 親宣 君
17番 江越 信保 君	18番 中村 健二 君	

---

### 8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉 崎 博 美

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	教 育 長	森 永 好 誠 君
会 計 管 理 者	内 田 吉 十 司 君	総 務 課 長	矢 嶋 正 昭 君
総務課審議員	中 桐 智 昭 君	秘書広報課長	堀 部 博 之 君
企画財政課長	西 橋 幸 子 君	税 務 課 長	森 田 茂 君
住民生活課長	森 部 博 美 君	子 ども 課 長	花 田 博 文 君
健康づくり推進課長	福 島 幸 二 君	いきいき長寿課長	緒 方 潔 君
福 祉 課 長	田 中 秀 一 君	農 政 課 長	山 本 信 行 君
建 設 課 長	坂 本 忠 一 君	都市計画課長	杉 浦 信 正 君
下 水 道 課 長	上 田 勝 二 君	学校教育課長	藤 岡 卓 雄 君
生涯学習課長	安 田 弘 人 君	水 道 課 長	西 村 秀 幸 君

---

開会・開議 午前10時00分

○議長（中村健二君） 皆さんおはようございます。

平成26年第4回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中に、御出席いただきましてありがとうございます。

議員定数18名、出席議員17名であります。

これより、平成26年第4回益城町議会定例会を開会いたします。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中村健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、5番甲斐康之議員、15番渡辺誠男議員を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（中村健二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの5日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は5日間とすることに決定しました。



なお、日程について申し上げます。本日は、本定例会に提案されました議案の説明と議案に対する総括質疑を行います。あす9日は一般質問、10日は各常任委員会書類審査、11日は各常任委員会現地視察、12日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでもまいりたいと思います。

---

### 日程第3 議案第59号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

#### 専決第8号 平成26年度益城町一般会計補正予算（第3号）

○議長（中村健二君） 日程第3、議案第59号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第8号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成26年第4回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議員の皆様方におかれましては、各地域の問題解決、町民の皆様の安心、安全確保などに日夜努力をいただいていることに関しまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、御嶽山の噴火により、たくさんの犠牲者が出ており、心から哀悼の意を表します。また、熊本県におきましても阿蘇山が噴火し、降灰による農産物への影響が心配されるところです。また、長野県において震度6の地震が発生しておりますが、死者が一人も出ていません。幼児や高齢者が倒壊家屋の下敷きになっておりましたが、夜にもかかわらず、近所の住民の方がジャッキなどで瓦れきを持ち上げて、被災者が救い出されています。日ごろから顔の見えるつき合い、いわゆる共助ができていたからだと思えます。町民の皆様の安心、安全のため、地域づくりの重要性を再認識したところです。これからも、地域づくりに全力で取り組んでまいります。

また女子サッカーチーム、益城ルネサンスが、来年度のチャレンジリーグ昇格を決めました。なでしこリーグ昇格を目指して頑張っている選手たちを町を挙げて応援していきたいと考えております。

さて、今回提案しております議案は、補正予算が専決処分を含めまして6議案、そして条例など5議案、合計11議案となっております。それでは早速御説明を申し上げます。

それではまず、議案第59号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第8号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

御承知のように、11月21日、衆議院が解散しまして、今月2日公示、14日投票で総選挙が実施されておりますので、その選挙にかかる費用につきまして、専決処分をさせていただきました。内容につきましては、歳入歳出総額1,600万円増額補正をし、総額を102億719万8,000円とするものです。歳入は6ページで、国政選挙のため、財源は全て県支出金で賄い、歳出につきましては、7ページ以降、記載しているとおりでございます。主なものは、投票立会人の方の報酬、職員の時間外手当、入場券はがきの郵送費用としての役務費及びポスター掲示場設置費などとなっております。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（中村健二君） これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第8号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

この採決は起立によって行います。

これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員です。よって、議案第59号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第8号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第3号）」は承認することに決定しました。

お諮りいたします。日程第4、議案第60号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から日程第13、議案第69号「上益城広域連合の規約の一部変更について」までを一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第60号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から日程第13、議案第69号「上益城広域連合の規約の一部変更について」までを一括議題といたします。

---

日程第4	議案第60号	平成26年度益城町一般会計補正予算(第4号)
日程第5	議案第61号	平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第6	議案第62号	平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算(第2号)
日程第7	議案第63号	平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第8	議案第64号	平成26年度益城町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第9	議案第65号	益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第10	議案第66号	益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第11	議案第67号	益城町浄化槽清掃業の許可に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第12	議案第68号	益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第69号	上益城広域連合の規約の一部変更について

○議長（中村健二君） 提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第60号から議案第64号の5議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第60号、一般会計補正予算は、歳入歳出2,629万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出総額102億3,348万9,000円としております。歳入歳出の予算の補正で、歳入の主なものは、障害者自立支援給付費国庫負担金2,448万4,000円、保育士等処遇改善臨時特例事業国庫負担金379万3,000円、がんばる地域交付金342万円、財政調整基金繰入金3,700万円などの増額、公園整備事業の社会資本整備総合交付金3,700万円、潮井自然公園整備事業債3,330万円を減額しています。

歳出の主なものは、障害者の介護訓練等給付費4,897万円、老人保護措置費1,128万7,000円、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金505万8,000円、小学校の教科書改訂に伴う教材費1,666万7,000円の増額、潮井自然公園整備工事費7,000万円などの減額、その他、人事院勧告及び人事異動等による職員給料、職員手当、共済費の増額、減額を計上しています。また、益城町町民憩の家などの指定管理者の指定に伴う債務負担行為の補正につきましては、5ページのとおりです。

次に、特別会計の補正につきましては、議案第61号、介護保険特別会計補正予算では146万6,000円の増額補正、議案第62号、公共下水道特別会計補正予算では4,738万5,000円の減額補正、議案第63号、農業集落排水事業特別会計補正予算では140万円の増額補正を行っております。

また、議案第64号、水道事業会計補正予算の収益的支出の補正は、539万9,000円を増額するものでございます。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） おはようございます。企画財政課長の西橋でございます。今回提案いたしております予算関係については、私のほうから御説明申し上げたいと思います。

まず、議案第60号でございます。平成26年度益城町一般会計補正予算書（第4号）です。1ページをお開きください。

平成26年度益城町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,629万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ102億3,348万9,000円とする。

第2条で、債務負担行為の補正、第3条では、地方債の補正を載せております。

5ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正でございます。1、追加、益城町町民憩の家指定管理料、期間を平成27年度から平成29年度までの3カ年間、限度額を5,400万円としております。憩の家の指定管理料につきましては、平成25年12月議会におきまして、一般会計（第3号）補正予算に債務負担行為を計上いたしましたが、浴室内タイルの大規模な修繕が見込まれたことから、指定管理に移行することを一旦中止いたしました。調査を行いました結果、軽微な補修で済んだということから、このたび指定管理事業者の募集を行いまして、再度、債務負

担行為を計上するものでございます。

続きまして、益城町文化会館指定管理料、平成27年度から平成31年度までの5カ年間、限度額を2億1,000万円、益城町総合体育館等指定管理料、期間を平成27年度から平成31年度までの5カ年間、限度額を2億2,500万円としております。公の施設のあり方検討委員会の答申を受けまして、以上の3施設を、それぞれの期間、限度額を債務負担行為として計上するものでございます。

6ページをお開きください。第3表、地方債補正でございます。1、変更、起債の目的、潮井自然公園整備事業債3,330万円を減額いたしまして、2,520万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。潮井自然公園整備事業に係ります今年度事業費の減額を行うことから、事業債の減額補正を計上するものでございます。

9ページをお開きください。9ページからが歳入となっております。10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、こちらは交付金の決定によります増額の補正を行っております。

16款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節の社会福祉費負担金です。障害者自立支援費国庫負担金及び障害児施設給付費国庫負担金でございますが、いずれも、利用者の増加に伴います国庫負担金の増額補正を行っております。こちらは、事業費の2分の1が国の負担となっております。3節児童福祉費負担金です。保育士等処遇改善臨時特例事業国庫負担金でございますが、町内にあります私立、四つの保育所の人件費に対します国庫負担金の計上です。国の負担が8分の6となっております。

16款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節の総務費国庫補助金です。がんばる地域交付金は決定による計上でございます。これは、平成25年度の国の第一次補正で計画されているものでございまして、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村に対して行います、地域活性化に向けた事業として交付されるものです。このがんばる地域交付金につきましては、中央公民館外壁改修工事に充てるというところで計上しております。それから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。平成26年度の第2号の歳出の補正で計上いたしました、マイナンバー制度に係ります中間サーバー整備負担金の補助として、全額が国からの補助として受け入れるものでございます。2目民生費国庫補助金2節老人福祉費補助金です。地域介護・福祉空間整備交付金といたしまして、福富にあります有料老人ホームふくろうの森のスプリンクラー整備に対して交付されるものでございます。3節児童福祉費補助金です。子育て世帯臨時特例給付費交付金ですが、当初の予定数よりも対象者が多かったことから、今回、交付金の増額となるものでございます。

10ページです。16款国庫支出金2項国庫補助金7目土木費国庫補助金2節の都市計画費補助金です。潮井公園事業費の減額によります交付金の減額補正を行っております。

17款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節の社会福祉費負担金です。障害者自立支援給付費県負担金及び障害児施設給付費、いずれも利用者の増加に伴います県負担金の補正額の計上でございまして、事業費の4分の1を県が負担するものです。3節児童福祉費負担金です。保育士等処遇改善臨時特例事業県負担金です。国庫負担金のところでも御説明申し上げております、

町内の四つの私立保育園の人件費に係る県負担金の計上でございまして、県の負担は8分の1となっております。

17款県支出金2項県補助金7目土木費県補助金1節の土木費補助金です。土地利用規制等対策費交付金は、決定による増額の補正を行っております。2節地籍調査費事業補助金です。地籍調査の、この補助金の決定による増額の補正を行っております。

17款県支出金3項県委託金1目総務費委託金1節の総務費委託金です。権限移譲事務市町村交付金ですが、決定により増額の補正を行っております。15の事業に対して権限移譲を受けております。その分の増額補正でございます。

18款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金です。各基金の利子でございまして、決算見込みにより増額の補正を行っております。

20款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金1節の財政調整基金繰入金です。こちらは、歳入歳出の調整額として繰り入れるものでございます。8節公園整備基金繰入金です。飯田山自然公園整備に対します寄附金を、以前基金のほうに積み立てておりました。その分を公園整備に充てるために取り崩すものとしております。

12ページ、22款諸収入5項雑入5目雑入でございます。こちらは、前年度の農地・水保全管理支払交付金返還金の計上となっております。

23款町債1項町債6目土木債1節の土木債でございます。こちらは、6ページの第3表、地方債補正で説明したとおりでございます。

13ページからが歳出でございます。1款議会費1項議会費1目議会費、こちらは、全て人事院勧告に基づきますもの、もしくは人事異動により増額の補正となっております。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は財源組み替えです。2目財産管理費11節の需用費です。修繕費としての計上でございますが、庁舎エレベーター、それから電算室の換気扇の交換、庁舎の蛍光灯をLEDにかえる、それから当直室の畳、ふすま、床等の修繕に充てるものとして、今回補正を計上しております。25節の積立金です。各基金利子をそれぞれの基金に積み立てるものでございます。3目電子計算機運用費13節の委託料です。システム開発委託料は、ホームページ上の施設予約の改修委託料としての計上です。ソフトウェア保守委託料は、こちらもホームページの中の施設予約システムソフトウェアの補修委託料としての計上でございます。

14ページです。2款総務費1項総務管理費10目の男女共同参画センター運営費、ここからちょっと飛びますが、17ページの3款民生費1項社会福祉費1目の社会福祉総務費の2節、3節、4節までは、全て職員給与関係の増額の補正、もしくは減額の補正を行うところでございます。

17ページ、3款民生費1項社会福祉費1目の社会福祉総務費20節の扶助費でございます。介護・訓練等給付費及び障害児施設給付費でございます。こちらは、利用者の増加による給付費の増額の補正を行うものでございます。4目老人福祉費19節負担金補助及び交付金です。有料老人ホームふくろうの森のスプリンクラー整備に対する補助金として施設に補助をするものですが、全額国庫負担となっております。20節扶助費です。老人保護措置費ですが、養護老人ホーム花へんろの入所者が増加したことにより措置費等の増額補正でございます。当初、29人の入所者

でございましたのが、現在33名の方が入所されているということで、増額の補正を行うものです。28節繰出金です。介護保険特別会計事務費の繰出金でございますが、産休代替の非常勤職員の報酬及び介護保険システム改修委託料分の一般会計からの繰出金を増額補正するものでございます。5目社会福祉施設費18節の備品購入費です。憩の家の多目的室の空調機の買い換え2台分の増額補正を行っております。

18ページ、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費です。3節、4節につきましては、職員給与関係の増額補正を行います。11節需用費、修繕費でございますが、津森小学校の放課後児童クラブの外周フェンスの設置費として、今回計上しております。19節負担金補助及び交付金です。保育士等処遇改善臨時特例事業補助金は、私立の四つの保育園の人件費に対して交付されるものでございます。子育て世帯臨時特例給付金、こちらも、歳入のところでも御説明いたしました。給付対象者が当初見込みよりも多かったことから、今回増額の補正を行うものでございます。3目児童福祉施設費1節報酬でございます。第三保育所の非常勤保育士等の報酬で、増額補正を行います。3節につきましては、職員給与関係の増額補正です。

19ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、財源組み替えを行っております。

6款農林水産業費1項農業費1目農業総務費、こちらは職員給与関係の増額補正です。5目の農地費19節負担金補助及び交付金です。秋津飯野土地改良区団体営農業農村整備事業交付金です。土地改良が負担いたしますうちの益城町受益者負担分の20%を補助するものでございます。町土地改良区農業用施設整備事業補助金です。こちらは事業費の20%を補助するために、今回増額補正を行っているものでございます。

20ページです。23節償還金利子及び割引料です。こちらは25年度の農地・水保全管理支払事業の返還金の計上となっております。11目農業集落排水事業費28節の繰出金です。事業費の増加によります農業集落排水事業特別会計繰出金への増額補正でございます。

7款商工費1項商工費1目の商工総務費、ここから次のページ、21ページでございます。

8款土木費1項土木管理費1目の土木総務費までは、全て職員給与関係の増額の補正を計上しております。2目の地籍調査事業費12節役務費です。境界復元作業手数料を13節の委託料に組み替えるために、全て減額するものでございます。13節委託料です。12節役務費からの移行された分に加えまして、実施測量業務設計工程追加委託料の増額の補正を行っております。

22ページでございます。8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費2節、3節、4節は職員給与関係の増額の補正です。28節繰出金です。公共下水道特別会計繰出金の減額の補正を行います。こちらは事業費の減額による一般会計からの繰出金を減額するものでございます。4目土地利用対策費11節の需用費です。土地利用規制等対策費交付金の決定によります消耗品費等の増額の補正を行っております。5目公園費15節の工事請負費です。潮井自然公園整備工事に係る費用でございますが、公園整備に係ります交付金の変更申請によります工事費の減額を行うものでございます。

23ページ、8款土木費5項住宅費1目住宅管理費、2節、4節は職員給与関係でございます。11節需用費、修繕料としての計上ですが、町営住宅の入居者が退去後の修繕費6件分を、今回計

上させていただきます。

10款教育費1項教育総務費2目の事務局費、ここから次の24ページ、10款教育費2項小学校費1目の学校管理費までは、職員給与関係の増額の補正でございます。2目教育振興費18節の備品購入費です。教材費の計上でございますが、平成27年度、教科書改訂に伴います教師用の教材費の計上となっております。

10款教育費3項中学校費1目学校管理費の2節、3節、4節は職員給与関係です。11節需用費、光熱水費の計上です。中学校に空調機を設置したことに伴います、冬季の暖房代として計上いたしております。13節委託料です。こちらも中学校空調機設置に伴います電気保安委託料の増額の補正でございます。

10款教育費5項幼稚園費1目幼稚園費、2節、3節、4節は、職員給与関係の増額補正です。12節役務費、益城幼稚園の樹木の剪定費用の補正額の計上となっております。

10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費2節の給料から次のページの3節、4節までは職員給与関係の増額補正です。19節負担金補助及び交付金です。ふるさとづくり施設整備費補助金です。寺中公民館の整備費として補助するものでございます。下水道布設に伴いますトイレ改修費用でございます。寺中の公民館が地域のサロンとして、かつ高齢者の方が活用することから、今回トイレ改修を行うものでございます。2目の公民館費は財源組み替えの計上です。

3目文化会館運営費、ここから28ページまでに及びますけれど、10款の教育費7項の保健体育費1目の保健体育費総務費の部分でございます。4節の共済費、ここまでは職員給与関係の増額の補正を行っております。その下、11節需用費、12節役務費、27節公課費は、生涯学習課が所有しておりますマイクロバスの車検の費用としての計上でございます。3目学校給食費11節の需用費です。燃料代は重油代の増額補正、光熱水費は上下水道の使用料の増額補正を行うものです。

14款予備費につきましては、歳入歳出の調整額としての計上となっております。

次に、議案第61号、平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算書（第3号）でございます。

1ページをお開きください。平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条です。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ146万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ26億9,554万円とするとしております。

こちらは6ページをお開きください。6ページは歳入となっております。

4款国庫支出金2項国庫補助金4目の国庫補助金です。1節の国庫補助金は、介護保険システムの改修に係ります補助金として受け入れるものの増額補正でございます。

8款財産収入1項財産運用収入2目の利子及び配当金は、基金の預金利子として計上しております。

10款繰入金1項一般会計繰入金4目のその他一般会計繰入金は、一般会計から事務費として繰り入れるものでございまして、産休職員の代替非常勤職員の報酬、それから介護保険システム改修委託料として一般会計から繰り入れるものでございます。

7ページは歳出でございます。1款総務費1項総務管理費1目の一般管理費1節の報酬です。歳入のところでも申し上げました、産休職員の代替非常勤職員の報酬として3カ月分の計上とな

っております。13節委託料、介護保険システム改修委託料の増額の補正でございます。

7款基金積立金1項基金積立金1目の介護給付費準備基金積立金は、基金利子を基金のほうへ積み立てるものでございます。

こちらにつきましては、以上でございます。

次に、議案第62号でございます。

平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第2号）です。こちらも1ページをお開きください。

平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,738万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億9,484万2,000円とする。

第2条では地方債の補正を記載しております。

4ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございます。1、変更、起債の目的は公共下水道事業でございます。2,880万円を減額し、2億4,120万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。事業費を減額することから起債のほうも補正を出すというところでございます。

7ページをお開きください。歳入でございます。3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道費国庫補助金1節の下水道費事業補助金でございます。こちらは、補助金の内示によります増額補正を行っております。

5款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金です。事業費が減額となることから繰入金の減額を行うものでございます。

7款諸収入2項雑入1目雑入です。1節の雑入でございますが、消費税還付金の確定によります増額の補正を行うものです。

8款町債1項町債につきましては、先ほど4ページ、第2表、地方債補正で説明したとおりでございます。

8ページからが歳出でございます。1款事業費1項公共下水道費1目公共下水道費1節の報酬です。こちらは、非常勤職員報酬の減額の補正を行っておりますが、当初は技術職員2名を非常勤職員として雇用する予定でございましたが、技術職員を1名を5カ月間、その後の5カ月間を事務補助職員を5カ月間採用したことから、今回減額の補正を行うものでございます。2節、3節、4節につきましては、職員給与関係の減額、増額の補正でございます。6節恩給及び退職年金につきましても、退職手当組合負担金の減額の補正を行っております。13節委託料です。管渠実施設計委託料は見込みによります減額の補正です。下水道台帳整備委託料は、公共ますの設置、それから管路延長の増加によります増額の補正です。処理場長寿命化計画策定業務委託料は入札の残によります減額の補正でございます。都市計画決定・事業認可変更業務委託料につきましては、益城台地東区に下水処理区域編入によります全体構想を見直すことから、増額の補正を行っております。津森地区測量業務設計委託料の減額は、入札残によるものです。それから、その下の津森地区境界点復元業務委託料です。図根多角点復元精度の変更によります減額の補正を行い



ます。15節工事請負費です。管渠築造工事等でございます。国庫補助金の内示によります工事費の減額を行うものです。27節公課費でございますが、消費税の確定によります減額補正です。2目施設費の中の2節、3節、4節は職員給与関係の減額の補正を行っております。6節は恩給及び退職年金でございます。退職手当組合負担金の減額補正でございます。

10ページ、3款予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっております。

次に、議案第63号でございます。平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第2号）でございます。こちらも1ページをお開きください。

平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,653万6,000円とすとしております。

こちらも6ページをお開きください。6ページが歳入でございます。5款繰入金1項一般会計繰入金1目の一般会計繰入金です。こちらは事業費の増額補正によります一般会計からの繰入金を増額補正としての計上としております。

7ページが歳出でございます。1款事業費1項農業集落排水事業費1目農業集落排水事業費14節の使用料及び賃借料です。機械借上料の計上でございますが、処理場西側の調整池の除草、また新設公共ます設置時の機械借上料としての増額の補正です。15節工事請負費です。畑中地区下水道工事に伴います用水路改修のための工事請負費の増額補正です。16節原材料費でございます。新設公共ます設置に係ります材料費の増額補正を行っております。2目の施設費です。こちらは全て職員給与関係の増額補正の計上でございます。

8ページ、3款予備費でございますが、歳入歳出の調整額としての計上となっております。

次に、議案第64号でございます。平成26年度益城町水道事業会計補正予算書（第2号）です。

こちらも1ページをお開きください。総則で第1条です。平成26年度益城町水道事業会計補正予算は次に定めるところによる。

収益的支出の補正でございます。補正額を539万9,000円の増額として計上しております。またその下に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費139万9,000円の増額を計上しております。

5ページをお開きください。平成26年度益城町水道事業会計補正予算書実施計画明細書でございます。収益的支出でございます。支出の分で、21款益城町水道事業費用1項の営業費用4目総係費でございます。1節、2節、5節につきましては、人事院勧告に伴います職員給与関係の増額補正です。12節光熱水費です。電気料金の不足が予想されることから、増額の補正を計上したものでございます。以上でございます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第65号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告による国家公務員の給与改正に伴う給与条例の一部改正です。改正点は、民間給与との較差を埋めるための給料月額引き上げと通勤手当及び勤勉手当の引き上げ

の3点になります。

第10条第2項は、通勤手当の改正で、交通用具使用者にはかる手当について、民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円の幅で引き上げるものです。別表第1の給与表の改定は、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いた改定になります。改定率は、平均0.3%となっております。

第19条第2項は、平成26年度の勤勉手当を年間0.15月分、再任用職員は0.0月分引き上げ、12月期に、現行の0.675月分に引き上げ分を含めた0.825月分支給するものです。現在、期末手当、勤勉手当を合わせて、年間3.95月分が4.10月分になります。なお、第2条は、平成27年度6月期以降の勤勉手当の支給割合で、0.15%の引き上げ分を6月期、12月期に分けて、0.075月分を加算し、0.75月分の支給になります。附則は、条例の施行期日及び適用日等を規定したものです。

議案第66号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

今回の改正は、一般職員と同様の人事院勧告による国家公務員の給与改正に伴う改正です。改正点は、第8条第2項は、平成26年度の期末手当を年間0.15月分引き上げ、12月期に現行の1.55月分を1.70月分支給するものです。なお、第2条は、平成27年度6月期以降の期末手当の支給割合で、引き上げ分0.15%を6月期に加算し、12月期と同様の1.55月分の支給になります。附則は条例の施行期日及び適用日等を規定したものです。

議案第67号、益城町浄化槽清掃業の許可に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

浄化槽清掃業を営もうとする者は、浄化槽法第35条の規定により、町長の許可を受けなければならないこととされております。当該許可期間を1年以内から2年以内に改正するものです。浄化槽を清掃するには、浄化槽清掃業の許可と、清掃した浄化槽汚泥を処理施設へ運搬する一般廃棄物収集運搬業の許可の双方の許可が必要となります。廃棄物処理法が改正され、一般廃棄物収集運搬業の許可期間を1年から2年に延長されたことにより、県内のほとんどの市町村が浄化槽清掃業の許可期間を2年以内などに延長しており、当町においても2年以内とするものです。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第68号、益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

今回の改正は、国の社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度における掛金の額を見直すことが決定され、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、産科医療補償制度の掛金が1分娩当たり現行の3万円から1万6,000円に引き下げられることから、これに伴い、出産一時金の額を現行の39万円から40万4,000円に改正するものでございます。なお、出産育児一時金と産科医療補償制度の総支給額42万円については変更はございません。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第69号、上益城広域連合の規約の一部変更について御説明申し上げます。

上益城広域連合規約第5条の広域連合の作成する広域計画の項目に、「熊本中央広域市町村圏

協議会との関係に関すること」と規定されておりますが、熊本中央広域市町村圏協議会は、平成22年3月31日をもって解散しております。それに伴い、条文から削除する必要が生じたので、上益城広域連合規約の一部変更を行うものです。関係5町の同文議決です。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（中村健二君） 議案第60号から議案第69号までの10議案についての説明が終わりました。ここで暫時休憩します。  
11時から再開いたします。

---

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

---

- 議長（中村健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、議案第60号から議案第69号までの10議案に対しての質疑を許します。

質疑はありませんか。

2番高橋議員。

- 2番（高橋津代美君） 2番の高橋です。お尋ねいたします。

議案第60号のページ、13ページ、電子計算機の費用のことでお尋ねいたしたいと思います。最後のほうにシステム開発の委託料というのがございます。104万円、ソフトウェア保守委託料20万円。この104万円というのは、年間のパソコン、このシステムというのを、ちょっと内容を教えていただきたいんですけど、お願いいたします。

- 議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長の西橋でございます。2番高橋議員の御質問にお答えいたします。

議案第60号、平成26年度益城町一般会計補正予算書（第4号）、歳出の13ページでございます。2款総務費1項総務管理費3目の電子計算機運用費13節の委託料です。

こちらにつきましては、現在ホームページの中で、各施設の予約ができるようになっております。今回委託料として計上いたしましたのは、このホームページからの施設予約のシステムをちょっと変更いたしまして、今後、益城町のネットワークからここを切り離しまして、役場でサーバーを保有せず熊本流通情報センターのサーバーを借用することから、今回、開発委託料を出すものでございます。

理由といたしましては、今回、債務負担行為で計上させていただいておりますけれど、三つの施設が指定管理のほうに移行する予定でございます。町民憩の家を除きまして、文化会館、それから各体育施設につきましては、先ほどから言っておりますように、ホームページ上で予約の管理ができるようになっておりますけれど、各施設の使用料につきましては、町外か町内在住の方かということで料金を分けて設定しております。で、今回、今現在は、町内か町外かというのは、そのシステムのほうから確認ができるようになっておりますけれど、これを指定管理のほうに移

行しましたときに、第三者が益城町民の情報を管理するというところに不都合が生じる可能性がございますので、町のサーバーから切り離して熊本流通情報センターのサーバーを使用することで、今までどおりの予約管理を行っていくということから、委託料を今回計上させていただいているというところがございます。以上です。

○議長（中村健二君） 2番高橋議員。

○2番（高橋津代美君） はい、大体のことは分かりました。

もう一つお願いいたします。各課の更新なんですけれども、これはどなたのほうでなさってるんでしょうか。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課の西橋でございます。2番高橋議員の2回目の御質問にお答えします。

ホームページの管理全体としては、企画財政課情報管理係が行っておりますけれど、各記事については、その担当課が行うこととしております。以上です。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

11番竹上議員。

○11番（竹上公也君） 11番竹上でございます。議案第60号について、ちょっとお伺いしたいと思います。

ページが9ページ、16款の民生費国庫負担金。その中の3節。あ、ごめんなさい。間違えました。そこじゃなかったね。どれやったかな。ちょっと張りつける場所が違ったみたいですね。どっか、分かんなくなっちゃって。

じゃあ、その次を。ちょっとごめんなさい。目がちょっと見えなくなりまして、済みません。

11ページの20款の繰入金の中で、8節公園費公園整備基金繰入金、飯田山の公園の何か整備というふうにお伺いしたんですけども、10万円ぐらいで何の整備されるのか、ちょっと意味がちょっと分からなくて、どっかの補修か何かされるのか、その辺のことをちょっとお伺いできればと思います。

それとですね、17ページ、老人福祉費の中で、20款2節老人保護措置費で1,128万7,000円。先ほどの説明では、花へんろの29人が33人になったと。4人増えたということでございますけども、4人で大体1人当たり280万、私ども、よく、福祉についての現場に立ち会ったことございませんので、よく分かりませんが、この1人当たり280万というのは、大体どういうものに主に使われていくのか、その辺の内訳の関係を教えていただければと思います。で、年間1人当たり、大体扶助費っていうのは大体幾らぐらいかかっていくのか、その辺もあわせてお願いできればと思います。

ちょっと、先ほどの1番目の件は、ちょっとまた後でお願いしたいと思います。

○議長（中村健二君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。11番竹上議員の御質問にお答えいたします。

平成26年度一般会計の補正予算（第4号）中、11ページの繰入金の部分で、8節公園基金整備繰入金10万円。10万円で何ができるのかということのお尋ねなんですけども、この10万円につきまして、飯野の方がですね、飯田山の公園整備のために何かできるものをできるために10万円、これを使ってくれということで寄附がございました。飯田山のほうの整備のほうも大体終わりましたので、この10万円を、石のベンチのほうをですね、一応つくりたいと。特に公園の場合、よくベンチのところに宝くじからのやつとかですね、そういうのが書いてあります。せっかくの御好意ですので、石のベンチにですね、名前を、誰々様からの寄贈というふうな形でですね、座りやすいところに、皆様休憩できるところにその石のベンチを設置しようということで、本人さんとの協議も済みましたので、今回、こういうふうに設置するというで上げさせていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（中村健二君） 緒方いきいき長寿課長。

○いきいき長寿課長（緒方 潔君） いきいき長寿課長の緒方でございます。竹上議員の質問にお答えします。

ページ、17ページ、老人福祉費、その中で、20節の扶助費、老人保護措置費ということで、1,128万7,000円補正をしております。もう一度中身について御説明をいたします。

まず、養護老人ホーム花へんろの入所者の措置費と、それから、町外施設への入所者の措置の補正分でございます。現在、花へんろ、こちらのほうは50名が定員でございまして、現在50名の方が入所されているということで、当初29名の方を予算化しておりました。で、現在、4名が増え、33名と、それから町外者の方が17名入っておられます。こちらのほうは、町外の町が負担するというような形になります。

で、33名と17名合わせて50名というふうになっております。それから町外施設への入所者、こちらのほうが、当初予算8名分で計上しておまして、こちらが7名となっております、1名減額ということで、その増額分と減額分合わせて、差額が1,128万7,000円となり、補正をしております。

で、先ほど措置の内訳ということで説明してほしいということでありまして、こちらの措置費は入所者の食費、それから居住費関係が主な内容となっております。年間、大体9,000万ほど措置費がかかっているということでございます。以上で説明を終わります。

○議長（中村健二君） 11番竹上議員。

○11番（竹上公也君） はい、ありがとうございます。飯田山のほうも、何か飯野の方が寄附していただいたと、本当にありがたいことではなかろうかと思えます。

こちらの福祉のほうも分かりました。福祉のほうは、これからまたですね、いろんな方が入居され、今後、だんだん人数が増えていくんじゃないかろうかと。定員50名まで達していくんじゃないかろうかと思えます。お金がだんだんだんだん要ることになってくると思えますけども、何とか切り詰めてやっていかなきゃいかんと思っておりますので、皆さん方には大変御苦勞をかけますけど、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、先ほど、公民館のほうの外壁の保守、ございましたですね。あれ、何ページだった

ですかね。

(「9ページ」と呼ぶ者あり)

9ページ。済みませんね、本当に。助成金だったですかね。公民館のですね、外壁の剥離の補修ということでございますけども、先日もですね、建物が古くなってベランダが落ちこちて、前を人が通らなかったのでよかったというような、何か東京のほうでそういうふうなニュースが流れておりましたけれども、今回の外壁の補修について、どういうふうにされるのか、今、足場を組んでやられてるみたいでございますけども、そういう中で、高速洗浄して、吹きつけのやり直しをするのか、あるいは剥離の関係までちゃんとですね、笠木あたりの部分、大変建物自体が古くなってカビが生えておりますけど、真っ黒な状態になっております。ああいう形になるともう、上塗りをしたコンクリートの下まで、多分何ていうのか、カビがもう入っているんじゃないかなろうかと思えますし、そういうことになりますと、いずれにしても、剥離の、落ちこちる状況になってくるということになりますので、その辺まで考えて、きちっとした形で補修をされるように指示されてるのかどうか、その辺だけお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(自席より発言する者あり)

○議長(中村健二君) 西橋企画財政課長。

○企画財政課長(西橋幸子君) 企画財政課長の西橋でございます。11番竹上議員の質問にお答えいたします。

まず、歳入の9ページでございます。16款国庫支出金2項国庫補助金1目の総務費国庫補助金1節の総務費国庫補助金、がんばる地域交付金、歳入については企画財政のほうからお答えしたいと思えます。

これは、平成25年度にがんばる地域交付金というものを、国の補正予算のほうで計画を立てております。25年度、もしくは26年度の事業で町が計画をしているものに対して、財政力の弱い市町村に対して、このがんばる地域交付金というものを交付しようということが言っていました。

今回、当初予算、26年度の第1号補正で中央公民館の外壁改修工事を計上いたしまして、ちょうどここが、がんばる地域交付金の概要に合致するというので、今回、約、工事費の10分の1程度でございますけれど、この地域交付金を申請をいたしまして、中央公民館の外壁工事に対してこの歳入に充てるというところで、今回計上したものでございます。

工事の内容については、担当課長のほうから、またお答えすると思えます。以上でございます。

○議長(中村健二君) 安田生涯学習課長。

○生涯学習課長(安田弘人君) 生涯学習課長の安田でございます。11番竹上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、中央公民館の外壁の改修工事を行っております。3月末をめどに竣工する予定でございますが、工法的には昨年度の文化会館と同様でございます。まず、高速洗浄を行いまして外側のカビとか汚れとか、そういったのを洗浄します。その後に、爆裂のところを補修します。もちろん、目地も全部取りまして、目地も総がえでございまして、あと、若干雨漏りがしとりますので、

その雨漏り等の修繕もあわせて改修する予定でございます。以上でございます。

(「はい、分かりました」と呼ぶ者あり)

○議長(中村健二君) ほかに質疑はありませんか。

17番江越議員。

○17番(江越信保君) おはようございます。1点だけ質問させていただきます。議案第60号でございます。

ページは22ページ、8款土木費4項都市計画費5目の公園費でございます。15節工事請負費の中で、潮井自然公園整備工事、これが交付金の変更に伴う7,000万の減額になっております。この減額に伴うところで、現在、潮井公園の公園整備計画がなされておりますが、この計画に変更がないのかどうか、計画どおり、この7,000万の減額で支障がないのかどうか、その辺をお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長(中村健二君) 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長(杉浦信正君) 都市計画課長の杉浦です。17番江越議員の質問にお答えいたします。

議案第60号、平成26年度一般会計補正予算の(第4号)中、22ページの公園費で工事請負費の7,000万減額について、減額はしてるんだけど、計画についての変更はないかということの御質問でございますが、当初の計画については変更はございません。どうして7,000万の減額になったかということについてはですね、これは事業がですね、社交金を利用して工事しているわけでございますけれども、平成24年、25年の実績の配分がですね、社交金の配分が、大体5割から6割の、下水道もそうなんですけれども、交付予定額がですね、事業費の当初予定しているよりもそれくらいしか配分がなかったということで、私どものほうもですね、この潮井公園を計画的に整備するに当たっては、5割か6割しか交付金が来ないならば、ちょっと事業費を上乗せしてですね、やらないと事業が5年間で終了しないということを考えまして、27年の工事の部分を前倒しするという形ですね、26年度のほうに、一応要望しましたところ、26年度の配分がですね、本当、計画的にならなくて、10割来たと。だから、事業費がちょっと倍になってしまったということで、ちょっと県のほうともですね、いろいろ協議しまして、このまま26年度予定のをですね、27年に繰り越しをした場合、今度は27年の実績がゼロとなるわけですね。26年のやつがなるもんですから。だから、26年度のやつをですね、10割ついてしまったので、おまえたちの計画がだめじゃないかと言われれば、もうそうだと思います。そのところをですね、皆様方に御了承してもらわなければいけないというふうに、こちらのほうも思っております。

で、27年度につきましてはですね、26年度分を減額いたしまして、27年度のほうの当初のほうに上げさせていただいて、で、27年の実績をそこで持って行って、28年度も計画的にやると。26年度分を27年度に繰り越しますと、27年度の実績がゼロとなって、28年の、今度は配分のほうが少なくなってしまうという可能性があるということでしたので、こういうふうに下げさせていただいたと。何しろ、26年度の事業をするときに、半分ぐらしか予算使わないだろうという予測のもとがちょっと崩れたということが、ちょっと原因でございまして、私どものほうの計画

的にちょっと行かなかったというふうなのが実情でございます。

また27年度につきましても、大体27年度までにはですね、右岸側、いわゆる北側、布田川よりも北側のほうの整備が大体終わってしまうと。次、27年度で橋のほうまでが全部終わってしまいますので、28年からあと2年間にかけまして、今度は南側のほうの公園の、一応、整備計画ということで、当初どおりの計画で進む予定でございます。以上です。

○議長（中村健二君） 17番江越議員。

○17番（江越信保君） 17番江越でございます。今説明を受けまして、分かりました。何分、交付金でございますし、県等の交付金でございますので、予定どおり、こちらの計画どおり行かないちゅうこともよく分かりました。26、27、28年度と計画的に公園整備がなされておりますので、最終的には町民が待望する公園が、3年間余りですね、これで立派な公園ができることを希望いたします。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野田議員。

○1 番（野田祐士君） 1 番野田です。2 点お尋ねいたします。あ、済みません、2 点プラス今の質問で3 点ですね、質問させていただきます。

1 点目が、60号の、ページで言いますと10ページ、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金（都市公園）3,700万減の分が1点です。この中身、内容について教えていただきたいと思えます。

それと2点目が、62号ですね。公共下水道の、ページで言いますと9ページ、公共下水道費の中の都市計画決定事業認定で300万組んでおられますけれども、この内容についてですね、事業認定の内容について教えていただきたいと思えます。

まず1回目の質問です。

あ、それと済みません。今、最初の3,700万の分の限度分ですかね、について、今、先輩議員のほうから質問があったのも、ある程度含んでる部分もあるのかなと思えますけども、先輩議員は分かれたみたいですけど、私、意味が分からなかったんで、もう一度詳しく説明をお願いいたします。

○議長（中村健二君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。1 番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第60号、平成26年度一般会計補正予算（第4号）の歳入のほうの国庫補助金、ページ、10ページの一番上、3,700万の減額につきましては、先ほど江越議員の質問にありましたうちの7,000万減額のうちで2分の1補助ということで、その分減額をさせていただいているということで、工事の内容等につきましてはですね、今工事のほうをやっておりますあとのですね、右岸側のほうの入り口よりも、もっと東側のほうの園路広場、のり面等の工事の部分が一つ。

次に、今工事を行っています橋梁の、下部工を今やっていますけども、下部工をやった後の今度は上部工の部分が、26年度でやる部分が以上です、この二つ。



それと、27年度でですね、今度は減額する部分につきましては、当初予定しておりましたのが、今、工事で下部工をやっているところの北側、入り口のところです。ここの部分の整備工事、園路からのり面等、それと、そこの園路の舗装工事、それと、今入っていますところから、今度は東側に入ってます植栽工事、その分も含めて1億3,000万で一応予定していたわけなんですけれども、27年度分を前倒しで26年度のほうで工事しますということで、国のほうの補助金の申請を一応上げていったわけなんですけれども、先ほど言いましたとおり、大体5割から6割ぐらいしかつかないということでありましたので、前倒しでそれだけやるというふうにしたところが10割補助がついたということで、今回の補正でこの分7,000万の減額をして、7,000万の減額をした分は来年度の工事分として、また新たに上げさせていただくという、補助のほうも同額なんですけれども、こういうふうな形でもう1回やり直すということで考えております。

○議長（中村健二君） 上田下水道課長。

○下水道課長（上田勝二君） 下水道課長の上田です。1番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第62号、平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）中、ページの8ページです。8ページの歳出です。1款事業費1項公共下水道費1目公共下水道費13節委託料の中で、ページは9ページの頭になりますけど、都市計画決定事業認可変更業務委託料300万円についてのお尋ねだったと思います。これ、区画整理の東地区ですね、東地区の下水道処理区編入によります全体構想見直し業務の300万円でございます。以上です。

○議長（中村健二君） 1番野田議員。

○1番（野田祐士君） 2番目の質問の下水道の全体工区の見直しというのであったんですけども、これ、事業認可の分なんで、ちょっと細かいところまでどうこうを聞くというのはありませんけれども、東地区について、今度、区画整理がまた新たにできるようになったということで喜ばしいこととは思いますが、それについての下水道関係の事業認可の変更業務委託料というお話だと理解しておりますけれども、これ、あそこが何町、結構多いですよ。何町歩だったと思うんですけども、それについて、この事業認可を変更する際に、処理全体分をもちろん把握してやるということでしょうから、処理施設関係等まで含まれた構想の委託ということで考えてよろしいんでしょうかというのが、もう一遍、お尋ねです。

それと、済みません。潮井公園についてなんですけど、1億3,000万中、半分の7,000万ぐらいしか来ないだろうということできるということで、分からなくはないんですけども、これ、全体の工事費で4億ぐらいだったですかね。4.5だったですかね。でも、1億5,000万で3カ年で割っても、1億5,000万要求するのは妥当なところだというふうに理解しておりますけれども、それが、1億3,000万要求して1億3,000万来てしまいましたということで、進まないから来年度に回しますと、単純に言えばそういうことだと、半分は来年度に繰り越しというか回しますと。繰り越しはできないんで回しますということでしょうけれども、4億5,000万を3年で割ったら1億5,000万、5年で割ったら9,000万という話なんでしょけれども、回さんといかん理由があるんですかね、できない理由が。その下部工をせんと、上部工はかからんけんが、時間的に無理です

よという話なのかもしれませんけれども、1億3,000万組んであるのであれば、その分で工事は出せる、出してもいいんじゃないかと。施工的なものの中身についてはちょっと分かりませんが、施工的に無理だから出せないということであれば、それもいいかもしれませんけども、これもちょっと県との話なのか国との話なのか分かりませんが、そういう回し方で、実際いいんですかね、その補助金的な部分について。そこはちょっと確認しときたいと思いますので、できたらよろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。1番野田議員の2回目の質問にお答えいたします。

この補助部分、1億3,000万、そのまま26年度で使ってもいいんじゃないかというふうなあれがありましたけれども、どうしてもですね、この橋梁関係のがちょっとありますので、この分、下部工が、今、本年度いっぱいまででなります。で、上部工のほうがですね、これは繰り越しになりますけれども、この部分で一応発注する予定でございます。で、今園路のほうも工事のほうを今やっております、その部分、その道路のほうができないと、奥のほうのエリア、手前のほうのエリアもありますけれども、一緒に発注してしまうとですね、ちょっと工事の安全上のにも、したほうが、こういうふうに分けたほうがいいんじゃないかということで、県のほうとも協議もしまして、そういうふうに分けたということでございます。

それと、平成25年からこの事業を始めておりますが、一応5年間でする予定でございます。前回のときもお話ししましたけれども、繰り越しになって26年度の末で、25年度繰越分が一応できるということで、これに対しても、河川協議等です、なかなかそれは進まなくて、工事部分も発注も遅れたということもございます。これは、工事部分につきましても、補助の申請につきましても、県のほうとですね、打ち合わせして、これのほうが一番ベストではないかということで、県のほうと協議しながら決定した部分でございます。計画は29年までで行う部分でございますので、幾分、今のところ遅れぎみではありますけれども、27年で繰り越しもなくきれいに済む計画でおります。

あと28年についても、27年の実績によって補助もつきますので、27年のほうにこの工事を持ってきたほうが補助がつきやすいという形で調整が一応終わったということでございます。

（「繰り越し分と、繰り越してよかってあれば、繰り越せばよかじやなかですか」と呼ぶ者あり）

じゃあもう1回、前回説明した部分につきまして行います。26年です、事業費1億3,000万そのままを繰り越しした場合です、26年度の実績として27年度の工事の部分も繰り越しを行うということになった場合、27年度の実績がですね。

（「26年で予算要求しとったけんが、その分ば繰り越すなら、27年度はさらに予算要求すればいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

27年のそのときにした場合、絶対、もう繰り越しというふうな予定の部分になってしまいますので、県のほうと協議しながら、このほうが一番ベストであるということで、一応しました。で、

特に補助関係がですね、大体25、26、27というふうに、26年度はですね、24、25の実績をして、2分の1しか補助がつかなかったということで、今回、26年度のほうについて倍額の事業費をのせたらば、ちょうど26年度事業費が全部できるのではないかという思いで、うちのほうが事業費のほうを上乗せしてやったということで、27年度のほうはですね、順調に、この部分で申請すれば、多分できるのではないかというふうなあれでやっております。

○議長（中村健二君） 上田下水道課長。

○下水道課長（上田勝二君） 1番野田議員の再質問にお答えいたします。

今回の分ではですね、処理場のほうまでは、改修までは含んでおりません。以上です。

○議長（中村健二君） 1番野田議員。

○1番（野田祐士君） 先ほどの繰り越し云々についてはですね、県と協議された結果ということですよ。もうじゃあ、最終年度までにですね、終わるように努力していただければありがたいと思っております。

それと、事業認可のほうの分は、処理のほうは含んでいないということなんですけども、実際、20何町歩だったですかね、増えた分で、処理のほうは事業認可関係に含めなくて大丈夫なのかがちょっと心配ですけども、そこだけ最後よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 上田下水道課長。

○下水道課長（上田勝二君） 1番野田議員の再々質問にお答えいたします。

区画整理事業のですね、法手続が完了してですね、排水区域とかですね、計画、フレームのですね、抜本的な見直しは、その時点で出てくると思います。以上です。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

6番寺本議員。

○6番（寺本英孝君） 6番寺本です。1点だけ質問いたします。

議案第60号です。ページが26ページです。19節の負担金補助及び交付金です。155万4,000円ですか。確かに、これは私がふるさとの寺中の公民館と思いますけど、私はこの席でも何回となく補正予算のあり方ですね、今度も一般質問で同僚議員がですね、補正予算のあり方というのをですね、一般質問で取り上げておりますけど、確かにこれは、がんばる地域交付金の中のふるさとづくり施設整備補助金と思いますけど、何かですね、もちっと当初予算にですね、ある程度分かっていることと思います。一応、下水道トイレ改修とかいろんなですね、そすとあの、何か聞くところによりますと、町内の33施設の何かめぐりの場所で、そこでトイレ休憩するから、ぜひとも部落のトイレを改修してですね。だけん、ある程度、そういうのはですね、事前に、私から言わせればですね、当初予算にですね。だけん、何回となく私はこの席でですね、補正予算のあり方というとはですね、質問したと思いますけどですね、同僚議員があすの一般質問でもですね、この問題を取り上げておりますけどですね、本当に私が言いますのは、やっぱり災害とかですね、いろんな緊急を要するものが補助金であって、補正予算であってですね、このあたりは、もちっと補正予算等あたりはですね、考えてしてもらいたいと思っております。以上です。

○議長（中村健二君） 安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君） 生涯学習課長の安田でございます。6番寺本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

補正予算の件につきましては、まず寺中の近所の施設の方々が、結構サロンにも使っている。で、車椅子の方も大勢ございますので、今の和式トイレでは使用できない。で、当初考えはなかったかと申しますと、区の区長さんあたりも、その施設の方が多く利用するという事は、当初、考えはなかったらしいです。

あと一つ、先ほど議員さんも御指摘ありましたが、益城三十三ヶ所めぐりをつくりました。当初は、こんなに早くでき上がるとは思ってませんでしたし、なおかつ、もう今で、600部出ております。11月ぐらいから配布しまして、600人の方に、もう行き渡っております。予想をはるかに超える方々が見ていただくということで、もう中には回っているという情報も入っておりますので、その方々のトイレ休憩にも必要とか思いまして、補正で上げさせていただきました。以上でございます。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

13番稲田議員。

○13番（稲田忠則君） おはようございます。13番稲田でございます。議案第60号につきましてですね、1点だけお尋ねいたします。

ページは5ページです。第2表の債務負担行為補正でございます。これはですね、説明の中でですよ、ここにちゃんと記載されております。町民憩の家ですね、指定管理者が3年間でですね、限度額が5,400万と。文化会館が2億1,000万、総合体育館が5年間でですね、文化会館と総合体育館は5年間でですね、こういう数字になっております。で、これを見ているとですね、大体ですね、今まで益城町憩の家につきましてはですね、町のほうからの一般財源持ち出しがですね、大体、年間ですね、2,400万から2,500万だったかと思えます。それと、この文化会館につきましては、大体一般財源のほうからですね、年間6,000万円台のですね、予算が計上されていたかと思えます。

それから総合体育館につきましては、総合体育館とですね、体育施設全体ですね、で、約、大体8,000万円台のですね、この一般財源が使われていたというふうに思っております。そういう中でですね、今回この計上してあります債務負担行為ですけども、これは指定管理者制度のですね、今度引き受けられた方に対しましての補助金ちゅう形でですね、憩の家につきましては、約1年間に1,800万円、文化会館につきましてはですね、4,200万、総合体育館につきましては4,500万の補助という形でですね、町のほうでですね、こういう形で計上されていると思えます。これを見ますとですね、町の持ち出しがですね、やはりこの数字を見ているとですね、かなり減額になるということでですね、指定管理者制度にした意味の中でですね、これは本当にいいことじゃないかというふうに思っております。そういう中で、この前もですね、全員協議会の中で説明がございましたように、やはり指定管理者制度になってからですね、今までよりもですね、町民の方に対しての低下がないような形でですね、やはりそれが一番望むところでございますので、こういう中でですね、町が指定管理者制度にした場合のですね、一般財源の持ち出しがやっ

ぱり減ってですね、そういう中で、いろんなまた町ですね、予算の中に配分ができるかなというふうに思っておりますので、そういうことで、今私が質問しました内容で間違いはございませんか。お尋ねいたします。以上でございます。

○議長（中村健二君） 田中福祉課長。

○福祉課長（田中秀一君） 福祉課長の田中でございます。13番稲田議員の憩の家の部分につきましてお答えさせていただきます。

憩の家につきましては、今、稲田議員がおっしゃいましたように、大体、年によって上下はありますけれども、大体収入が1,100万程度、それと歳出、支出のほうが大体年間3,400万程度というような形になっております。で、差し引きとしましては、大体2,000何百万が、2,300万から400万程度が一般財源の持ち出しという形になっております。今回、指定管理者のほうをいたしまして、大体、年間平均1,800万、3年間で5,400万という形で募集をしましたところ、先日プレゼンをしていただきました会社が指定管理者候補として決定をいたしました。で、一応金額的には、先ほど言いました2,000何百万の持ち出しになっておりますけれども、そのうち協議の中で、大体憩の家の30万以上の修繕につきましては、町と協議を行うと。30万以下は業者のほうでやっていただきますけれども、30万以上につきましては、町と協議を行うということになっております。で、当然、年度によって、30万以上の工事が何件あるかというのはちょっと違いますけれども、ここ4年ぐらいの平均を見ますと、大体200万程度でございますので、200万程度は町のほうで修繕をする必要が出てくる可能性があります。で、この分を差し引きますと、大体2,050万程度が町の持ち出しということになりますけれども、先ほど言いましたように1,800万ですので、年間250万程度の持ち出しが削減できるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君） 生涯学習課長の安田でございます。13番稲田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、益城町文化会館管理指定料ですけれども、これは平成23年度から25年度まで、3年間の支出から収入を引いた中で、10万円以上の工事費とか、あと修繕費、さらには備品購入、そういったのは町の経費になりますので、それを引いた中で算出をしております。実際、それを5年間で計算しますと2億4,400万ほどになります。

で、今回の限度額が2億1,000万でございますので、5年間で3,400万円ほどの削減になります。

総合体育館等の指定管理料につきましても、3カ年の平均を出しております。実際が、5年間に直しますと、これは、修繕費は30万円以上、工事費、備品は町負担になりますので、そこを引いた額になりますが、5年間で約2億6,000万になります。今回の限度額は2億2,500万でございますので、3,500万ほど下がっております。

あと、恐らくデメリット関係が出てくると思いますが、一番のことは、町民の皆様が、町から民間業者に移る、そういったことが一番心配になるかと思いますが、その辺につきましては、公報まじきはもとより、ホームページ、さらには利用者、町民の方々に説明会をさせていただきます、十分納得していただくよう努力するものでございます。以上でございます。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

8番石田議員。

○8番（石田秀敏君） 8番石田です。議案第60号についてお尋ねいたします。

まず、5ページ、債務負担行為の関係でございますが、先日の全員協議会におきましてですね、いろいろ説明も、我々も受けたところでございますが、文化会館と総合体育館等につきましては11月11日に、憩の家は11月18日にプレゼンテーションを実施して、指定管理者選定委員会において総合的に審査、最も得点が高かった適任業者を選定したということでありまして、この期間ですね。期間が、憩の家だけが3年間になった理由。それと、選定委員会のメンバー、それに3カ所、それぞれ点数がついておりますが、全協のときの資料によりますとですね、それぞれの選定の点数がついておりましたが、それぞれの選定委員の採点表というのがあるかと思っておりますので、その採点表を公表していただきたい。

それとですね、そもそも公共施設は、運営面でのですね、収支黒字目的で設置されたものではないと思います。町民の体力増進や健康維持はもちろん、町民同士の交流の場を目的にしたものもあろうかと思っております。担当課の資料を何部かいただいたわけでございますが、3カ所とも過去三、四年間の赤字運営の資料ばかりでございます。運営面から見るとですね、仕方ない面も一面あろうかと思っておりますが、指定管理者を導入することによりまして、利用者側のメリットはどのようなものがあるかとお考えか教えていただきたいと思っております。以上です。

それと、同じ議案第60号の21ページ、一番下の地籍調査事業費、委託料509万9,000円。現在の進捗状況、調査が済んでいる部分、それと今後の完了予定、見込み年度は何年ごろになるのかですね、ひとつ、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（中村健二君） 田中福祉課長。

○福祉課長（田中秀一君） 福祉課長の田中です。8番石田議員の御質問にお答えいたします。

まず、憩の家の指定管理に関しまして、どうして3年か、ほかの施設は5年なのにと御質問ですけども、一応、憩の家に関しましては、なかなか指定管理を引き受ける企業と申しますか、事業所はないんじゃないだろうかというふうに考えておりました。一応、手を挙げやすいようにということで、3年ならばちょっと手を挙げやすいんじゃないだろうかというふうに考えて、一応3年にしたところなんです。

それから、選定委員会、憩の家に関しましては、11月18日にプレゼンテーションを行って、選定委員会のほうを開催しております。一応メンバーは誰かということですけども、メンバーにつきましては、総務課長、教育長、会計管理者、総務審議員、企画財政課長、そして、私、福祉課長で行っております。個人ごとの点数の公表をということは、ちょっとそれはできないものと考えております。

また、先日、全員協議会のときに、審査の結果ということで、団体A、B、C、Dということで点数を公表しておりますけれども、まず団体Aにつきまして、今回指定管理者にしようとしております益城町町民憩の管理運営共同企業体ということになります。また、企業Bが株式会社グッドスタッフ、企業Cが株式会社サンアメニティー、企業Dが株式会社カーリーノファシリテ

ーズですかね、こちらのほうの会社ということになっております。

それから、指定管理者にした場合の利用者のメリットはどういうものかということでございますけれども、今現在、憩の家につきましては入館料を取って、あと、お風呂に入ってください、カラオケをする人は歌ってください。割と自由ということで、事業としてはほとんど行っておりませんが、先日御説明いたしましたように、来館者に対しまして、いろいろな健康相談とか健康事業を行います。また、子どもに対しても、子ども寺子屋とか移動図書館みたいな感じのを行っております、若い方といいますか、子どもから高齢の方まで楽しめるような施設を目指しておりますので、その辺がメリットじゃなかろうかというふうに考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君） 生涯学習課長の安田でございます。8番石田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

選定委員につきましては、先ほど田中が申しましたが、生涯学習課の関係につきましては原課の課長になりますので、総務課長からずっと並びまして、最後の6番目が安田でございます。

個人ごとの点数につきましては、済みませんが、削除させていただきます。

それと、点数につきましては、まず、総合体育館等を申し上げます。申請が6社ございまして、当然、一番点数が高かったのは、公益財団法人熊本YMCAでございます。あと2番目につきましては、コナミスポーツ&ライフ・キューネットグループでございます。3番目が株式会社東京ドームスポーツでございます。4番目が。

（「その部分は質問しとらんけん」と呼ぶ者あり）

あ、いいですか。

メリットを申し上げます。メリットにつきましては、運動施設につきましては、飯野とか津森・福田校区の交通の利便が悪いところにつきましてはバスを出す。週に複数回、1日複数回バスで送迎をするということと、あとお医者さん、医師の無料健康診断、そういったのと、あとスポーツ健康関係の教室につきましては、無料からワンコインの安い価格でそういった教室を開くのが長所でございます。

また文化会館のメリットにつきましては、ホワイエが、今完全に生きておりませんので、そのホワイエを使って、ホワイエ・コンサート、さらには文化協会とタイアップをしまして、文化協会並びに住民の皆様方の展示スペースを常時開設する、そういったことと、あと、文化関係の教室、そういったことで町民サービスを図っております。

あと、最後になりますが、文化会館につきましては、今8時半から午後5時までしか受付をしておりませんが、それを8時半から午後10時まで、営業時間内、受付をするということでございます。以上でございます。

○議長（中村健二君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。8番石田議員の御質問にお答えいたします。

議案第60号、益城町一般会計補正予算中、21ページ、8款土木費1項土木管理費2目の地籍調

査事業費、その中の13節の委託料で、この中身がまず何なのかということで、備考欄に書いてありますように、実施測量業務委託ということで、現在、地籍調査のほうは役場の北側の宮園、それから安永方面を現在行っております。

で、益城の方面に、今調査が差しかかっておりまして、その部分におきます委託料の中身でございまして、まず一つが、歳入にもありますけど、国費の確定ということで、138万7,000円ほどは補助金が確定いたしておりますので、この分はですね、業務を前倒しでやっております。立ち会いをですね、立ち会ったところの測量の具体的な数字を定める測量をやっております。それと、益城の方面が既に分筆といいますか、確定測量がなされておりますので、実際、現地で立ち会う前に、事前にですね、立ち会うための資料をつくることでスムーズにですね、事業が進むように、その分の費用を合わせてですね、計上しております。その分が合わさりまして、509万9,000円という費用になっております。

それから進捗、それから見込み年度ということで、正確な数字をですね、ちょっと手元に持ってきておりません。進捗率におきましてはですね、平成10年に津森方面から始めまして、まだ30%台ということで、なるべくですね、早目に事業進捗させないと、なかなか境界が分かれる方がいらっしゃらなくなっているのが現状でございますので、もうちょっと急いでですね、やる必要があるのかなと思っております。

で、見込みということになりますと、これもちょっと正確な数字じゃございませんが、今のペースでいきますと、平成の40年代になるのじゃないかというような数字が出ております。これもですね、年度の分の作業量を増やせば、1年、2年と早くなるのじゃないかと思っております。以上です。

○議長（中村健二君） 8番石田議員。

○8番（石田秀敏君） 地籍関係についてはですね、約30%ぐらいということで、確実ではないが、見込みとしては平成40年代というようなこととございました。これ、終わればもう、大変ありがたいこととございますので、1年でも早く終わりますように、ひとつ御努力をお願いしたいと思えます。

平成40年といいますと、もう我々は生存しておりませんか分かりませんが、子孫のために、どうぞよろしく願いしておきます。

それとですね、さっきの指定管理者の採点表は御遠慮したいということでございますが、その御遠慮したい理由、なぜ公表できないのか。ただ、プレゼンテーションを実施しました。はい、点数は何点つきました。この方が一番点数が高うございました。ですから、いかがでしょうかと我々に問われてもですね、判断の仕方も分からんわけですね。大ざっぱな判断しか、一般社会的な判断の仕方しか分からんわけです。どういう点数のつけ方があったのか。我々も勉強しなくちゃいけませんので、再度、公表を求めます。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 石田議員の2回目の質問にお答えいたします。

選定の基準の配点とかですね、そういうのは要綱のほうで全部述べております。で、これで、



委員さん6人でやったんですけども、その合計点でこうなったということでございまして、個人個人の委員の点数自体を公表するというような、そういう前提のもとでやっておりませんので、最低限、トータル的なもの、合計点を公表するということでしております。御了承願いたいと思います。

○議長（中村健二君） 8番石田議員。

○8番（石田秀敏君） 御了承ができませんわけでございますね。委員各個人個人の公表ができませんということであればですね、その採点のひな形、採点表のひな形か何かあるわけでしょう。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでも結構でございます。それができんということであれば、暫時休憩をお願いします。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 総務課長の矢嶋です。石田議員の質問にお答えします。

ここに選定基準の配点、基準と配点ということですね、表がございます。で、点数配分もございます。これに基づいてやっているということでございますので、これはもうお渡しできますので。

（「それは、じゃあ常任委員会前でも結構ですので、配っていただければ」と呼ぶ者あり）

はい、分かりました。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） ないようですから、これで議案第60号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から議案第69号「上益城広域連合規約の一部変更について」までの10議案に対する質疑を終わります。なお、詳細につきましては、各常任委員会において、十分審査をしていただきたいと思います。

議案第60号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から議案第69号「上益城広域連合の規約の一部変更について」までの10議案につきましては、皆様方のお手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から議案第69号「上益城広域連合の規約の一部変更について」までの10議案につきましては、お手元に配付の付託区分表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

---

散会 午後0時15分

平成26年12月第4回益城町議会定例会会議録

1. 平成26年12月8日午前10時00分招集
2. 平成26年12月9日午前10時00分開議
3. 平成26年12月9日午後3時14分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 3番 宮崎 金次議員
- 13番 稲田 忠則議員
- 17番 江越 信保議員
- 2番 高橋津代美議員
- 1番 野田 祐士議員
- 5番 甲斐 康之議員

---

7. 出席議員（17名）

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1番 野田 祐士君  | 2番 高橋 津代美君 | 3番 宮崎 金次君  |
| 4番 坂本 貢君   | 5番 甲斐 康之君  | 6番 寺本 英孝君  |
| 7番 坂口 政弘君  | 8番 石田 秀敏君  | 9番 坂田 みはる君 |
| 11番 竹上 公也君 | 12番 福永 誠一君 | 13番 稲田 忠則君 |
| 14番 荒牧 昭博君 | 15番 渡辺 誠男君 | 16番 山内 親宣君 |
| 17番 江越 信保君 | 18番 中村 健二君 |            |

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 吉崎 博美

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- |           |         |          |        |
|-----------|---------|----------|--------|
| 町長        | 西村 博則君  | 教育長      | 森 永好誠君 |
| 会計管理者     | 内田 吉十司君 | 総務課長     | 矢嶋 正昭君 |
| 総務課審議員    | 中桐 智昭君  | 秘書広報課長   | 堀部 博之君 |
| 企画財政課長    | 西橋 幸子君  | 税務課長     | 森田 茂君  |
| 住民生活課長    | 森部 博美君  | 子ども課長    | 花田 博文君 |
| 健康づくり推進課長 | 福島 幸二君  | いきいき長寿課長 | 緒方 潔君  |

福祉課長	田中秀一君	農政課長	山本信行君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	上田勝二君	学校教育課長	藤岡卓雄君
生涯学習課長	安田弘人君	水道課長	西村秀幸君

---

開議 午前10時00分

○議長（中村健二君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は6名でございます。

質問の順番を申し上げておきます。

1番目に宮崎金次議員、2番目に稲田忠則議員、3番目に江越信保議員、4番目に高橋津代美議員、5番目に野田祐士議員、6番目に甲斐康之議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（中村健二君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、宮崎金次議員の質問を許します。

3番宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） おはようございます。3番宮崎でございます。

今回も先陣を切って一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

また、本日も傍聴席に保護者の人たちも含め、たくさんお見えであります。本当にありがたいことだと思います。

昨日、町民の安全に責任のある町長に、今話題のオスプレイに体験搭乗をしていただきました。その乗り心地はいかがだったでしょうか。

話を本題に戻しますが、私は議員になるとき、益城に新風を、益城に新しい風をと訴えて、この4年間努力してまいりましたが、今のままが一番いいと思っておられる人たちの中にはなかなかといったところでした。特に本議会の一般質問でも、町がさらによくなるようにとの一念から一生懸命考えて質問や提言をしてまいりましたが、正直申し上げて議会の終了とともにほとんどがどこかに吹っ飛んでしまうのが常でした。ですから、多分、今回もこれまでと同様になることかと思いますが、それでもめげず、私なりに少しでも町のためになればと思い、質問させていただきます。

さて、さきの6月議会では、基金のこと、住民からの要望、陳情の条例化について質問させていただきましたが、今回は、我が町の将来構想、計画的な財政運営、地域再生道路の活用の3点について質問をさせていただきます。

では、質問席のほうに移動します。

本日も、元気いっぱい、さわやかに質問したいと思います。

私は議員としてのこの4年間、執行部の業務を見ていて感じることは、確かに現業部門ですから、毎日毎日忙しい業務をそれぞれ一生懸命に取り組まれておられることは、私にもよく分かりますし、大変に感謝をしているところであります。が、ただ、私が受けた感じを率直に言わせてもらうならば、リングの上でボクサーがやみくもに相手と殴り合っているような姿に見えて仕方ありません。全く失礼な言い方かもしれませんが、執行部の皆さんがどうしても日々の業務に追いまわられているせいか、それとも配慮がないのか、よく分かりませんが、忙しい業務の中にあっても、時には業務と少し間合いをとって全体像を眺めてみたり、少し大げさな言い方をすれば、我が町の将来の戦略を考えることも必要ではないかと思えます。その意味から私の今回の質問は、町の行政について、先行性、計画性という言葉キーワードとして質問させていただきたいと思えます。

前置きが長くなりましたが、早速1番目の質問、我が町の将来像から質問に入らせていただきます。

皆様も御承知のように我が益城町は、平成21年の住民投票で熊本市との合併を拒否し、町単独で、つまり自尊自立することを選択をいたしました。この選択に基づき、町としては当然町の将来についていろいろと議論され、考えられてきたものと推察します。そして、法令等に基づき作成された最新版が、この、皆さん御承知のように第5次益城町総合計画、E I ぷらんで、本計画によりますと、目標年度を平成32年度とし、基本理念や本町の目指すべき将来像を定め、その実現のための施策の基本的な方向、これが基本構想としてまとめられています。

私もこの総合計画を何度も何度も読み返してみまして、確かにすばらしい内容のように思いますが、正直申しまして、かなり抽象的な部分が多く、多分どこの町に持っていっても通用しそうな表現が多く、中には、今ごろこんなことを書いてあっていいのかな等の疑問も感じてしまうところがありました。

でも、本計画は、議会も含めて皆さんで英知を絞ってつくった計画ですから、私がどうのこうの言うのはおかしいかもしれませんが、私には我が町が将来どのようにして自尊自立していくのか、その方向性について理解することができませんでした。

そこで、町長に我が町の将来像に関して2点伺います。

第1点目は、町長は、当然将来の我が町を見据えて行政を行っておられることと思えますので、町長の描く30年後の我が町の姿について教えていただきたいと思えます。

第2点目は、町長の描く30年後の我が町の姿に基づき、これから特に来年度は何に力を入れていくべきだと考えておられるのかについて教えていただきたいと思えます。

以上、2点について、第1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆様おはようございます。平成26年第4回益城町町議会定例会も2日目を迎えております。本日は一般質問ということで、6名の議員の皆様の質問をいただいております。一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、傍聴席のほうには、早朝からわざわざお越しいただきまして本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

昨日、オスプレイのほうが出ましたんですが、自分の主義として、やっぱり現場主義という話をしておりますので、1回乗ってみてどんなものかということで体験をしたいということで、宮崎議員紹介で体験をさせていただいております。今日、新聞に書いてありましたが、全然コメントと違うような感じで、危険は感じなかったということと、ヘリコプターにも乗ったことがあるんですが、その騒音あたりより乗った感じは振動も少なかったということで答えをしたところです。将来的には、さまざまな災害活動とか、そういったところに活用できればということで、インタビューのほうにはお答えしたところでございます。

それでは、3番宮崎議員の町の将来構想についての御質問にお答えさせていただきます。

宮崎議員が言われるとおり、本町には平成32年度を目標年次とした益城町総合計画がございす。この総合計画は平成21年度から平成22年度にかけて策定されたものですが、この計画を構成している基本構想に10年後の町の将来像が掲げられています。読み上げますと「水とみどり豊かで人安らぐ「夢・創造」のまち みんなの笑顔と愛情あふれるまちをめざして」となっております。これが本町が公に掲げている町の将来像であり、この将来像を実現するために各種施策を実施しているところです。

なお、この計画を策定するに当たっては、町民と町が協働のもと、住民アンケートの実施やワークショップの開催、総合計画審議会委員の公募、関係団体等のヒアリング、パブリックコメントの実施を行い、住民が考える町の将来像やまちづくりなどの意見を参考に策定をしましたところです。

ただいま申し上げました内容は、総合計画に基づく10年後の町の将来像であり、宮崎議員御質問の30年後の町の姿について公にするものではありません。ただ、30年後も本町が存続しているように、自立可能、持続可能な町を創造するとともに、町民の皆様が元気に笑い合えるまちづくりを目指し、住んでよかったと思われるようなまちづくりを今後も町民の皆様とともに進めたいと考えております。

また、来年度に何に力を入れていきたいのかとの御質問ですが、子育てや高齢者、障害者に配慮した施策、防災や的確な行政運営、農業や商工業の発展による雇用や販路の拡大、定住促進によるぎわいのあるまちづくりなど、バランスのとれた施策を展開していく年にしたいと考えております。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 町長の1回目の答弁、ありがとうございました。

30年後の姿についてはですね、なかなか具体的なコメントがなかったんですが、特に総合計画、これは10年先を見越してるんですが、そこと大体同じだろうと。ともかく、この町に住んでよかったと、こういうまちづくりをしたいと、こういうことでございました。

それから、来年度以降もですね、まあ多分、今年度と同じような重点というよりバランスのとれた施策をやっていききたいと、こういうお話でございました。もう少し具体的に突っ込んでお聞

きしたかったんですが、出てきませんので、次のほうに進めさせていただきます。

2回目の質問に入らせていただきますけども、確かにいろいろ不確定要素が多いと思います。ですから、一概に30年後どういう形になるというのは、なかなか誰にも見通せないとは思いますが、国や県は当然将来を見越して計画を立てています。そして、それに基づいて業務を進めています。ですから、我が町が、将来のあるべき姿と申しますか、具体的なイメージを描いて、それを具体的に描いて、今何をなすべきかというのを考えておかなければ、県はもとより、周りの町にも遅れをとってしまうことになってしまいます。

そこで2回目の質問ですが、将来、例えば10年後、20年後、30年後でも結構ですが、我が町の姿を描いたとき、具体的に質問します。まず一つ、町の中心地域はどこになっているとお考えなのか。今は木山です。

2番目に、そのときの町の人口はどれくらいになっていると思われますか。この総合計画では10年後、3万3,000云々でした。だけど、実際今はもう3万4,000になっています。そのときの人口はどれくらいになっていると思われるのか。

3番目に、町の財政に及ぼす影響。特に我が町の税収、この自主財源です、は、どの程度になっていると思われますか。今は大体40から45%、大体45%が自主財源です。引き続いて、半分以上で自主財源という町をつくっていくのか。

それから4番目に、道路網等を含む町のインフラの状況はどうなっていると思われるのか。

もう一回繰り返します。町の中心地域、2番目に、そのときの町の人口は大体どれくらいを予想してですね、組み立てられていくのか。それから3番目に、町の財政に影響を及ぼす、特に税収ですね。その自主財源、今45%前後ですけども、これを引き続いてですね、そのままいくのか、それとももう少し自主財源を上げて云々したいのか。それから4番目に、道路網等を含む今のインフラの状況はどういうふうにですね、将来見越しているのか。この4点、非常に難しい問題だとは思いますが、誰にも答えられんかもしれませんが、こういうのをイメージしてですね、行政を進めていかないとという観点から2回目の質問にさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番宮崎議員2回目の質問にお答えします。

なかなか30年後の世界ということで答えづらいところもありますが、お話しさせていただきたいと思います。

今から私は38年前、総務課のほうで給与担当をやってました。当時はそろばんです。そろばんで職員の給料計算やりながら、つけペンで文字を書いて、文書づくりはタイプライターの方がやられてたと思います。もちろん電卓もありませんでした。それから、電卓、ワープロ、ポケベルなどが普及して仕事しやすくなったなと思ったら、現在はパソコンや携帯電話が普及し、携帯においてはもうスマートフォンがあつという間に普及したような状態です。また、自動車においても、ガソリン車からハイブリッド、電気、やがて水素が主流になっていくかなということで、そして家電製品についても、以前は白黒テレビで、これの画面に何か大きくするためにかけて見て

たような時代があったと思います。今はもうカラーを超えて3D画面ということで、飛び出すようなことで、大変使いやすくなってるかなと思います。

子どものころ、鉄腕アトムを読んで、車が空を飛んで、ロボットが人々のお世話をする姿を見て、まあ何百年か先にはこんなすばらしい未来が来るかなと思っておりました。ところが、鉄腕アトムの世界はまだ夢物語ですが、科学技術はどんどんどんどん進歩を続けて、介護ロボットやお掃除ロボットなど、労働の大半をロボットが受け持つ社会に向かって進んでいるようです。この現在の姿、皆さん方、想像したでしょうか。

一方で、ある番組で、便利になりすぎて、隣の方と話でなくてメールでやりとりしていると。コミュニケーションがとれてないということで、それを心配した会社の経営者の方が、社員旅行とかドッジボール大会あたりを計画されたということで、これは旅行会社に依頼して連帯感をつくらうということでやられたということで、その結果、人間関係が改善されておりました。30年前にやって、今、社員旅行ほとんどやってません。これが今、見直されているところです。

さて、来年から30年後に向けて、どんなことをやっていこうかということで、皆さん方も一緒かと思いますが、なかなか30年後の町の姿は想像できません。やはり、科学の進歩は想像もできないくらい発達したということで、中心地がどこになるのかとかですね、そこも見据えてやっていかにやいかんかなということで思っております。

ただ、一つ言えることは、人口推計を、これは国のほうも今動き出しております。まち・ひと・しごと創生会議ということでやっております。これは何かというと、人口の東京一極集中を避けて、地方に仕事を生み出し、地域の活性化をやっていくということです。この中で、シビアな人口推計、これは10年後、20年後になってきます。それを推計を立てて、まちづくりの将来をつくっていくというのが求められております。

そういったことで、後でお話ししようと思ったんですが、我々職員、議員さん皆さん方にもそういった将来のまちづくり、これをやっていかないと、仕事もこれからは地方創生法案で手挙げ方式になっていくと思います。こういった仕事をしますから交付金をくださいと、そんな話になってくると思いますので、そこあたりも見据えてやっていけたらということで考えております。

人口あたりは、推計あたりは今からでもやっていけます。これからシビアな人口推計計画、10年後、20年後を見据えた計画を立てて。なかなか30年後というのは難しいかなと思いますが。人口についても、明治33年は4,385万人でした。平成12年は1億2,693万人、平成20年1億2,808万人ということで、これはもう2100年3億7,500万人になるというのが予想されてたんですが、2008年をピークに今減少して、逆に2100年は4,958万人になるという推計が立っております。

そういったことで、今度の地方創生法案あたりも、地域が活性化していったら益城の姿もまた変わっていくと思います。そういったことを踏まえて、今できることはやはり地域の仲間づくり、健康づくり、仕組みづくり、それと道路計画、これは今でもできます。ここあたりをやっていって、将来に向かったまちづくりをやっていきたいということで考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 町長の2回目のるるの答弁、ありがとうございました。

私の質問に対してはなかなかお答えになっていただけなかったんですが、町長の思いっていうかですね、それについては十分理解することはできました。まあ、多分私がどなたに聞いてもですね、30年後の我が町の姿を具体的にですね、こういうイメージをして云々とお答えになる人はそんなにおいでにならないかと思えます。私は決してですね、町長に意地悪したわけでもありませんで、我々は常にやっぱ将来のことを頭の片隅に置いておくべきで、とかく我々は町民の喜ぶことは今すぐにでも実行に移してしまいますけども、今辛抱すべきことはできるだけ辛抱して、将来に備えて手を打つべきところはきちっと手を打って、将来に禍根を残さないように、将来を預かる子どもたちに迷惑をかけないように、これだけはやっぱり頭の片隅に置いとかなきゃいかんというのが、今この行政を預かっているうちゅうか、町の政治にかかわっている我々の責任だろうとこういうふうに思いましたので、この質問をさせていただきました。町長も行政を預かる立場で、どうしても目の前のことで目を奪われてしまいがちだと思いますが、忙しい中であっても、どうぞ将来の我が町の姿を描きながら、これからの我が町の行政を効果的に進めていただきたいとお願いして、次の質問に入らせていただきます。

次の質問であります計画的な財政の運営の問題に入らせていただきます。

これまでも財政の問題は何回か取り上げてまいりましたので、また今回もとすっかり企画財政の担当者には嫌われているところではありますが、私としては、町の財政に関することは、我々にとって最も大切なことだと認識しておりますので、嫌われているのは承知ですが、質問させていただきます。

私は、町の財政運営において最も大切なことは、計画的な財政運営に努めることだと思っています。もちろん町の財政当局が計画的な財政運営をしていないなどとは決して思っていないんですが、私がこれまで見てきた4年間の中で受けた感じとしては、まだまだ計画性、先行性の面から工夫が必要で、そうすれば財政運営がさらに効果的に、そして楽になるような気がします。

そこで、第2問目の質問ですが、益城町総合計画に基づく3年間の実施計画、これ、皆さん御承知であります。この薄いやつですね。計画と年度の計画、予算書、これですね、この分厚いやつ。年度の予算書との整合性及び年度の予算と数次にわたって出される補正予算。これは4半期ごとに出されます補正予算との整合性が必ずしもなされていないのではないかという観点から、2点伺います。

まず第1点目は、現在の実施計画と予算の経費区分が異なっているが、3年間の計画と単年度の予算との連携を図る意味から、少しその項目を整合することはできないのか。これが第1点目であります。

2点目は、年度予算にもない事業が、国や県の指示や災害が発生してもいないのに、唐突と補正に登場する。これで計画的な財政運営と言えるのか。

以上2点について、第2問目の第1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番宮崎金次議員、2回目の質問にお答えします。2問目の質問ですね。

現在の実施計画と予算の経費区分とが異なっているが整合できないのか、年度予算にない事業



が国、県の指示や災害もないのに唐突と補正に登場、これで計画的な財政運営と言えるのかということで、まず、実施計画について説明を申し上げます。

実施計画は、町総合計画の基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事務事業を明らかにしたもので、事業の規模、いわゆる事業費とその財源などを明確にすることで、予算編成の指針となります。次に予算について説明いたします。地方自治法第216条において、歳入に当たってはその性質に従って款に大別し、かつ各款中においてはこれを項に区分し、歳出に当たってはその目的に従ってこれを款項に区分しなければならないと規定されています。また、地方自治法施行令第150条第1項第3号において、歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することと定め、さらに同条第2項は、目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならないとされています。

以上のことを踏まえ、予算編成に当たっては各事務事業の事業費を算出し、これを地方自治法などに基づき、各款項目ごとに事業費を細かく振り分けていくこととなります。よって、宮崎議員御質問の件については、現実的には非常に難しい状況にあります。

次に、補正予算の考え方についてでございますが、補正予算につきましては、地方自治法第218条で、普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて規定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができるかとされています。

補正予算を計上する一般的な例としましては、宮崎議員が言われるように、当初予算の編成時には予期できなかった国、県の制度の改正や災害の発生によって必要となる費用の予算措置などが上げられます。さらには、国、県の補助金などの期限限定により、補正予算に計上する場合や緊急を要するような事案が発生した場合などがあります。今議会に専決処分の報告で衆議院議員選挙に係る費用の補正予算を提出しておりますが、そのようなものが該当するものではないかと思えます。

これらのことを踏まえながら、補正予算を計上し、議会に提出をしております。議員の皆様方も既に読まれていると思いますが、議員必携にも予算の補正の項目の中で、当初予算確定後のいろいろな政治、経済、社会情勢の変化によって規定の予算に追加し、あるいは変更を加える必要が生じた場合、編成する予算として補正予算の内容が例示されております。

まず、当初予算を編成する場合、計画的に効果的に編成することは当然のことであり、その後の補正予算を計上するに当たっては必要最小限度にとどめるべきであることは言うまでもありません。今後においても、それらのことを念頭に置きながら予算編成に当たってまいり所存でございます。以上です。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 町長の答弁、ありがとうございました。

要は、実施計画と年度の予算との経費項目についての整合性については、現時点では、現法制下では難しいと、こういうお話でございました。それから、年度計画にもないのが唐突と補正予算にあらわれることについてはですね、もうこれはそういうふうに法令上書いてあるんでという

お話でしたが、なるべく最小限にしたいと、こういうことでございました。

私は、さきの9月議会でも、町の基金が年度の予算書の中に表現がないことや、中期計画である実施計画の中にも基金が全く出てこないことを取り上げてもらいましたが、規則にはそのような項目はないというような回答でした。だったと思います。確かに我々が業務を行う場合、規則やら通達は大事な根拠ではありますが、それを頑迷固陋に守っていると、財政規律や財政の健全化という最も大切な目的を追求できなくなってしまうおそれがあります。

ですから、私は、規則や通達を逸脱しない範囲で、さらにその目的を追求できる方策を考えていくべきだと思います。例えば、実施計画の経費区分を、現在この実施計画はそれぞれの機能別ち言いますかね、個性と想像力を営むまちづくりとかですね、生涯学習の推進という項目の中で、それにあわせる事業計画をそれぞれ各課が持ち寄ってこう書いてあります。ですから、それがそのまま予算書の中には持ってこれない。それぞれの各課ごとの予算書の中の組み立てでなりますから、そこが全くこれが予算書に連携してない。こういうことを何回もこう申し上げてるんですが、確かに規則ではそうなとらんからできないと。だけど、例えば実施計画の経費区分を担当課ごとに色分けをしたり、備考欄を活用したり、予算書に基金の状況を参考資料と付加したり、こういうのは別に規則に何らですね、抵触する話でもございませんので、そういう改善策をとられてですね、なるべく今使ってるやつがそのまま効果的に使えると、こういう体制にしたらかと、こういうふうに考えます。

そこで、改めて町長に伺います。私は町の財政の健全化を図るために最も必要なのは、総合計画の実施計画から年度予算、さらに補正予算までを努めて一貫した考えのもとに、先行的にしかも計画的に行うことだと思いますが、町長はいかにお考えですか。

もし町長がお答えにくければ、企画財政課長がかわって答弁されても結構です。これを第2回目の第2回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員、2回目の質問にお答えをします。

私たち行政、最小の経費で最大の効果を上げることが公務員の使命であるということで考えておりますが、先ほども申し上げましたように、会計は地方自治法に基づいて行っております。また、他の自治体においても同じように実施していると思います。また、当然、予算計上する際には実施計画の事業費との整合はとっています。ただ、端数の関係で若干数字の違いが出ている模様です。問題になるのが、財政のシステム上の変える問題、そしてシステム改修の費用あたりがまたこれに発生する。それから、入力の方法も当然変えるということで、入力による予算、労力も必要になってくるということで、ここをやった際のメリットあたりもデメリットあたりも考える必要があるかなということで考えております。

それと、予算のほうもがちがちになって、当然、流用とかそういったことが必要になってくるかなと思いますが、先ほど宮崎議員のほうに、備考欄のほうに入れるとかそういった提案がっております。で、やはり前例踏襲、これが一番私もいかんと思います。そういったことで、これを先ほどの経費の面、労力の面、そこあたりも含めて備考欄に入れるとかですね、そういったこ

とも含めて、他町村の実態も含めて、やっているとところがあるかもしれません、そういったことも含めて検証して、検討をしていきたいと思えます。以上です。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 町長の2回目の答弁、ありがとうございました。

確かにですね、何回も言いますように、規則や条例、これに基づいてですね、業務はやらなければいけませんけども、その前にもう1回ですね、その目的と申しますか、これをよく考えて。確かに前例を踏襲する、これは国でも何でも官僚はみんなそうなんですけども、前例に基づいてやれば一番楽ですし、あれですけども、時には振り返って、どうしたら効率的になるかということをやっていたらいいと思えます。

特に、再度言いますけども、この実施計画、3年間の計画がですね、毎年毎年の計画とこの計画がなるべくでもですね、少しでも整合すれば、1回これをつくっとけば、これは比較的簡単にできるわけですよ。これはつくったけど、これとは全然あんまり関係がないと言われると、もしくは見づらいという話になると、非常に使いづらい。ましては、年度計画は何年間のやつを先行的につくっていく関係で、そういうのをあらわすのは、せっかくつくっておられるんだから、これをうまく活用されたいと、こういうふうに思えます。

町の財政の健全化はなかなか難しいことではありますが、とても大切なことだと思えますので、引き続いて我々としても関心を持って見ていきたいと思えます。

では、最後の質問である地域再生道路の活用について入らせていただきます。地域再生道路のことについては、本議会でも何回か取り上げさせていただいておりますが、この道路をつくるに至った経緯、言葉を変えて言えば、本道路の目的、さらに我が町としての位置づけが、いま一つよく分かりません。とは申しまして、本道路は近々完成するわけですから、今さらそんなことを言っても始まりませんので、間もなく完成する地域再生道路を我が町の発展のためにいかに活用していくかが大切なことだと思えますので、以上の観点から2点について伺いたいと思えます。

まず第1点目は、地域再生道路、これは空港からグランメッセの間でございますけれども、の工事に要した経費、特に国、県、我が町に区分をして、特に我が町からの経費の総額について。

2点目は、本地域再生道路を今後町としてどのような位置づけで町の発展に活用したいと考えておられるのか。

以上2点について伺いたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番宮崎金次議員の御質問にお答えします。

地域再生道路は、国の道路整備交付金事業で整備を行っております。総延長は約10キロメートルになります。路線名はグランメッセ木山線、農免道線、中原線、大久保線及び堤黒石崎線になりますが、平成17年度から着手し、平成27年度完成予定で、現在事業進行中であります。

平成25年度末における経費の総額について御説明いたします。まず、経費総額の内訳は、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、用地補償費等の総額で約29億2,100万円

となっております。費用負担区分は、国が約14億3,000万円、町の起債対象額が13億6,500万円、一般財源が1億2,600万円となっております。

地域再生道路を今後町としてどのような位置づけで町の発展に活用したいと考えているのかという質問ですが、地域再生道路のうち、グランメッセ熊本から国道443号線付近までの沿線については、第5次総合計画基本構想において、益城台地土地区画整理事業を核とした西の拠点から続く、住民ニーズに即した新たな市街地を形成するゾーンとしており、また、都市計画マスタープランにおいても、新市街化地の形成を図るゾーンとしています。さらに、国道443号線付近から阿蘇くまもと空港までの沿線につきましては、第5次総合計画基本構想において、産業創出ゾーンと位置づけています。

このような位置づけから、地域再生道路沿線は今後、町の発展、再生に寄与する路線であると言えますが、そのためには益城台地区画整理事業の成功が必要不可欠と考えます。以上です。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 第3問目の第1回目の答弁、ありがとうございました。

今、答弁によりますと、地域再生道路に要した経費は総額で大体29億円、国がそのうち14億円、そして町が13億円、一般財源としては1億数千万と、こういうお話でございました。

それから、今後どのような位置づけかということについては、もう既に総合計画の中でも大体それをうたっていると、こういうお話でございましたが、そして、その大前提になるのは益城台地の開発と、こういうこととございました。以上のような答弁だったと思います。

そこで、私は、国や県の補助金を含めたとはいえ、町の13億円というなけなしの金を使った、つくった道路でございますので、町の発展のためには最大限活用しない手はないと、こういうふうに考えます。まず、現在の県道熊本高森線や第2空港線の渋滞解消の目的のための施策と、益城台地開発を目的にした施策と、大きくですね、二つ考えられるんじゃないかと思います。当然これは、総合計画の中にも反映されているかもしれませんが、そして、交通渋滞解消では、いずれ九州縦断高速道路に阻まれてしまいますので、将来的には、その高速道路を通過をして熊本市に接続すべきだと思いますが、なかなか財政の面からも難しいと、こういうふうに思います。

しかし、地域再生道路と県道熊本高森線及び第2空港線とを既設の町道や農道、これは里道を含んで、これを拡幅して、碁盤の目のように道路網を整備することは、まだ住宅が建っておりません今の段階ではそんなに難しいことではないものと思います。さらに、益城台地の開発を容易にするためには、地域再生道路を幹線として、まず県道熊本高森線までの何本かの道路を拡幅して、将来の宅地開発を見越した道路整備を先行的に行うことが必要であると考えます。この意味は、現在、地域開発は、益城台地の開発は東区まででありますけども、もっと木山、津森までですね、含んで考えて、この地域再生道路を骨幹として、碁盤の目のように道路を今のうちに開発しとく、道路をつくっておく、こういう意味であります。

そこで、再度町長にお尋ねしますが、せっかくつくった地域再生道路により、益城台地の開発を誘引させるためにも、地域再生道路から集落までの道路をできるだけ拡幅、6メートル以上にすべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

さらにもう一つ、地域再生道路沿いに町の公共施設、例えばグラウンド、公園、病院、保育園、幼稚園等を整備をして、今後の開発の基礎をつくっておく等の考え方について、町長のコメントを第2回目の質問とさせていただきます。

もう一度繰り返して質問します。益城台地の開発を誘引させるためにも、地域再生道路から現在の集落までの道路を拡幅すべきだと考えておりますが、いかがですか。それからもう1点は、地域再生道路沿いに町の公共施設、例えばグラウンド、公園、病院、保育所等々の整備をして、今後の開発の基礎、これを将来のために手を打っていくという考え方について、町長のコメントをいただきたいと思います。これが2回目の質問であります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員2回目の質問にお答えします。

まず、地域再生道路の目的というのが、やはり益城、御船、甲佐の全域を対象とした農村と都市部をつなぐ道路ということで、マミコウロードあたりも入ってくると思います。益城においては、益城空港インター、熊本空港、グランメッセなどの流通拠点とする益城における地理特性を生かしてということで、町道、広域農道の一体的整備を行うと。それで効率的な快適な道路ネットワークを構築するというのがまず前段かなということで、その結果、都市と農村の交流を活性化し、地域の一体的発展、再生を図るとしております。

今、お話がありましたように、まず東地区の道路整備についてはですね、これは別件の話になってくるんですが、やはりここあたりも一緒のような問題が出ておまして、やはり道路の拡幅とかそこあたりも出てきております。この地域再生道路につきましても、今、建設課のほうにも指示をしておりますが、拡幅ができる部分ですね、そこあたりは今計画もやって、進めているところですよ。

それと、地域再生道路付近にいろいろ公共施設を持ってきたらどうかということで、今現在、丸菱の横あたりに6次産業化のやつが今できてきております。姿をあらわしております。そこあたりも宮崎議員御指摘のとおりですね、計画あたりも考えておりますが、ただ、この地域再生道路というのが市街化調整区域内にあるということで、農地法や農振法、そして都市計画法などのさまざまな規制があります。それで、町が思い描くようなまちづくりができていないというのが、これはもう片一方で現実です。今後は総合計画とか都市計画マスタープランに沿って、町民の皆さん、それから議員の皆さん方の協力を得ながら、また民間活力を活用しながら、地区計画などの手法により、まちづくりを進めたいということと、先ほどありましたように公共施設ですね、ここあたりも市街化調整区域、連絡協議会もつくって県のほうに緩和のほうも求めています。そういったところも含めて、公共施設ですね、ここあたり、例えば防災公園あたりもあればいいかなと思いますが、そういったところも含めて、給食センターの移転先の候補あたりも出てくるかなと思いますが、そういったことも全てひっくるめて、以上の規制も含めて検討をしてみたいと思います。どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 町長の2回目の答弁、ありがとうございました。

いろんな制約、そして町としてもですね、今後いろいろな施設等のあそこにつくことも含めて考えていただくということでございましたので、安心しましたが、私は質問の当初に申し上げましたとおり、もう間もなくですね、地域再生道路は完成をします。どうもこうはたから見ると、地域再生道路をつくることに精いっぱい、これをどういうふうにして活用するかというのがなかなか見えづらかった。だけど、もうできてしまいますから、そんなこと言っとられんでですね。これを本当に町の活性化のためにですね、原動力にするように、そういう方向で皆さん引っ張っていかないと、つくったはいいけど、ただですね、バイパスになってしまうと、これじゃ非常にもったいないと思うんですね。ですから、ぜひ町の発展の原動力になるようにですね、この地域再生道路を持っていただければと、こういうふうに思います。あそこには、非常に大金もつぎ込んでおりますので、どうぞよろしく願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村健二君）　ここで暫時休憩します。11時から再開します。

---

休憩　午前10時51分

再開　午前11時00分

---

○議長（中村健二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、稲田忠則議員の質問を許します。

13番稲田忠則議員。

○13番（稲田忠則君）　皆さん、おはようございます。13番稲田でございます。

今回の町議会におきまして、一般質問の機会を与えていただき、感謝申し上げます。

12月に入りまして、いきなり日本列島に寒波が襲来して、各地に大雪による被害が発生して、特に四国地方の徳島県西部の山間部では、倒木で約620世帯、約1,210の方が孤立状態が続いているとのことです。熊本県でも阿蘇中岳が19年ぶりに噴火して、今なお噴煙が続き、火山灰が広範囲に降灰して農作物などにも被害が出ているようです。自然の猛威の力には驚くばかりで、早くおさまってもらいたいものでございます。

そのような中で、西村町長におかれましては、5月の町長就任以来、毎日多忙な中で行政運営を邁進され、町民の皆様の住みよくて明るい笑顔のあるまちづくり、活力と躍動する益城町づくりのために日夜頑張っておられますことに対して敬意を表したいと思います。また、職員の皆さんはもちろんのこと、特に課長さん方には、行政のプロとして担当課を取りまとめられ、行政が停滞しないように日々頑張っておられますことに対しましても感謝を申し上げます。また、傍聴席には、師走の大変お忙しい中にもかかわらず、寒い中に町議会の傍聴に来ていただきましてありがとうございます。

それでは、さきに通告しておきました放課後児童クラブについてと公園整備の2点につきまして、質問席より行いたいと思います。

それでは、1点目の放課後児童クラブについて。各小学校に設置してある児童クラブの状態と、

広安西小学校における平成27年度の児童クラブについて、施設が不足すると見込まれるが、町の対策はどのように考えているのかについて質問を行います。

現在、町の児童クラブの施設は、中央小学校の中央小児童クラブ、広安小学校の広安さくらんぼクラブと広安あすなろクラブの2施設と、広安西小学校にはたんぼぼ育成クラブとひまわり育成クラブの2施設があります。平成26年度から新たに設置された飯野小学校の飯野小児童クラブと津森小学校の津森小児童クラブの七つの施設が、小学校3年生までを対象として運営が行われています。

そのような現状の中で、広安小学校と広安西小学校においては、利用される児童数が多くて、施設が定員数を大きく超えて運営されているとお聞きしております。特に広安西小学校では、平成27年度の新1年生が146名入学予定だそうでございます。そのような状況の中で、広安西小学校区では、現在も一戸建ての住宅やアパートの建築が増え続けていますから、児童数が増えるのは当然のことかと思えます。そのため、児童クラブを利用される家庭がますます増加して、児童クラブの施設が不足することが見込まれると思えます。

現在、どのような活動の中で運営が行われているのかを内容をお聞きしたいのと、町として今後の対策はどのように考えておられるのかを伺いたいと思えます。町長の明確な御答弁をよろしくお願い申し上げまして、1回目の質問といたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番稲田忠則議員の1回目の質問にお答えします。

最初に、各小学校に設置してあります児童クラブの状況でございますが、本年度から飯野小学校と津森小学校に新しく児童クラブを設置したのを含め、町内五つの小学校全てに七つの児童クラブを設置しております。それぞれの児童クラブの状況を申し上げますと、飯野小児童クラブ、指導員数5名、利用者数、平日14名、休み期間中8名、合計22名。広安小学校、広安さくらんぼクラブ、指導員数8名、利用者数、平日45名、休み期間中8名、合計53名。同じく広安小学校、広安あすなろクラブ、指導員数7名、利用者数、平日56名、休み期間中15名、合計71名。中央小児童クラブ、指導員数8名、利用者数、平日66名。広安西小学校、たんぼぼ育成クラブ、指導員数7名、利用者数、平日41名、休み期間中6名、合計47名。同じく広安西小学校、ひまわり育成クラブ、指導員数6名、利用者数、平日61名、休み期間中11名、合計72名。津森小児童クラブ、指導員数2名、利用者数、平日10名、休み期間中2名、合計12名となっております。町では、それぞれの児童クラブに委託しまして、運営管理をお願いしているところでございます。

次に、広安西小学校における平成27年度の児童クラブについて、施設が不足すると見込まれますが、町の対策はどのように考えているのかという御質問でございますが、広安西小学校におきましては、議員も言われましたように、約140名が来年度の入学予定となっております。先ほども申しましたように、現在広安西小学校におきましては二つの児童クラブを設置している状況でございますが、来年度の入学者が多数いることから施設が不足することが十分予想されます。そのような状況でございますので、施設の整備が必要となった場合、平成27年度中に土地の選定、確保をしまして、平成28年度の県放課後児童クラブ整備費補助事業を活用して、新たに施設を整

備したいと考えております。その間、平成27年4月から平成28年9月まで、約1年半の期間につきましては、学校の校舎内の余裕教室か、あるいはミーティングルームを借用しまして対応したいと考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 稲田忠則議員。

○13番（稲田忠則君） 1回目の質問に対しまして御答弁ありがとうございました。2回目の質問を行います。

1回目の質問に対しましては、運営内容につきまして詳しく答弁いただきましてありがとうございました。七つの施設の中で、保護者の方や指導員の方々の親切な対応によりまして、たくさんの児童の皆さんが利用されているのがよく分かりました。また、広安西小学校の放課後児童クラブの施設不足が見込まれる件につきましては、平成27年度は学校の空き教室を借りて運営しながら、平成28年度開設に向けて27年度中に土地の選定、確保して施設を建築する準備を進めるといふことですから、計画どおりに実施できるように全力で取り組んでいただきたいと思います。

また、この児童クラブの運営に当たっては、保護者の皆さんが町から委託を受けて運営されていますが、保護者の方よりお話をお聞きしますと、運営委員の委員を決める折、会長さんやほかの役職をやる人がなかなかおられなくて大変苦労していますとお聞きしております。そして、毎月1回は保護者会議が夜行われていて、夜遅くまで長引くと、小さい子どもさんがおられる方は大変苦労されているようでございます。学童保育クラブの運営については、高知市などは外部委託をされて行っておられるようです。益城町では、この件につきましては今後どのような取り組みを考えておられるのかを伺いまして、2回目の質問といたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 稲田議員2回目の質問にお答えをします。

運営委員を決めるに当たり、非常に苦慮されているということで、これはもう学校のPTAの役員決めあたりも一緒かなと思うんですが、それと保護者会では遅くまで会議をされているということで非常に御足労されていると思います。現在、町の全ての放課後児童クラブにおいて、保護者会に管理運営をお願いしておりますが、県下の児童クラブの状況を見てみますと、NPOや社会福祉法人などに委託している市町村が多数見られます。今後、町としましても、利用面、安全面、経費面等を十分協議、検討しながら研究していきたいと考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 稲田忠則議員。

○13番（稲田忠則君） 2回目の質問に対しまして御答弁ありがとうございました。

運営方法につきましてはですね、今町長のほうから他の事例を申されまして、やはり社会福祉法人やですね、NPO法人にですね、お願いしているところもあるということでございますので、これはしっかりとですね、やはりこの保護者の皆さん方とお話をされながら、また町の担当課として十分検討していただきながら、将来そのような形でですね、運営がなされるならいいというふうに思っております。よろしくお願いを申し上げます。

次に、2点目の公園整備について質問いたします。潮井自然公園整備の進捗状況及び古代ハス植栽による集客をとということで質問をいたします。



潮井自然公園整備につきましては、地権者の皆様方の御協力によりまして、総面積3万9,587平方メートル、約4ヘクタールで、土地代1,907万2,500円。平成23年度に用地購入ができ、その後、設計ができ上がり、平成25年度から5カ年かけて平成29年度末の完成を目指して工事が始まったところです。総事業費4億5,000万円、そのうち国の補助金2億1,800万円、町の負担金2億3,200万円の費用を投じて、環境に配慮したすばらしい自然公園ができるようです。議会にも担当課より設計図による説明があり、現地視察にも全議員が行って説明をしていただきました。私は、この面積の広さには驚いたところでございます。

この地区は地下水がこんこんと湧き出ている場所ですから、水を利用した公園づくりがいろいろな発想の中で考えられているようです。説明では、四季折々の草花が咲き乱れるような計画であり、完成するのが待ち遠しい感じがします。現在行われている工事内容やほかの進捗状況はどのようになっているのですか。

この潮井自然公園の中で一つ提案したいことがあります。飯野地区の土山地区の水田耕作放棄地に、町内の有志3名の方で国内でも大変貴重な古代ハスを栽培されています。この内容は、広報まじき8月号にも取り上げられ、写真入りで記載されました。このハスは今から2,000年前の世界最古のハスで、千葉県の落合遺跡から出土した古いハスの実を植物学者の故大賀博士が発芽させ、その後、分根したものだそうです。今年も6月下旬から8月にかけて、約20センチの大輪の花が咲き、私も初めてこのように美しい花が古代からの贈り物として益城の地にあることに感動いたしました。この貴重な植物が県内にはほとんど植栽されていないと聞いております。そこで、なおさらのこと、この潮井自然公園に植栽して、当該公園の目玉としてでなく、益城町に自生する貴重な植物古代ハスとして情報発信、PRしながら、利用度、集客を図ったらどうでしょうか。

一つの例として申し上げますと、以前、広崎地区の秋津川河川敷にミズアオイという植物があり、これが九州でも益城町だけにしか自生していない貴重な植物だということで、今から数年前に宮崎県からマイクロバスで見学に来られたことがありました。このとき、私もちょうど秋津川の堤防を通りかかりましたところ、十数名の人たちが現地を見学されていたので、どちらから来られましたかとお聞きしましたところ、宮崎県からですと言われ、このミズアオイは大変貴重な植物ですとお話をさせていただきました。地域の人たちは、余り興味もなく、見過ごしていましたので、びっくりいたしました。

今回の潮井自然公園が5カ年間の年月をかけ、自然環境を生かしたすばらしい公園が完成するものと思っております。益城町の宝物として町民の皆さんに大いに利用、来園していただき、町外や県外の皆さんにも足を運んでいただけるようになったらよいなと思っております。そのためには何か一つでもほかの公園にない貴重な植物を植栽する、それが益城町の飯野校区にある2,000年前の古代ハスではないでしょうか。

次に、飯田山自然公園の今後の整備計画について。飯田山自然公園づくりには平成23年度より工事着手が始まり、総事業費4,940万円、うち国の補助金1,800万円、町の負担金3,100万円を投じて平成25年度に完成して、すばらしい絶景の自然公園ができ上がりました。私も早速、子ども

や孫たちを連れて昨年度は4回登り、431メートルの山頂からの風景は天気もよくて、西には有明海も見え、熊本市内も一望でき、みんなで歓声を上げたところでございます。山頂付近には神社があり、また、昔話の言い伝えとして、金峰山と飯田山がどちらが高いかと背比べをするため、両方の山に竹といをかけ、真ん中より水を流したところ、飯田山のほうが低かったので、水が流れてきて、その水がたまっている場所として言い伝えられているところがあるので、そのため益城町の風景が見える方向の木の伐採ができなかったのではないのでしょうか。それだけが残念です。

先ほど、私は4回登りましたと言いましたが、1回目のときは山頂付近で二組の方にお会いしまして、どちらから来られましたかとお聞きしましたところ、御船町からですと言われました。2回目、3回目はほとんどお会いすることができませんでした。そして、今年の1月2日の正月に登ったときには、五、六組の方が飯田山公園に登られておりました。私は、たまに町民の方に飯田山自然公園に登られましたかとお聞きしますと、まだ行っていないという方がほとんどのようでございます。魅力ある公園づくりをして、一人でも多くの町民の皆さんが登山されるのが大切ではないでしょうか。

そこで、今回質問に当たり、現状を把握するため、今月1日に友達の方と飯田山に行くことにし、常楽寺の近くの駐車場まで車で行き、そこから歩いて登山道の入り口に行きましたところ、両端に丸太を黒く塗り上げて立派な門柱みたいに設置されていて、いろんな方言が書いてあり、以前よりもよい印象を受けました。そこで一つ残念だったのは、鎖が張ってあり、登山者が通るのには鎖を上げて通るか、丸太の横の狭い場所を通らなければならないので大変不便です。ここは改善していただく必要があるかと思いました。一般車が通行しないようにしてあるかと思いますが、登山者が通るにはスムーズに通行できるように、鎖のかわりに車止めポストあたりと取りかえられたらいかがでしょうか。

今回、公園整備につきましては、一つ提案したいことがあります。今後は整備するに当たっては、費用も余りかけずに手入れも簡単に彼岸花あたりを山頂の外側の周りに植えたらどうでしょうか。町には津森の寺中地区に、町民の方が河川敷の木山中学校の通学路に十数年かけられて彼岸花街道をつくられ、毎年、彼岸花まつりが開催されており、今では町民の方や町外の方も見物に来られ、マスコミにも取り上げられ、益城町の名所になりつつあります。

そこで、飯田山自然公園には、以前土地の所有者の方が多くの方々に募集を呼びかけられて桜の木が植えてあります。その木も少しずつ大きく成長しているようです。また、神社付近にはアジサイの花も植えてあり、今後は4月ごろには桜の花見ができ、6月にはアジサイの花が咲き、9月に入り彼岸花が咲き乱れるようになり、町民の皆さんも飯田山に登ってみようかと思われるのではないのでしょうか。登山道の登り口の標識に、違う季節にまた来ようを書いてあります。また、野山に詳しい人にお聞きしましたところ、飯田山には、草丈が1メートルぐらいになるヒヨドリの花が自生しており、その花粉の蜜を吸いにアサギマダラというチョウチョウが来るそうです。このアサギマダラは春は南から北へ、秋は北から南へ渡り、5,000キロぐらい移動するそうです。その途中に飯田山に来るのが分かっているとのことでした。

このように飯田山は自然環境がたっぷりのすばらしい魅力ある山であり、このヒヨドリの花も

植栽したらどうでしょうか。今後、町が飯田山自然公園の情報を町民の皆さんに広報紙などでPRして、保育園、幼稚園、学校にも積極的に発信されたらどうでしょうか。

以上、公園整備の2項につきまして町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。1回目の質問を終わります。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番稲田議員の2問目の質問にお答えします。

潮井自然公園の整備状況につきましては、平成24年2月に潮井公園基本計画を作成後、平成25年度に都市計画決定及び事業認可をされ、それにあわせて社会資本整備総合交付金の交付決定を受けて、平成25年度に地質調査、測量設計を完了し、本年度は布田川右岸北側の沿道整備等橋梁下部工事を着工しており、平成27年3月に完了を予定しております。また、本年度の工事として、布田川右岸北側東地の整備工事と橋梁上部工事を予定しておりますが、この時期の発注ですので繰り越し予定であります。この工事を含め、平成28年3月までには、右岸側整備の工事完了計画で進めている状況であります。平成28年度より布田川左岸南側の整備工事に入っていきますが、一部の土地取得につきまして買収できておりませんので、事業を円滑に行うためにも早期に解決したいと思っております。

また、古代ハス、大賀ハスを整備計画に盛り込んだらいかがかということですが、大賀ハス、これは先ほどお話がありましたように、千葉市内の泥炭層から約2,000年前の古代ハスの実が発見ということで、ハスの名前は先生の姓をとって大賀ハスと名づけられております。このハスの花言葉というのが、清らかな心、神聖などがありまして、また、よい行いをされた方ですね、死後に極楽浄土に往生し、同じハスの花の上に身を託し生まれ変わるといふ思想がありまして、一蓮托生という言葉の語源になっておるようです。淡い薄紅色の花を咲かせて、太古の夢を語り継ぐロマンの花、大賀ハスです。これは夢のある話だと考えております。これが県内においても山鹿市の県立装飾古墳館、ただいまお聞きしましたが、飯野地区のほうに古代ハス園があるということですので、生育方法や植生等を調査し、検討をしたいと思っております。

次に、飯田山自然公園の今後の整備計画についてですが、この公園は平成23年度から25年度にかけて整備を行い、完了しているところではありますが、案内板や山頂部についてはまだ不足しているのではないかと考えています。飯田山は町の象徴たる山であることから、今後も適宜町民の方々の意見を取り入れながら、よりよい公園となりますよう考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（中村健二君） 稲田忠則議員。

○13番（稲田忠則君） 1回目の質問に対しまして答弁ありがとうございました。

今ですね、潮井自然公園の整備につきましてのですね、進捗状況につきましては、布田川の沿道整備とかですね、橋梁下部工事などを今やっているということで、一応今言われましたけども、一部ですね、土地の未買収があるということですね、今後工事を進めていかれる中でやはり支障があるかと思っておりますので、こういう未解決の部分に対しましてもですね、やはり町として誠意を持ってですね、当たっていただきながらやはり解決をしていただくようにですね、お

願いをしたいというふうに思っております。

そういうことで、この潮井公園の中に、私が今言いました古代ハスをですね、植栽したらどうですかということで、これは一つの私の案でございますけども、考えでございますけどもですね、やはり熊本県ではですね、山鹿市にあると。これは全国でもですね、やはり本当に貴重な古代ハスであるというのは聞いております。そういうことでですね、やはり今後、潮井自然公園が5年かけてですね、整備をするということでございますので、植栽につきましてはですね、やはりしっかりとですね、調査、検討をしていただきながらですね、できますならやはりそういう形でですね、この公園の目玉といいますか、やはり町民の皆さん方、また町外、県外からもですね、やはり見物に来られるようなですね、やはり自然公園にですね、でき上がるならいいなというふうに思っております。これは要望でございます。

それから、飯田山自然公園につきましてはですね、先ほど私も言いましたように、やはり自然がいっぱいの魅力あるですね、山でございますし、また、この益城町の住民としてはですね、この飯田山というのはですね、本当に昔からやはり私たちも小さいころからですね、やはり飯田山、船野山という形の中でですね、常にこう見ているところでございます。そういうことで、私が今回一つ提案といいますか、したのは、これもですね、私はやはり何かですね、目新しいものといいますか、やはり公園づくりをする中でですね、やはり飯田山につきましては、まだまだですね、町民の皆さんの認識も薄うございます。そしてやはりまだですね、登られていない方というのがですね、大多数と思います。

そういうことでですね、さっきも言いましたように、やはり桜の花もですね、やはりこう、大きくなってきますと咲きます。そうしますとやはり4月には桜の花見もできるんじゃないかと。また、アジサイもですね、植えてあります。それはまだですね、アジサイもやはりこう、多く植えてですね、やはりアジサイのですね、山というふうな形もできるかと思えますしですね、それから私が先ほど言いましたこの彼岸花ですよね。この彼岸花につきましてはですね、私たちも地域でですね、農地・水関係でですね、高速道路の側道沿いにですね、彼岸花をですね、今から5年ぐらい前から植えております。もうかなりですね、大きくなってきております。そしてその時期にはですね、大変きれいな花が咲いております。そういうことで、彼岸花につきましてはですね、ほとんどですね、手入れも要りません。して余り費用もかかりません。

そういうことでですね、やはり今後はやはり飯田山公園の整備につきましてはですね、もう大体でき上がっておりますのでですね、そういうことでやはり費用も余りかけずにですね、やはり皆さんが楽しめるようなですね、そういう草花を植えたらどうかということで提案をしたわけでございますので、この飯田山公園につきましてはですね、今言いましたその彼岸花あたりもですね、植えていただいたらいいなという思いでございます。

また、先ほど言いましたですね、アサギマダラのチョウチョウですね。これがやはり飛来をしてくるということでですね、やはりこういうですね、やはり自然いっぱい山でございますのでですね、やはりこういうことでですね、本当にこう、自然を生かしたですね、やはり公園がですね、今でき上がりつつありますので、やはりさっき言いましたように、やはり町民の方が飯田山

に登ってみろうかというふうなですね、そういうやっぱ親しまれる飯田山自然公園になったらいいなというふうに思っておりますので、そういうことの中で今後町としてもですね、しっかりとですね、そういう考えの中でですね、計画をしていただくなりいいなというふうに思っております。

以上でございますので、町長の見解がございましたらですね、もう1回でもようございますからお話しいたきます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 稲田議員の2回目の質問にお答えします。

まず、飯田山につきましては、やはりなかなかまだ広告というのが、広報というのがなかなか行き渡ってないと思いますので、ホームページとかですね、それから町の広報紙、それからマップ、地図あたりも、町の公園の地図とかそこあたりも充実させて、それから看板あたりもまだ充実させる必要があると思いますので、ここあたりもですね。1回登っていただいてですね、皆さん方もですね、議員さん、職員が直接広告塔になって、飯田山のすばらしさあたりを、四季折々のすばらしさあたりを伝えていければいいかなということで思っております。

それと桜あたりもですね、植栽されているということで、彼岸花につきましてもですね、調査研究をやっていきたいと思います。

とにかく皆さん方にですね、こんな公園にしたらいいなというのをどんどんどん提案していただいてですね、公園づくりをやっていければということで考えております。よろしくお願ひします。

○議長（中村健二君） 稲田忠則議員。

○13番（稲田忠則君） 御答弁ありがとうございました。

今、町長ですね、言われましたように、本当に潮井公園にしろですね、飯田山公園にしろですね、やはり町民の皆さんから愛されるですね、やはり公園づくりをしていただき、また町民の皆さん、また議員さん方からですね、どんどんというアイデアを出していただきながら、やはり本当に親しまれる自然公園ができたらいいなというふうに思っております。

本日の質問に対しまして、本当に御清聴ありがとうございました。終わります。

○議長（中村健二君） 傍聴席は静かにしてください。

稲田忠則議員の質問が終わりました。

次に、江越信保議員の質問を許します。

17番江越信保議員。

○17番（江越信保君） 17番江越信保でございます。

本議会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。私もきょうは午後からだろうと思ひまして、原稿にはこんにちとは書いておりましたが、こんにちとはというべきなのか、おはようございますというべきなのか、今迷っております。また、傍聴者の皆様、本日も大事なお時間をありがとうございます。

さて、私は今回、高齢社会が進む現状におきまして、今後真剣に考えていかなければならない

問題であります地域包括ケアについて質問させていただきます。よろしくお願いたします。

では、質問席に移らせていただきます。

12時までわずかな時間でございますので、省エネタイプでいこうかなというふうに考えておりますが、よろしくお願いたします。

御承知のとおり、高齢化の波は平成32年には、国民の4人に1人は65歳という超高齢化社会になることが予測されております。当町におきましても決して例外ではなく、平成18年には21.5%であったものが、平成23年には23.1%になり、今後も着実に高齢化が進むことが予想されております。こうした中で、2025年をめどに高齢者の自立支援の目的で、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築に向けての動きが本格化しております。本来ならこれを受けて各市町村に迅速な動きが求められておりますが、いまだモチベーションは低い状態にあり、始動していないところもあるようでございます。

我が町においては、平成24年、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が策定されております。これですね。こういうのが策定されております。今回私は、この計画に基づく取り組み状況と平成27年から計画される第6期の計画策定に向けた地域包括ケアシステムの構築を見据えた新たな視点及び見直し、さらにはその取り組み状況について質問をさせていただきます。

超高齢社会に対応するための医療、介護、予防、生活支援が住みなれた地域で一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進める上で、介護保険法等の趣旨に基づき、高齢者自身が必要な支援、サービスを選択利用しながら、要介護状態にならないための予防や能力の維持向上に取り組むことがより重要であると思っております。そのためには、高齢者自身がセルフケアに努めることはもとより、こうした高齢者を支える地域の多様な主体によります情報の提供をはじめ、介護、予防、サービスの提供体制を計画的に整備していかなければなりません。幸い当町におきましては、保健福祉センターを拠点にした健康相談や講座など、さまざまな町民の健康に対する活動がなされております。さきにも述べましたとおり、いかに高齢者自身が健康維持のためにセルフケアに取り組むべきか、今後はこうした施設の最大の活用を期待するところでございます。

第5期高齢者福祉計画の中の地域包括ケアシステムを目指して取り組みが行われておりましたが、冒頭でも述べましたとおり、この地域包括ケアシステム、その実現に向けた取り組みの状況は現在どのような進展があったのでしょうか。また、第6期計画を策定するに当たって、見直しの必要なものは何なのか。さらには今後の計画等においてお伺いをいたします。この3点について第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番江越議員の1回目の質問にお答えをいたします。

地域包括ケアシステムの構築についてということで、地域包括システムの構築に向けた町の取り組みと計画策定はどのようになっているかという質問でございますが、国の試算では、全国的に高齢化が加速し、65歳以上の人口がピークを迎えるのが10年後の2025年と予測しており、平成37年を見据えた生活支援対策を急務としております。医療・介護受給者の増大とともに受け入れ

施設、医療・介護サービス料の増大に伴い財政的に多大な負担を生じることが予想されます。

町の高齢化率も平成26年で25.2%と、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっており、平成37年には、1万人を超えて30.2%となり、3人に1人が高齢者と予測されております。このような状況を踏まえ、町としましては、地域の高齢者の生活状況の把握を第一に考え、今年の1月に実施しました高齢者日常生活圏域ニーズ調査のデータをもとに、来年度の第6期介護保険事業計画を策定し、住民の皆様へ公表できるように計画を進めています。

また、町内の医療・介護に関する事業所の位置や施設の機能等を紹介したマップづくりを行い、町民の皆様がホームページ等で閲覧し、御利用いただけるよう、あわせて整備を進めております。

ひとり暮らしの高齢者と認知症を抱えた御家族の支援対策とあわせて介護予防、生活支援サービスを提供できるシステムづくりと、在宅療養を24時間365日体制で提供できるような体制づくりのために現在、郡の医師会与行政で協議を行い、町内の医師、医療・介護関係者と他職種連携会を随時実施しております。日常生活支援事業につきましては、現在福祉サービスとして、見守り配食サービス、お掃除、洗濯等の軽度生活援助事業など各種ボランティア、介護事業所を通じて実施しておりますが、今後、地域支援事業の枠組みの中で連携をとりながら、住民への周知を行い、元気な高齢者が社会参加し活躍できる地域包括ケアシステムを構築していきたいと思っております。以上です。

○議長（中村健二君） 江越信保議員。

○17番（江越信保君） 1回目の質問、ありがとうございます。町としてもですね、この2025年体制に向けて、この少子高齢化というのは昔から分かっていたことでございまして、今、国も慌てておりますが、早目にこういったことについては、我が町としても当然予測されることでございますので、早目早目に体制づくりをしていくということは非常に大事なことだと思います。よろしくをお願いします。

今おっしゃいました医療機関とかをマップをつくって、あるいはホームページで皆さんに公表していくという、これも一つ大きな事業だと思います。

そこですけれども、高齢化の波は待たなしで押し寄せてまいります。当面の山場であります2025年までに何とか地域包括ケアを軌道に乗せないことには、この高齢化の波は乗り切ることにはできないと、このように思います。各世代が同居する世帯ならば、高齢者に寄り添う介護の予防の実践や見守りがある程度効きます。ところが、近年高齢者のみの世帯、これは益城町でもいえると思いますが、高齢者だけが暮らしていらっしゃる世帯、そして高齢者のひとり暮らしの世帯、これが増加傾向にあるというふうに指摘をされております。また、ひとり暮らし、独居世帯数の推移、これをどのように把握をされておられるのかお聞きします。

もう一回申します。ひとり暮らし、独居世帯数の推移、これをどのように把握されておられますか、お聞きします。

さらに、地域包括ケアシステム構築に向けて、地域の団体、NPO、ボランティア団体、ほか地域の介護施設や医療機関との連携はどのようになっているのか、お尋ねいたします。これは、例えば病気をいたします。大きな病気、手術を必要とする病気は熊本市の中央病院とか市民病院、

そういった施設のそろった病院で手術等をなさいます。ところが、そこは、まあ2週間ぐらいで退院した後は、自分の住みなれた自分の地域の医療機関に通院する、あるいは入院すると、こういうこともこのケアシステムの中に入っているようでございますので、この辺も含めて御答弁を願えればと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番江越議員2回目の質問にお答えします。

ひとり暮らし独居世帯の推移の把握ということですが、現在把握しております益城町在住のひとり暮らしの高齢者数は、629名を名簿で把握しております。

現在、民生委員さん、高齢者相談員さん、シルバーヘルパーさん、配食ボランティア、老人会などによる見守り事業を展開していただいております。町では安心して暮らせるよう手助けとして、緊急通報システム事業や配食サービス、軽度支援事業などの福祉サービスを実施しておりますが、後々はこういった福祉サービスを地域支援事業に結びつけていきたいと思っております。

また、在宅で医療を提供するために上益城郡内の医師会と行政で毎月会合を行い、具体的な体制づくりを目指しています。町では、町内の医師、薬剤師、看護師、介護士など医療・介護関係者と連携を随時行い、情報の共有と体制づくりを進めてまいります。非常に難しい事業であり、簡単には決まりませんが、具体的なサービスを早く提供できるようにしたいと思います。

それから、地域包括ケアシステムに向けての新たな視点ということでございますが、取り組みということです。介護保険制度も今年で14年目を迎えます。3年ごとの介護保険制度改正を踏まえ、計画を策定しております。平成25年度末の介護認定者数は1,563名で、昨年より18名程度増加しておりますが、23年度増加分89名、24年度増加分44名と比較し、認定者増加率は若干低下しております。

第5期計画は平成24年度から平成26年までの3年間の計画で現在実施をしております。第5期計画の大きな取り組みとして、高齢者ができる限り要支援、要介護状態とならないように、介護予防の推進対策が柱となっております。介護予防対策として第一次予防、特に引きこもりやひとり暮らしの高齢者などの介護予防のために地域サロンの育成、支援事業、これは各公民館など50カ所で区長さん、民生委員さん、ボランティアさん、介護事業所の協力体制で地区の高齢者が参加されております。で、介護予防活動組織支援をしております。

第二次予防としまして、介護状態になることを防ぐために、約700名の健康チェックリストをもとに、希望者に有料で介護予防教室を開設しております。それからその中で、はつらつ教室を運動機能、機能向上で1セット3カ月、月2,000円、37名が参加されております。それと、わくわく教室、これは口腔機能、口の機能向上なんです。1セット4カ月1,000円、6名が参加されております。

それから、高齢者の相談事業。地域の生活上の課題を抱えた高齢者相談や介護相談など、本町と地域包括支援センターと協力体制をとり、地域の介護、医療関係者と協議して対応しております。要支援サービスに関する相談は月平均300件の相談がっております。

それから、認知症の総合推進事業ということで、認知症疾患医療センター、益城病院と連携し



て研修会や認知症サポート養成講座を実施し、認知症サポーターを育成しております。平成26年末185名です。

第6期介護保険事業計画は、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した生活を営むことができるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの五つのサービスを一体化していく地域包括ケアシステム実現に向けて取り組まなければならないとしています。今後の介護保険改正の中で、特別養護老人ホームの入居基準が要介護1から要介護3以上となり、町の待機者も160名ほどおられる状況から、新たに町内の方を利用対象とした地域密着型養護老人ホームなどを増設するよう計画に盛り込みます。また、低所得者に対する保険料対策として、新たに低所得者保険料軽減強化費の補助が公費として国2分の1、町と県がそれぞれ4分の1として軽減の強化を図ります。

新規事業として、地域の高齢者の実情把握と地域資源の収集と情報化を行います。具体的には、65歳以上の日常生活圏域アンケート調査をもとに第6期計画の策定。平成24年1月実施しております。1,500名対象で1,000名の回答があり、非常に高い回答率の7割を受けております。第6期計画の参考資料として活用しております。

それから、町の医療、介護関係、病院、介護事業所の位置や機能紹介ができるマップづくりを実施する。それと、在宅医療の推進として、在宅で24時間365日体制で診療が受けられるよう医療と介護が連携協力し、体制づくりを行うということで、平成30年4月までに実施。それと、町の総合支援サービス、要支援者サービスを町の事業として計画。地域の高齢者のニーズに応じたサービスをボランティアなどを利用しサービスを提供するというので、平成30年4月までに実施ということで、それと認知症総合支援事業をさらに推進するというので行っております。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（中村健二君） 江越信保議員。

○17番（江越信保君） ありがとうございます。今、我が町の高齢者あるいは介護に関することで町長から説明を受けました。本当にきめ細かな介護支援、それから高齢者対策というのが理解をさしていただきました。大変ありがたく、そしてまた、お年寄りが元気で過ごせる、そして、健康年齢をどこまでも引き上げるための施策として、ぜひ力を入れていていただきたいというふうに思います。

そういった中で、今これだけ地域の見守り、それから、見守りとか予防に関する講座とかいろんなことを今お聞きいたしましたけども、ここで一つ気になることが、私は日常生活支援総合事業ということについてちょっと気になりますので質問させていただきます。

介護問題についても従来の介護保険サービスだけでなく、生活全体を支援するサービスも含めまして、今申しました日常生活支援総合事業としての対応に多分頭を抱えている現状ではないかなと思います。今、町長がおっしゃいましたこういったサービスを総合的にやるこの総合事業ですけども、この総合事業では、要支援1、2の対象者への予防給付サービス、それから二次予防対象者への介護予防事業を総合的かつ一体的に行うことができる事業とお聞きしております。これも地域包括ケアシステムの構築の第一歩を踏み出すものになるわけですのでございますけれども、これまで保険給付外で行われていた地域支援事業のサービス介護予防事業や生活支援を町が主体

となって総合的で多様なサービスが提供が可能になると思います。

総合事業が創設された背景には、要支援者に対する介護予防等や配食、見守り等サービスも含めた生活を支えるための総合的なサービス提供ができないことや、二次予防対象者に対して提供できるサービスが少なくなることから、一部から要支援切り捨てという批判もございます。この総合事業によりますと、一部からは要支援切り捨てという批判もございます。これについてどのようにお考えでしょうか。お伺いをいたします。

さらには、事業の実施に当たっては、地域包括センターにおけるケアマネジメントの負担増、利用者の負担割を町が決定することになるため、現状のサービスを守りつつ、予防給付費及び地域支援事業費全体のバランスに配慮した利用の設定が必要となります。このような状況を踏まえて総合事業の導入に向けた検討を進めていきますと、第5期の事業計画に記載がございます。当町の状況について、現在の導入の状況をお聞きいたします。先ほども言いました、総合事業の導入に向けた検討を進めていきます、今るる申し上げましたこういうことを全部この状況を踏まえた上で、総合事業の導入に向けていきますと、このように第5次の事業計画には記載がございませぬけれども、この現状ですね。導入に向けた状況はどんなものなのか、そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

いずれも今後2025年問題の高齢化に向けての早急な対策でありますし、近隣市町村も同じようにこの問題を抱えていることとは思いますが、当町の現状の課題としてお聞かせ願います。先ほども言いました総合事業に踏み切ることによりまして、要支援切り捨てという批判もございませぬけれども、これについてはどのようにお考えなのか。そしてまた、総合事業の導入について町としてはどういう状況でございませぬでしょうか。そこをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番江越議員3回目の質問にお答えをします。

介護問題について日常総合支援事業の導入問題ということでお答えしますが、まずその前にアンケートをとってみると、やはり高齢者の方、やはりできる限り住みなれた地域で住み続けたいという方がたくさんいらっしゃいます。7割ぐらいいらっしゃると思うんですが、そういったことでこの地域包括ケアシステムというのが出てきたんじゃないかと思えます。

以前ですね、先月だったですか、100歳表彰の方を表彰したんですが、その中でその方は70歳から脳梗塞で倒られたということで、おそらく当時は要支援1、2とかそんな感じで介護をされていたと思います。在宅で100歳表彰をされたということで、デイサービス、ショートステイ、全ての介護サービスを使われて自宅で見られております。その見られてる方もいろんな生きぬこう会とか入っておられて、介護者同士の連携をとられているところです。

今回、いろいろ介護保険制度改革があるんですが、やはりどうしても町の介護保険給付費あたりも21億5,500万です。平成24年度ですね。平成12年度、始まった当初は11億1,200万ということで、爆発的に上がっております。そういったことで、平成18年度あたりにも大幅な改正がありまして、要介護1を要支援1、2に分けてっていうことでありまして、一時的には下がるんですが、

なかなかもとに戻ってしまう。ただ、その都度、市町村の職員、現場の職員はかなり怒られているというのが実態でございます。

そういったことで、今回の地域包括ケアシステムにつきましても、今、高齢者は増え続けておりますが、将来は高齢者の人口も減っていくということで、やたらと施設をつくっていったらその施設が成り立っていかないということもありまして、こういった仕組みができていくのかなということで思っております。

構造的な問題もありまして、国保のほうにつきましても、25年度が大体28億医療費が予定をされております。前年より1億4,000万ぐらい増えております。歳入につきましては、8億3,000万ということで、非常に厳しい状態ということで、やはりここ、もともとが健康づくりについてもやっていく必要があるかなということで、これは役場の中でもその一つの課、いきいき長寿課、健康づくり推進課、ここだけでは、それと生涯学習課、そこあたりでは賄えるものではないかなということで思っております。やはり全ての課が健康づくりに取り組んでいかないと、職員もいずれは国保です。それと例えば道路をつくる時など、膝にやさしい道路とか、道路に距離表示をする、ここを歩きましょうとか、そういったこともできます。我々職員も全部の課で健康づくり、男女共同参画、いろいろありますが、取り組むべきことがあるかなと思いますので、そこあたりも含めて、町民の皆さん方も自分の健康は自分で守るということで、元気な町民の方を一人でも増やすということがこれからの課題かなということで思っておりますので、議員さん方もどうぞよろしくをお願いします。

先ほどの日常総合支援事業、非常に心配されておりますが、平成29年度までの経過措置がございますので、他の市町村の状況を踏まえまして、サービスの低下にならないように、地域の福祉関係団体と連携体制を築き、協議を重ねながら、高齢者の方のニーズを踏まえて、町独自のサービスをこれから構築していきたいと考えております。具体的にはですね、要支援1、2の通所、訪問介護予防サービスとして、配食サービス、見守り、安否確認、食器洗い、買い物支援、ごみ出しの手伝い、布団干し、電球交換などがあります。どうぞよろしくをお願いします。以上です。

○議長（中村健二君） 江越信保議員の質問が終わりました。

○17番（江越信保君） ありがとうございます。今は騎馬戦といいますけれども、10年後は肩車の、一人が一人を支える肩車の時代がまいります。しっかりとした体制をよろしくをお願いします。以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（中村健二君） ちょっと、今んとは、1回多かった。最後は。

江越信保議員の質問が終わりました。午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

---

休憩 午後0時01分

再開 午後1時30分

---

○議長（中村健二君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、高橋津代美議員の質問を許します。

2番高橋津代美議員。

○2番（高橋津代美君） 皆様、こんにちは。2番の高橋津代美です。本日も質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

大変押し迫ってまいりましたけれども、来年の3月で一つの期が終わるような気がいたします。私も9月には65歳となり、12月から年金をもらうような年になりました。本日は、町政について、それから、ホームページのことについて、そして、益城台地について質問させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、お尋ねいたします。

町政について。

以前、西村町長が町民と一緒に町のことを考えてみたいというような御発言がございましたのが、私も希望とするところがございますので、どのようなお考えか、どのような形で、いつから、それから、また広範囲にわたると思いますので、いろいろなお考えをお持ちだと思いますので、お聞かせ願いたいと思います。お願いたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番高橋津代美議員の1問目の質問にお答えさせていただきます。

通告によりますと、町政についてということで、町民、県議、町議、行政が町民会議と銘を打って、意見交換の場を設置したらどうかということで通告があったと思うんですが、まず、高橋議員の御質問につきましては、町民の皆さん方の意見を踏まえた町政運営の推進と理解し、答弁させていただきます。

まず、町民との意見交換につきましては、私のマニフェストに、どこでも町長室を上げておりますので、現在、担当課において、タウンミーティングや、どこでも町長室などの制度設計を進めているところがございます。この制度設計ができ次第、町民の皆様にも周知し、実施したいと考えております。また、議員の皆様方におかれましては、現在、個々に実施されている町政報告会において町民の意見などをお聞きになり、それを踏まえて町議会において御質問されていると推察いたします。以上のことから、今後、町民の皆様方の意見などを踏まえた町政運営が、さらに図られていくのではないかと考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 高橋津代美議員。

○2番（高橋津代美君） 2回目の質問をいたします。

ただいまのお話では、まだ、これから発表するというか、お考えになって進めていかれるものと思います。いろいろな分野がありますので、町政についても範囲が広がってくると思いますので、その部分などは、また町長から報告があるのではないかと考えております。期待しております。

そして、本日は、この町政についても、私もちょっと広範囲でお尋ねしたいと思います。これまでの、やっぱり有識者の皆さんも加えたり、それから、経験者、さまざまな先輩の皆さんたちも御参加なさったりして、有意義な意見交換会ができるといいなと私自身は考えております。よ

りよいまちづくりのために、みんなが一丸となって、3万4,000人の人口でございますので、特別に多くもなく少なくもない、とっても理想的な益城町ですので、頑張ってもらいたいと思います。

ちょっと飛んでしまいますけれども、もう一つ、5年後には3人に1人が老人といえます。私も、先ほど申し上げましたように、ちょうど10年後が一番高齢者の多い時期に差しかかります。今、気づいていることですが、済いません、町政の広範囲ということで、ちょっとお尋ねさせていただきます。

交通事故なども増えてくると思いますので、道路関係や、それから交通安全、カーブミラーとか、それから、樹木のせり出しとか道路の関係とかも、そういう方面にも目を向けてもらいたいと思います。ちょっと議題が外れてるような感じもいたしますけれども。それでは、町政についてはこの範囲にしておきまして、また、これから、いろんな人の意見が出てくると思いますので、そのときは私どもも参加させていただきたいと思っております。

次に、ホームページのことについて述べさせていただきます。

本日、朝、のぞいてきましたら、とても見やすいホームページが更新がされておりました。各課でページがリンクされて、ちゃんと話も分かりやすく書いてありましたので、とても安心しました。もう一つ欲を言いますならば、トップページに月間の行事も書いてもらおうといいなと思っております。この前、お聞きしたところによりますと、ホームページの更新は各課で代表者の方がなさっているということですが、それはどなたかに決まっていらっしゃるのでしょうか、ホームページの更新係は。それをお尋ねいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番高橋津代美議員、2問目の質問にお答えします。

その前に、先ほど、有識者、経験者を加えて意見交換という話があったんですが、これ、私もまさに同感でございます。またそういったことを踏まえてやっていきたいと思っております。

町のホームページについてということで、町民に分かりやすいホームページ、年間行事や町への質問・要望等について、掲載についてことで御質問がっております。まず、益城町においては、町民との、皆様方の協働のまちづくりを推進するために、その手段の一つとして、町ホームページを活用した行政情報の発信に努めているところです。情報を発信する際には、利用者にとって見やすいホームページにする必要があります。昨年度、職員によるプロジェクトチームを設置しまして、ホームページのリニューアルを図ったところです。あわせて行事予定や月間カレンダーなどで、町の事業や行事などの周知も実施しているところです。今後は、各課などにおいて、ホームページのさらなる活用を図ることとあわせて、掲載に当たっては町民の皆さんにとって、ホームページがより身近なものとして活用していただけるよう、より見やすいものとなるよう構築してまいります。

なお、御質問にあった町への質問・要望などについては、町民の皆さんの町政運営に関する意見の徴集方法の一つの手段と理解したところですが、私のマニフェストである町民提案制度の制度設計の検討を、現在、担当課にさせているところであり、これが実現できれば町民の皆様方と

の協働のまちづくりがさらに進むのではないかと期待しているところです。

各課の更新はどうなっているかという質問でございますが、これは企画財政課のほうの情報管理系のほうで一括してまとめてはおりますが、実際の掲載につきましては各課の担当がそれぞれ行っているところです。ただ、内容についてですね、各課でやはり、それぞれ期限切れのやつとかですね、そこあたりは随時各課でないと、原課でないとなかなか分からないところがありますので、そういったところは随時更新していくように、また、担当課のほうから指導があって、いかせております。

それと、ホームページのリニューアルに際しましては、御紹介ですが、トップページに益城町在住で、デジタルアートを手がけられている楠田諭史さんに依頼しました、全ての益城を網羅したような幻想的な絵を配置しております。以上です。

○議長（中村健二君） 高橋津代美議員。

○2番（高橋津代美君） 2番目の質問をいたします。

質問コーナーを設けて、これから同じような質問が多いかと思えます、町民の中で。ホームページもこれから、どんどんどんどん活用する人たちが増えてくると思えます。私自身が、パソコン教室を無料で開放して、役場の裏の公民館、ミナテラスでも、引きこもりをなくすための勉強会ということで、どんどん高齢者の方も増えてきておりますので、ホームページを見る機会が多いと思えます。これを利用して、やはり町の行事が一遍に町民の皆さんに分かりやすく分かるようにどんどん、今、西村町長がおっしゃったように、そのことをお考えのようでございますので、とても安心しました。リニューアルされてるのが、目に見えて分かっております。

もう一つ申し上げますならば、私がずっとホームページを調べてみましたところ、役場の中で、2万5,000人の人口、神奈川県湯河原のホームページをちょっとごらんになってみてください。同じような質問は一度で、重なるようにして分かるようになっております。似たようなことを聞かれる町民の方が多いということです。それから、行事がどのようになっているかも分かりやすくなっておりますので、いい見本になるかもなんて余計なことを思っております。ホームページにつきましては以上でございます。

それでは、次の質問に進ませていただきます。

3番目、益城台地についての進捗状況。

県のほうでせんだって、市街化調整区域を外して市街化区域とするということが発表されましたが、それ以降の進捗状況につきまして、町民の皆さんに周知していただくためにあえて質問いたしました。私自身が準備委員ですので大体内容は分かっておりますけれども、あえてお願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番高橋議員の3問目の質問にお答えします。

先ほど、ちょっと一つだけ御紹介なんです、ホームページのほうにですね、中身に行事予定というのが項目が入っておりますので。ぜひ、新着情報とかそこあたりの横に入っておりますので。私も勉強不足で済みませんでした。ぜひごらんになられてみてください。

益城台地についてということで、益城台地の進捗状況について、益城台地土地区画整理事業の3地区、それぞれの進捗状況についてお答えいたします。

まず、西地区につきましては、平成26年4月24日の新聞報道でもありましたとおり、町道の整備計画だけでは商業施設誘致に伴う県道を含む周辺幹線道路への負荷を解消できないという理由から、町としまして株式会社イズミの進出を断念し、現在は保留地の土地利用について住宅経営の方針転換を行い、西地区の組合を中心として、組合が委託している区画整理のコンサルであります株式会社昭和、そして町が三者一丸となって、保留地購入企業候補との協議、検討を進めているところでございます。

次に、中地区につきましては、平成23年6月4日に組合設立を行い、町も一緒になって事業進捗に取り組んでまいりましたが、組合内部で事業の進め方での考え方の相違などから組合運営に支障を来し、現在はその正常化に向けて検討を進めているところでございます。

最後に、東地区になりますが、今年度に地権者の皆様の御理解と、準備委員の皆様方の御努力のかいあって、熊本県において区域区分の定期見直しを行っておりまして、これに伴う熊本都市計画区域マスタープラン変更の住民説明会を10月8日、町情報交流センター、ミナテラスで開催し、その際の意見としても、市街化区域編入に対する支障ありとの意見もなく、反対に早期実現を望む意見が大半でした。その後、公聴会が11月9日開催され、その際も特段の意見もなく終了しております。今後の都市計画決定手続については、12月、県による国土交通省事前協議。1月、国土利用計画変更協議。2月、県国土利用審議会決定。3月、町都市計画審議会、県都市計画審議会、国交省本協議同意という流れになっておりまして、市街化区域編入は今年度末を予定しております。その後、組合設立認可申請。県から認可後に組合設立し、本格的な事業推進を図っていく流れとなります。

なお、西地区、中地区につきましては、当初、事業計画書での事業期間が来年度末、平成27年度末となっておりますので、来年度は組合の総意のもと、事業計画や土地利用計画の見直しを行う予定です。

益城台地区画整理事業につきましては、町のもっとも重要な事業の一つという認識のもと、スピード感を持って、地権者の皆様にはこれ以上の御不安を与えず、町民の皆様からはより一層の御理解を得られるよう、日々努力していく所存であります。以上です。

○議長（中村健二君） 高橋津代美議員。

○2番（高橋津代美君） 町長のお考えを聞きまして、とても安心いたしました。まだまだ山積みの、この益城台地でございますけれども、もう既に20年以上たっておりますので、ぜひ成功してほしいと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村健二君） 高橋津代美議員の質問が終わりました。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

1番野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 皆さん、こんにちは。1番野田祐士です。

今回も一般質問の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

今回は、先に通告しておりました、益城町における交差点等計画について質問したいと思います。

それでは、質問席に移らせていただきます。

議員となり3年がたちますけれども、必ず毎年1回、一般質問において木山交差点の渋滞緩和に向けてどう取り組むか、また、どのような形で改良を行っていくのか、その手法について質問を行ってまいりました。ここに来て、少し計画が見えてきたのかどうかは分かりませんので、今回、質問させていただきますけれども、交差点を通過しておりますと、空間が広がり、視界がよくなり、車の運転を安心してでき、通行しやすく感じられるのではないかと考えております。地元の方々の全議員の方々、また、関係各位の皆様方の御尽力に感謝をいたし、私どもは今後なお一層の努力を行っていかねばならないと、そう感じているところでございます。さらなる御協力、御支援、また御鞭撻をお願いしていきたくと考えております。

それでは、通告いたしておりました益城町における交差点計画について、まず、木山の交差点計画についてお伺いいたします。

現在、どのような状況にあるかというのが、まず第1点であります。

第2点目、今後、町として、いつまでに何をどう取り組んでいこうと考えていらっしゃるかが第2点であります。

第3点目、交差点計画をしていく上で、熊本県と先進的な調整を行うべきよいタイミングではないかと考えておりますが、そのよいタイミングを生かし、主導的な方針を打ち出すべきではないかというふうに考えておりますが、いかがお考えか。

この3点であります。よろしくお伺いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番野田祐士議員の1問目の質問にお答えします。

木山交差点は現在、議員御承知のように、時間帯によっては渋滞が激しい交差点であり、交差点全体を早急に改良する必要があることは、本町にとって長年の課題となっております。町からは県に対して再三にわたり事業着手の要望を重ねてまいりましたが、いまだ事業着手に至っておりません。

現地の状況におきましては、交差点北西側の一帯が民間の土地利用の再編がなされ、風景がまさにさま変わりしております。現在、どのような手法で課題を解決するのか、熊本県と意見交換を行っております。早急に方向性が決定できるよう取り組んでおります。現在、県とは現地の最新事情を共有しながら、必要に応じ意見交換を行っておりますが、交差点改良や道路の拡幅は、地元関係者の皆様方の意向を十分踏まえ、慎重に課題の解決を図る必要があると思われれます。以上です。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 第1回目の質問に対するお答え、ありがとうございました。

今の質問に対する答えとしてですね、町として、いつまでに何をどう取り組むかという答えに



対しては、私の見解では県との調整を図り、関係各位との話し合いをしながら取り組んでいきたいという町長のお考えであったかのように思いますが、いかが。そういう形でもよろしいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

分かりました。全く今のような形で取り組んでいかれて結構だと思いますけれども、今、町長がお答えにあったように、だいぶん風景が変わりました。民間の力といいましょうか、民間の方がですね、関係者が、多少空間をつくっていただきました。これは、道路を通る人間、交差点を通る人間、特に、私も役場のほうからよく安永のほうにといいますか、右折をするわけですが、空間が広がっている今の形はですね、とっても見やすいといいますか、分かりやすい状態になっております。

今の、町が県と交差点について、計画をいろんな形でどうしようかというふうにお考えになってるということでもありますけれども、今、聞くところによりますと、交差点の今あいている部分、西側の部分ですが、あそこはまだ民間のほうで、もちろん民間の方が所有していらっしゃるといふことでもあります。

ここですね、私が思うに、交差点計画には必ず道路用地としての土地というものが必要になります。質問で、熊本県と先進的な調整を行うべきタイミングではないかというふうな質問を出しておりますけれども、そのタイミングをはかる上ですね、町として、これは企画財政課の課長にもお尋ねせんといかんところではありますけれども、私、常日ごろ言っている、必要な金を出すときには出した方がいいんじゃないですかと、先行投資も必要じゃないですかということをごろ言っておりますけれども、今の西側の土地について、益城町としてですね、交差点を考えていく上で、用地を取得すると前もって取得すると。これは交差点のために取得したいと。私はそういうふうな形も必要ではないかと考えておりますけれども。いろんな、もちろん取得する上ですね、諸問題等も出てくる可能性はあります。そこまで追求はしませんが、私はそういうふうな形を先行的に進めた方がいいのではないかと考えておりますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員、2回目の質問にお答えします。

確かに役場前の道路は県道益城菊陽線、それから、交差点から蛭子町南側は町道横町線というのが走っています。それから、交差点の東西に熊本高森線というのがありまして、かなり渋滞が激しく、私たち津森側から来たとき、市内側から来たとき、右折車が1台あると、もうなかなか通れないということで、逆に直進車が黄色になっても突っ込んでいるということで、これはもうモラルの問題もあるんですが。それと、役場側から横町のほうに行く場合も、直進する場合も、右折する車が邪魔ということで、わざわざ左折レーンを行って直進していくというケースがあって、事故が起きているということも非常に大きくなってるといふことだと思っております。

今の西側の道路を先行で買わないかという話がありますが。

（「土地ですね、土地を」と呼ぶ者あり）

はい、取得しないかということですね。これが、私も用地買収も非常に、運動公園の用地買収

で56名の方と携わったこともあります。非常に微妙なところがありまして、相手の方が考えがあるということで、これはもう、用地買収は粘り強くお話ししていかにかんし、ただ、これについても、なら、5,000万控除の収用該当であるのか、事業であるのか、1,500万控除しかない公有地拡大であるのか、そして、最終的には県の公安委員会とお話も出てくるということで、非常に厳しいところがありますが、そこあたりも全部クリアしていかないといけないということなんです。今のところ、そういったところでもろもろの問題もありまして、こちらのほうでお話をしているところが今の実態です。

ですから、ただ、とにかく買収の場合は、売られる側の気持ちを、一番大事な土地ですので気持ちを考えていかないと、私たち行政サイドだけで、議会サイドだけで一方的に動いても、なかなか感情の問題が出てまいりますので、そこあたりも引くくめて、また皆さん方と相談しながら、動き出したら、また相談しながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 2回目の答弁ありがとうございました。

町長、今の西側の土地について、私は先行取得したらいかがですか、そのような気持ちはございませんかというお尋ねだったんですけども、町長のほうはもうだいぶんその気、町のほうはその気かどうか分かりませんが、だいぶんそれはそれで動きたいというふうな御回答だったかと聞こえましたので、それだったらですね、同僚議員、先輩議員の方はどうか分かりませんが、私は賛成をしていきたいと思っております。もちろん、私の後ろの諸先輩の議員も賛成だとは思いますが、ぜひ努力してですね。

これは用地交渉ですので、いろんなもちろん相手方、路線価格等々ですね、あるのは、これは当然のことですけれども、それが町にとってどれだけの価値を見出すかというのはですね、価格的なもの以外にもですね、含まれてくるものがあるやもしれませんので、今後の町の展開を考えていく上ではですね、今、進められるのであれば、ぜひ町のほうでも進めていただき、進めているのであれば成功するように、ぜひ御尽力を尽くしていただきたいと思っております。

木山交差点については以上ですけれども、町長、何か今の私のあれにお答えいただければ、何かお答えください。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員、3回目の御質問にお答えさせていただきます。

進めているかという、まだまだそこまで行っている状態ではありません。ただ、一般のたくさんの方が私のほうに、あそこを町で買ったかどうかという話があるんですが、そのもろもろの理由もあります。そうすると、あとはですね、その買収価格によって、いろんなところに影響をします。これはもう、ここだけの問題じゃなくてですね、そこ、交差点全体、それからまちづくりの形としてどうするかは、もうずっとこれまで質問されてきたと思うんですが、できてないというのも、さまざまな、もろもろの理由があると思います。そこあたりもしっかり調べてですね、検討を議員さんたちと一緒に、またやっていきたいということで。

最後、もう何遍も言いますが、地元の商工会の方、地権者の方、いろんな思いがあると思います。そこあたりをしっかりと共通認識して、思いを町のほうとして聞きながらやっていきたいということで。大事な皆さん方の個人の土地です。そこをどうするかは、なかなかここで軽々しく買うとかですね、なかなかそこは難しいと思いますが、そういったことを相談していきながらやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） ありがとうございます。思えばかなうということは、町長が一番御存じだと思いますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。

それでは、交差点ばかりで申しわけないんですけども、せっかく交差点の、今回一般質問させていただきますので、ほかに交差点はいろいろございます。例えば、今、惣領の交差点である、もう、これはだいぶん、これは県道同士の交差点でありますけれども、ほとんど改良といいますか、計画、工事が終わっているやと思います。ほかに益城町におけるほかの交差点について、計画が終わっている箇所はどこか。これが計画についてですので、その計画が終わっている箇所についての進行状態、または計画は終わっているが、停滞、中断している箇所等はあるか。また、その計画が終わっていて停滞、中断しているのであれば、その理由と、どう対応、対処をいつまでにしていくおつもりなのかというのが、2項目めの質問の第1回目であります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番野田議員の2問目の質問にお答えします。

計画終わってるところといいますと、惣領交差点あたりはもう終わってると思うんですが、終わってないところが木山神宮前道路と町民グラウンド北側の秋津川沿い道路の交差点が御指摘の箇所に該当するかなと思われま。現在、補償物件である住宅の移転が行われていない状況でございます。用地事務の完了から2年余り経過しており、停滞している状況でございます。停滞の理由は家屋所有者が、町に対するさまざまな要望があり、その解決がなされなければ家屋移転に応じないと主張を繰り返されているためであります。以上です。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 対処、対応はその後でいろいろ聞きます。2回目に。

今、言われた2カ所ですか、補償関係でとまっているという。補償関係という、ちょっと難しい対応されているみたいですので、ちょっと分かりませんが、今の質問に対してですね、お答えいただいた箇所数は分かりました。あと、それをですね、どのような対処、対応をですね、いつまでにやっていこうと。そして、その交差点をですね、計画も終わって、用地交渉等も終わっているのであれば、あとは工事を行うということでしょうから、いつまで、どう対応していくのかというのまでですね、お尋ねしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員、2問目の2回目の質問にお答えをします。

いつまで、どう対応するのかという話なんですけど、先ほどお話をしましたように、国体が来る

ということで、総合体育館の用地買収を半年で私はやりました。ただ、その中で一番思ったのは、期限が決まっている用地買収というのは非常に厳しいということです。相手にもいろいろ言われるしですね、いろんなことで制約が出てきます。やはり、その中で期限が決まっているという、私はその回っている中でも、病院から結核の疑いと診断書をもらっても、やはり期限が決まります。一人で用地買収は回れません。そんなことで、2週間安静加療が必要ということでも回りました。そういったことで、まとまるもんもまとまんような形がかなり出てきてですね。ただ、その間に助けていただいたのは議員さんたち。56名のうち、やはり数名はどうしても向き不向きがあってできないことがありました。

今回の場合もですね、やっぱりさまざまな形でやっていきたいと思うんですが、私自身、粘り強く、いつまでも、いつまでとまだ設定せずに、初めてです、その方と会って話したのは、まだ1回しかありませんので、粘り強く説得して、お話しして、そこの反対されているのが何なのか。私自身、また担当課長と一緒に、やはりここあたりもその方との信頼関係、人間関係もつくって、粘り強くやっていきたいと思います。あえてこの場でいつまでという期日の設定は、まだしないでおこうと思います。以上です。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 3回目で最後の質問になりますので、あんまり質問しても答えが返ってこないのであれば質問しないのがいいのかなという気もしますが、町長ひとつ。私が言ってるのはですね、先ほど、町長のお答えの中に用地は済んでるんだよと、補償も終わってるんだよというお答えですね。だから、用地交渉等々についてですね、私はいつまでにやれとかですね、もちろん、それは期限を切ってやるべきは本当だと思いますよ。ただ、それは、相手方ももちろん、先ほどの木山交差点のお話ではありませんけれども、相手の方もいらっしゃる。自分の大切な土地であれば売りたいくないという方ももちろんいらっしゃるのは当然のことです。

ただ、先ほど町長が言われた案件に関してですね、これは意味が違ふと。今まで町長がお答えになっている意味と、多分私が質問している意味には相違点がある、これ、全く違った論点で町長がお答えになっていると思います。計画が終わってる、用地交渉も終わってる、補償も終わってる。その物件に関して、町長は粘り強く云々というふうにおっしゃっていますけれども、それはまた、意味が違ふことですので、そこは一度、改めてですね、この場ですぐ返事をいただきたいんですけども、ちょっと質問に対して答えが、そういうふうになんか抽象的なですね、私の質問になってましたので、そこまでの答えが用意してないのか、どうか分かりませんが、これはまた別問題ですので、そこについては、はっきりとした期日を切るというのは、これ、当然のことであると思っております。

そこについては、役場の中でもですね、もう一度話し合っていて、必要であれば、私の後ろのほうにもいっぱい議員の方いらっしゃいますし、町長が言われたように向き不向きがあるのであれば、向きの議員の方も賛同していただいてですね、御協力、御鞭撻をいただいてですね、やればいいと思いますので。そこについてはですね、どう対応する、いつまで対応するというのは、はっきりとある程度決めていただくべきことだと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の部分については、もう一度、町長のほうから御答弁をいただいでですね、質問を終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員、3回目の質問にお答えします。

私が町長に就任して、その前に数十回、お話に行かれてるということで、私は、また5月になって、中身を今ずっと精査しているところであります。やはり野田議員がおっしゃることも分かりますが、そこにはいろいろ感情も入っているようでございます。そういったことで、そういったものを含めていろいろ、期限を決めんで、もうちょっと、私自身としてはもう中身をして、ある程度、何遍でんかんべんでん行って話をしながら、人間関係をつくってやっていきたいということ考えています。以上です。

（「町長、そこは違うですよ、そこだけは、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中村健二君） 野田議員の質問が終わりました。

○1番（野田祐士君） ありがとうございます。

○議長（中村健二君） ここで暫時休憩します。2時25分から再開します。

---

休憩 午後2時15分

再開 午後2時25分

---

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。

5番甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 傍聴に来られてる皆さん、こんにちは。5番日本共産党の甲斐康之でございます。

本日、最後の質問です。予想以上のスピード感を持って、午後の質疑が進んでおります。私で6人目ですが、町長はじめ、執行部の皆さん、議員の皆さんも大変お疲れのことだと思います。しばらく御辛抱ください。

今、衆議院選挙の真ただ中でありまして。若干私どもの考えを述べて、冒頭の挨拶にかえたいと思います。

今、安倍政権の経済政策であるアベノミクス、これは貧富の格差が拡大をしております。大企業、富裕層には大きな利益をもたらし、私たち庶民には消費税増税が重くのしかかっております。今の景気悪化は、円安による物価上昇に加えて、消費税増税を強行した結果であります。増税不況は明らかです。消費税10%は先送り実施ではなくて、きっぱり中止すべきであります。富裕層と大企業に応分の負担を求めて財源をつくる。大企業の内部留保280兆円、これを活用すれば、そして、国民の所得を増やす経済対策で税収を増やす。これを行えば、消費税に頼らなくても社会保障を充実し、財政再建を図ることが可能です。

（「短目をお願いします」と呼ぶ者あり）

はい、短目に終わります。大企業応援から国民の暮らし第一へと経済政策の軸足を移して、日本経済を立て直すことが大事です。日本共産党は、主権者である国民が安倍政権に暴走ストップの審判を下して、日本の政治を変える絶好のチャンスと捉えています。

それでは、事前に通告をしています2点について、質問に移ります。

まず、第1問目の質問を行います。

臨時・非正規職員の待遇改善についてということで質問したいと思います。

もう皆さん御存じのように、市町村職員の非正規率について、昨年12月の熊日新聞は、県内の非正規急増と、35.7%と報じていました。これは昨年4月1日時点での数字ですけれども、これによると、益城町の非正規率は45.8%。県内では3番目に高くなっています。非正規化した主な職種は、1番保育、2番事務、3番給食の順になっているとの報道もあります。臨時・非正規職員の割合は、菊陽町をはじめ、大津町、益城町、合志市。この順序で、人口の増加地域で目立っておるようになります。この人口の増加に対して、非正規職員化で対応したのではないかというように予測がつかます。

非正規職員化の目的は、運営の効率化と人件費の削減、経費の削減であろうと考えられます。正職員の給与は人件費であります。しかし、非正規職員の給与は主に物件費で処理をされているようです。人口の増加と、人件費と物件費の増加額をあらわした資料もあります。職員の非正規化によって、住民サービスはどうなったのか。低下をしていないのか。本当に効率化されているのか。

こういったものを見る場合に、県内の自治体の、平成23年度の人口1人当たりの実質的人件費、これは人件費と物件費を足して人口1人当たりで割るわけですけれども、検討した資料がありません。この実質的人件費はですね、どれだけその人口に対する職員を配置してるかというようなことをあらわすものであります。人口1人当たりの実質的人件費が高い、これは、五木村、水上、湯前町などの山間部です。高齢者等、過疎化が進んでいる、やむを得ない事情がある自治体などとなっております。逆に、実質人件費が少ないのは合志市、菊陽町、大津町、それから益城町。まさに、先ほど話しましたが、人口増加地域となっております。人口増加などを非正規職員化で対応したものと裏づけされます。こういった、市町村職員の勤務条件が不安定な、非正規職員の増加は問題であると、多くの識者や労働組合が批判、検討をされているところであります。

こういう現状の中、総務省は今年の7月ですね、官製ワーキング・プア、これは自治体がワーキング・プアをつくってるのではないかと、働く貧困層ということですね、地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善などを求める通知を全国の自治体に出しているところであります。雇用や任用では、契約更新を繰り返してきた臨時保育士の雇いどめ、こういったものも問題になってきて、特別職非常勤について、職務内容が補助的、定型的、一般職員と同一、労働者性が高い、こういう場合は一般職として任用するよう強調している内容でもあります。

また、再任用する場合に、次の再任用までの間に空白期間を設けている、こういったことで健康保険や厚生年金から一時脱退させられ、医療費負担増や年金減少となることが問題にもなっております。益城町ではどうなっておるのでしょうか。また、こういった、この空白期間の根拠につ

いては、地方公務員法など、関係法令では存在しないと明らかに明記されておるわけです。事実上、使用関係が存続している場合は、資格を喪失することなく取り扱うことが必要であると、厚労省通知を紹介して、勤務の実態に即して判断するようにも求めています。

非正規雇用の特徴は、時給の賃金が安く、賞与がない、退職金が出ない、短期雇用のため雇用が不安定である、キャリアアップの機会に乏しい、社会保険・雇用保険の適用から外れるものが多い、極めて弱い立場にあるこういう状況の中で、モチベーションの低下となっていることが指摘もされております。人口の増加等による業務量の増加に対応できる職員定数の見直しは必要ではないかと考えております。

非正規職員の占める割合が、非常に高い問題をですね、町はどのように認識しているのかどうか。それから、業務量の増加や職員の非正規化で住民サービスの低下を指摘する声が聞かれないか。災害等への対応力は落ちていないか。やはり、緊急時に、この非正規職員の方が多いということですね、対応が万全なのかという点ですね。

2番目で、継続的な非正規職員化で、先ほど言いましたが、低賃金に抑えられてる官製ワーキング・プア、これをつくり出していないか。臨時・非正規職員は継続的に低賃金のままの条件で勤務しているのではないのでしょうか。こういった方の希望があれば、正規職員への採用を進めて、官製ワーキング・プアの解消を図るべきではないかということです。

3点目は、非正規雇用の割合が高いことから、行政のプロ、専門職は育っているのだろうか。正職員のように安定した勤務条件で、自発的な意志と能力を備えた行政のプロが育ってくるものではないのでしょうか。執行部の皆さんは、皆さん行政のプロだというふうに思いますので、そういう条件があるのかということですね。

4番目、職員の年齢構成がいびつになって、行政の継続性に穴があかないか。部署によっては、年齢構成に継続性が整っているのかどうか、また、非正規の多い部署で、正規の職員は責任を必要以上に持たされていないか。

5番目、今の、この7月の総務省通達を受けて、臨時・非常勤職員の待遇改善、正規職員への採用と給与の改善に努める計画はあるのかどうか。

これを含めて1回目の質問といたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番甲斐議員の1問目の御質問にお答えします。

現在、本町には、御指摘のとおり非正規・非常勤・臨時職員に関しましては、県内でも非正規化率が高いのが現状です。主な職種は、保育士、事務補助、施設管理人等となっています。特に、保育所の非常勤職員が増えた原因は、待機児童の増加により、各所で定員よりも多目の園児を抱えており、職員の増員は定数の関係で不可能であるため、非常勤職員で対応せざるを得ない状況となっています。

この町職員の定数は益城町職員定数条例で定められており、町長部局の職員185人、教育委員会部局の職員53人、水道事業の職員10人など、合計257人とされ、この定数内で各業務を行っており、定員の増減は議会の承認が必要になります。また、国、県より、職員数の適正化、民間委

託などによる削減もしくは維持に努めるよう、毎年指導を受けています。なお、この職員定数維持のため、職員採用におきましても基本的には退職者補充で新規採用を行っており、全職員数は横ばいか微減であります。

そのような中、現在、役場で対応している住民サービスの事務量は、実際、役場職員だけでは到底対応できない数量でありますし、非常勤職員などの補助、協力なしには考えられないところでございます。今後も、高度・多様化する住民ニーズに対応するため、行政コスト、人件費などの適正化に努めながら、限られた職員と専門の非常勤職員等で益城町の行政運営や、住民の皆様の福祉の向上に努めてまいりたいと思います。

なお、臨時・非常勤職員の任用等につきましては、総務省の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等についての通知に沿って、任用につきましては、臨時・非常勤職員の制度的位置を踏まえ、職務の内容や勤務形態などに応じ適切に任用、また、募集や任用に当たっては、勤務条件を明示しています。職務条件などについては、報酬、職務の内容等、責任に応じて適切に水準を決定するなど、適正な運用を行っております。以上です。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 1問目の質問の中で、5点ほど挙げましたが、まだ、例えば官製ワーキング・プア、そういったものとか、行政のプロ、そして、行政の継続性に穴があいていないのか、待遇改善に努める、そういったものの答弁がなかったように思います。2問目の中で、しっかり答えていただきたいというふうに考えます。

当然、人口が増加しております。業務量も増えております。こういった中で、正規職員で対応できないということから非正規職員・臨時職員を入れて対応しているんだというふうなことだと思います。この定数っていうものについてですね、私はやっぱりもう正規職員をですね、増やすということでの考えをですね、しっかり持っていただきたいというふうに思っております。議会の承認でできるということですから、やはりその辺はですね、十分検討いただきたいというふうに思います。

2回目の質問をしたいと思います。

今、正規雇用にですね、処遇を改善している民間企業の取り組みの効果がいろいろ公表されているところです。非正規雇用から正規雇用に待遇改善を取り組んだ結果、企業の多くが人材の定着、優秀な人材の確保、モチベーションの向上が見られたと報告をしているようです。町が今年の10月に作成をしています、第4次益城町行政改革大綱、これでは、職員の意識改革と業務の改善の項で、人材育成の推進という項目があります。人材育成を推進して、個々の職員の能力、意欲を向上させることによって、組織全体のレベルが上がり、住民サービスの向上につながる。このように明記されています。さらに、この行革推進委員会の中で、職員の年齢構成がいびつになることはないのかと、こういう意見が見られました。事務局は、現在、職員の年齢構成に影響が出ていることは事実です、定数管理など見直しが必要だということで大綱に入れていると説明をされているようです。

さらに次に、そのワーキング・プアをつくり出していないか、この件についてですけれども、



御承知のようにワーキング・プア、これは年収200万円以下で、働いても収入が低く、困窮状態にある働く貧困層のことを指しております。原因は非正規労働者の増加が挙げられています。多くの非正規職員は、このワーキング・プアに該当するのではないのでしょうか。中には夫婦で共稼ぎしてる人たちもいらっしゃいます。配偶者控除をするため、年収103万円以下に抑え、そして、子育て、親のいろいろ介護、そういったことで、やむを得ず非正規を希望するという場合もあると思いますけれども、基本的には夫婦で正職員としてそれぞれ働き、子育てがしっかりできる、こういう充実した生活設計を行いたいと考えているのが一般的ではないのでしょうか。

人材確保と定着、モチベーションの向上によって、住民サービスの改善などのためにも、非正規職員の中で正職員を希望する者については正職員に採用する、そういうことで専門職や行政のプロが育って、行政の継続性に穴があくことなく維持できるものと私は考えています。非正規職員を希望する者には、基本賃金の改善、さらに処遇の改善を図るべきだと考えてもおります。

以上、2回目の質問です。1回目で答弁されてなかったことも含めてですね、町長のお考えを期待します。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 甲斐議員、2回目の御質問にお答えをします。

今、適正な定員管理というのがございますが、一方で、地方分権や地方への権限移譲により業務というのはかなり年々増え続けているところでございます。臨時・非常勤職員雇用は、臨時的・補助的な業務または特定の学識経験を要する職務について任用し、業務に伴う責任の程度は非常勤職員と異なる設定とすべきであるとしております。業務が複雑多様化する中で、臨時職員・非常勤職員の皆さん方の雇用により、住民サービスはむしろ向上していると考えております。

また、災害等への対応力につきましては、これはもう正規・臨時職員の方にはかかわらず、シェイクアウト訓練など定期的実施し、地域においても防災訓練などを実施して、これは全ての職員に参加するように依頼しているところでございます。

それと、ワーキング・プアにつきましては、働いても働いても、時給963円ぐらいですか、そういった職員を生み出してないかということもございますが、先ほど話がありましたように、実は103万の壁、130万の壁っていうのが非常に大きいかないというのが、そういった方がたくさんいるのかなというのは、ちょっと私も人事におりましたので感じております。103万というのは税金控除を受けられるという金額なんですけど、ただ、これは130万までは配偶者控除を受けられないということで、配偶者特別控除は受けられると思いますので、あんまり103万を超えても変わらないかなと思いますが、実はこの130万というのが非常に大きな壁になっているように思います。というのが、130万以下でしたら国民年金も3号該当ということで払わなくてもいい。それと、社会保険料についても支払いをしなくていいということで、御主人の扶養に入るとかですね。それともう一つは、会社勤めの場合は、扶養手当あたりも支給されるということで、ここで実際、160万か70万もらわないと130万に見合わないような感じになっておりますので、これが非常に問題かなということで考えております。ここあたりも、また、国がそこあたりを106万にしようとか、そういった話も出ておりますが、そこあたりもちょっとずっと注視していきたいと思っております。

それと、専門職、行政のプロということでお話がありましたが、職員のほうにつきましては政策集団ということで考えておりますが、先ほどちょっとお話しし損ねたところがありますが、これは平成26年の11月21日に、地方創生関連2法案が可決されております。一つは、地域再生法の一部を改正する法律、これは各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を総合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入し政策効果を最大化する、また、地域活性化関連の計画などをワンストップで行い、地域にとってよりよい、使い勝手のよい新たな支援策を含め、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みを構築するための改正法ということで、それともう一つは、まち・ひと・しごと創生法。皆さん聞かれたと思うんですが、これはもう人口減少社会に向けて、そして、その減少に歯どめをかけるとともに、東京への人口の過度の集中を是正して、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的、計画的に実施するための法律です。

この法律に基づいて、人口について、過去の人口動向の分析や将来人口の推計など、客観的な現状分析と将来予測を行い、地方人口ビジョン及び、ここが問題かなと思います、地方版総合戦略の策定が、これは町に求められているということで、これが10年後、20年後のまちづくりにつながっていく気がします。そういったことで、これからは職員ですね、職員自体、それと議会の皆さん、町民の皆さん方が一緒になって考えて、明確な目標設定、それから事後検証もできるような戦略をとっていかないと、国からの交付金も来なくなるような感じがしております。そういったことで、職員の資質向上が一番求められているかなということで思っております。

いつもお話ししてるんですが、2000年に地方分権改革がありました。それまでは、各自治体、同じように交付税が配られて、各町、モデルがあって同じような事業をしてきました。ですから、各市町村横並びの展開だったんですが、分権改革においてからはもう、住民の皆さん方と協働になって、一緒になってまちづくりをやりましょうという形になって、新たな時代が変わってきております。ですから、職員のほうにつきましても、実際、地域に出向いてチャレンジする職員、コスト意識を持った職員などが求められております。それから、職員には先の先を読んで、具体策を考える職員ということが求められてきております。ですから、10年目のプロ、20年目のプロ、30年目のプロというぐあいに、だんだんだんだんプロをつくり出して行って、人事制度、それと研修制度、ここあたりが一番大事かなと思いますが。それと職場の環境づくり、意見の通りやすい仕事づくりを確立することが一番重要かなということで考えております。

それと、職員の年齢構成がという話があったんですが、ここあたりも1回、これも職員の中のデータで出していけたらということで考えております。それと、やはり一般の社会人の民間の方のノウハウを生かすようなまちづくりも必要ということで、採用あたりもですね、社会人枠、ほかの町でやっておりますので、ここあたりも引くくめて、不足しとるところ、そこあたり社会人枠を入れるとか、そういったことの採用もこれからは考えていかないといかないかなということで考えております。

それから、労働条件の改善につきましても、私の、前年か何かに年次休暇を増やしましたが、

そういったことで、今、勤務されている方たちの意見もしっかり聞きながら、働きやすい環境づくりをやっていきたくて考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 私がですね、いろいろ求めたいものはですね、やはりしっかりと職員が頑張っただけで、住民サービスを低下させない。例えば、教育とか保育の質のですね、低下を招かない。しっかり行政が継続的になされてですね、穴があかないとかですね。やはり退職されたら、その分また新たに正職員を入れる。そして、やっぱり定数を見直して、増える業務量にですね、対応していく。これをしっかりとですね、推進して行ってほしいというふうに思います。

やはり適正な人員確保に努めて、正規の職員を希望する場合には、いろいろ公務員試験とかあると思いますが、そういう正規職員への採用の道を開いてですね、そして、正規職員を希望しない、非正規のままで結構と言われる方についてはですね、勤務条件の改善をより進めて行ってほしいということを求めまして、3回目の質問とします。一応、町長のそういう考えをですね、もう一度お願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 甲斐議員、3回目の質問にお答えします。

先ほど申しましたように、採用関係ですね、そういうのも考えていきたいと思うんですが、この定数というのが非常にやっかいで、国とのせめぎ合いもありました。以前、私が人事のときに、一律に8%か、カットをなさいということで、国から話が来た時期がありました。ただ、その同じ時期にですね、権限移譲で国、県の仕事を町がやりなさいと、これは矛盾しとるじゃないですかって話をしたことがあります。そして、ちょっと反旗を翻しまして、そのときは2%しかやらなくてですね、新聞とかにかなりたたかれたことがあったんですが、それはもう、町のことは今でも大変なのに、町のことは町で決めるということで話したところであります。そのときに定数削減をちょっとやってなくてよかったかなと思うんですが、そういったことで、また一生懸命取り組んでまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 町長の頑張りを期待しております。よろしくお願いします。

それでは、2番目の質問に移ります。

小規模企業振興基本法を生かして、地域小規模事業者への支援を積極的にということについて質問いたします。

私は、現役時代、小規模事業者の融資や債権管理、そういったものの担当をしてきました。特にやっぱり地元業者への思いっていうのがですね、強いというふうに感じています。やはり地元の人たちがきちんとその商店で生活をできる、家族を育てる、町税をちゃんとしっかり納めて町を潤す。そういうものになればいいなというふうに常々思っております。

今までに、私は、地元商店や業者の活性化を進めるために、中小企業振興基本条例、これを早期に制定するというようなことをですね、具体化して取り組んでいくべきではないかということ、2年前に質問をしております。ところが、もう2年経過しますけれども、いまだに具体的な

条例が示されていない。当時の町長は、検討しながら制定に向けて取り組んでいきたいと、しっかり頑張ってまいりますとも答弁をしております。私は昨年の12月も、こういう検討する、研究する、真摯に受けとめたいなどの答弁を繰り返していましたので、本当に町長はやる気あるのかということで質問をしました。検討すると言うた以上は前向きに考えていると理解して結構ですとの答弁でしたので、もうそろそろ町長もかわってですね、先進事例もたくさんあります。真剣に取り組んでいるという状況にもあるとも答弁していますので、町の活性化、業者支援はですね、いつまでも引き延ばしするべきものではないというに考えています。

日本経済はアベノミクスで一部の大企業は景気回復が伝えられていますけれども、4月からの消費税増税で消費は落ち込んで、小規模事業者は経営がますます厳しくなったとの声をよく聞きます。仕事や顧客の減少、消費税の負担増、競争激化に加えて、下請け単価の引き下げや経費の増大がその原因となっています。そういう状況の中で、今年の6月の国会で、小規模企業振興基本法と、それから、小規模支援法が成立をしています。ここで言う小規模企業は、工業関係は従業員が20人以下、商業・サービス業においては5人以下のいわゆる小零細企業を言います。しかし、この小規模事業者が地域経済と雇用確保に大きな役割を果たしていることに着目をして、経営が厳しくなっている中、国、地方自治体、支援機関が連携して支援を実施すること、これを定めた法律であります。小規模基本法の第7条、地方公共団体の責務として、小規模企業について事業の持続的な発展が図られるよう、事業の運営を支援する施策を策定し、実施する責務を有すると、こういうふうになっています。

益城町の事業者は、小規模事業者が多数を占めています。町内の事業者が活性化すれば、町税の増加も期待できます。町長は、前の町長も同じことを言っていましたけど、6月議会で、町内業者への支援策として、従来の債務保証であるとか、小口融資資金保証制度、利子補給制度、太陽熱温水器設備の補助金交付や登録した施工業者による施行の補助などがあります。この支援策を継続していくと。経営を応援していくという答弁をしております。この支援策の継続で、今回の法律の目的に答えられていると考えられていますでしょうか。私は、今の事業者のおかれた状況からは、今までの町の支援策が効果を上げているかどうかということについては、しっかり検証することによってですね、より新たな支援策を講じる必要があるというふうに考えています。早急に先ほどの条例、また、支援策等について具体化されることを求めています、1回目の質問といたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番甲斐議員の1回目の質問にお答えします。

今年6月20日に成立しました小規模企業振興基本法では、国と全ての自治体に小規模企業への支援が責務として明確化されております。また、同じく小規模企業振興基本計画も策定され、かなめを見据えた経営の推進、新陳代謝の促進、地域経済に資する事業活動の推進、地域ぐるみで総力を上げた支援体制の整備の四つの目標を設定し、目標の実現に向け、重点施策を設定しているものでございます。

本町としましても、広報紙やホームページなどを活用し、分かりやすく積極的に情報を提供す

るとともに、事業者の課題をみずからの課題と捉えたきめ細かな対応を実施していきたいと考えております。さらに、本町ではその一環として、来年度から住宅リフォーム助成事業を実施したいと考えております。これは、町民の皆様の居住環境の向上はもとより、町内の小規模な商工業者などの活性化を図るためのものです。具体的には3月の定例会議にお諮りする予定にしております。

今後も、町当局と商工会などと連携を深め、小規模企業の仕事おこし、地域経済の活性化のために必要な施策の提案、そして、経営の促進等をお手伝いできるような努力をまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 今、3月に住宅リフォームの助成の提案をするという、大変結構だと思います。

金は天下の回りものと、こういう言葉があります。小企業、自営業者が自立できる環境を、しっかり町がどうつくっていくのか。その柱が地域での仕事おこしによる地域経済の振興策でもあるというふうに考えています。町長がいろいろ公約の中で、空き店舗などを利用していろいろ新規に開業を考えていたらどうかとかいうようなものも挙げていると思います。例えば、そういった空き店舗を利用してですね、新規に事業を開きたい。そういう考えの方なんかについてですね、例えば家賃の補助を一定期間行う、それから、独立して開業したい、そういう場合の設備購入の際に補助を行う。そういうような新規事業者に対する支援に積極的に取り組んでいく。

こういったことをですね、いろいろ先行して実施している自治体も多くあると思います。私が聞いている限りでは、県内ですけれども、門前町で新しくお店を開くのに、家賃を3年間、月5万ほど補助すると。しかし、その事業者の方が、3年たって、こりゃもういかんということになってですね、返済を求めないというようなこともされてるというように聞いています。本当に新規に事業をやりたいという気持ちをですね、やっぱり支える。そして、その門前町、結構はやっております。そういったところをですね、視察して積極的に取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうにも考えております。

そして、いろいろ具体化をですね、検討する場合に、業者さんへのアンケートなんかを実施して意見を収集する。どういう支援が欲しいのか、どういう支援が効果がありますというようなことをですね、しっかり検討されてはいかがかというふうに考えております。

今、言われてる小規模基本法ですね、これは地方公共団体の責務とともに、小規模企業団体にも振興策に協力するよう求めています。いろいろ業者団体、商工会、そういったところがですね、やっぱり協力していただいて、個人事業主、家族経営などの小規模零細業者にしっかり着目をして、この小企業者が地域経済の主役であると位置づけて、その振興が必要だということになると思います。こういった零細業者の方は外部環境の変化に弱いです。やっぱり積極的な支援を進めるようにですね、求めていますので、やはり先延ばしせずですね、早期に施策を具体化するよう求めまして、2回目の質問といたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 甲斐議員、2回目の質問にお答えします。

現在、益城町の小規模企業というのが、全体的には、もう平成18年ぐらいまでしか統計では出ておりませんが、991団体あったかと思えます。従業員の20人以下が48団体、そして5人以下が843団体ということで、本当に5人以下の団体が非常に多いということが、今、出ております。小規模企業振興法というのは、当初は大企業と中小企業の是正格差を目的としていましたが、現在は少子高齢化など国の課題が複雑化して、小規模事業者の方の重要性が再認識されているところでございます。これはもう今、小規模事業者は中小企業の約9割を占め、日本経済の土台でもあります。その小規模の特徴を生かして、きめ細かな商品やサービスを提供して、地域の雇用にも貢献している小規模事業者は地域経済を支えている重要な存在でもと考えております。

今後、観光やまちづくりによる地域の活性化など、小規模事業者だけでは解決できない課題もたくさんあります。今後、やはり行政やさまざまな団体と連携しながら地域経済を支えていていただきたいと思えます。そのためにも町としてもしっかりと応援していきたいということで考えております。

先ほど応援という話があったんですが、住宅リフォームにしても、なかなか小規模事業者の方につきましても、やはり申請の仕方とか登録のやり方、なかなか難しい、分からないというのがありますので、そこあたりは講習会とかですね、開いて、またやっていきたいということも考えておりますし、効果の検証、これはもう必ずやるべきであると思えます。あと、いろいろなことをやるにしても、1回年限を切って効果を検証して、また見るということは必要かなと思えます。特に住宅リフォームにつきましても、全国の自治体の仲間の話を聞くと、非常に効果がある事業ということで、データの的には、それから情報的には伺っておりますが、実際、やはりやった後に検証というのは必ず必要かなということで思っております。ただ、いろんな方に分かりやすく登録していただくというのが、一番大事なかなということで思っております。

それから、中小企業の基本条例の制定ということで、先ほどお話があったと思うんですが、これはもう制定している自治体の現状ですね、それから条例等、実際今ホームページ等あたりも出てまいりますので、実際やられているところのお話も参考にしながら、これは前向きに検討していきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） こういう小さい地域はですね、地域の循環型経済ってということで、金は天下の回りものですから、地元の業者、そういったところをしっかりと応援をしてですね、もうけてもらって、町税をしっかりと納めてもらう。また、住宅リフォームあたりは、それを利用する方が、やはり支援を得られればですね、そういう住宅の改修等によってですね、また、老人のいろいろ介護、そういったことにもできるというふうに思います。なかなか、私も調べている範囲では効果のある方策ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと。

それからさらに、振興策についてですね、具体化して。いろんな先行している自治体がございます。そういったところをちゃんと見てですね、しっかりと具体策を講じていただきたいということをお求めまして、私の質問を終わります。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が全て終了しました。

これにて散会いたします。

---

散会 午後 3 時14分

平成26年12月第4回益城町議会定例会会議録

1. 平成26年12月8日午前10時00分招集
2. 平成26年12月12日午前10時00分開議
3. 平成26年12月12日午前11時02分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第70号 指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第71号 指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第72号 指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第73号 物品の購入について
- 日程第6 議案第74号 監査委員の選任同意について
- 日程第7 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議員提出第5号 「農協改革」に関する意見書
- 日程第11 閉会中の継続調査の件

---

7. 出席議員（16名）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 野田 祐士 君  | 2番 高橋 津代美 君 | 3番 宮崎 金次 君  |
| 5番 甲斐 康之 君  | 6番 寺本 英孝 君  | 7番 坂口 政弘 君  |
| 8番 石田 秀敏 君  | 9番 坂田 みはる 君 | 11番 竹上 公也 君 |
| 12番 福永 誠一 君 | 13番 稲田 忠則 君 | 14番 荒牧 昭博 君 |
| 15番 渡辺 誠男 君 | 16番 山内 親宣 君 | 17番 江越 信保 君 |
| 18番 中村 健二 君 |             |             |

---

8. 欠席議員（1名）

- 4番 坂本 貢 君

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 吉崎 博美

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- 町 長 西村 博則 君 教育長 森永 好誠 君



会計管理者	内田吉十司君	総務課長	矢嶋正昭君
総務課審議員	中桐智昭君	秘書広報課長	堀部博之君
企画財政課長	西橋幸子君	税務課長	森田茂君
住民生活課長	森部博美君	子ども課長	花田博文君
健康づくり推進課長	福島幸二君	いきいき長寿課長	緒方潔君
福祉課長	田中秀一君	農政課長	山本信行君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	上田勝二君	学校教育課長	藤岡卓雄君
生涯学習課長	安田弘人君	水道課長	西村秀幸君

---

開議 午前10時00分

○議長（中村健二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。なお、4番坂本貢議員から欠席する旨の届け出がっております。

本日の日程は皆様のお手元に配付してありますとおり、常任委員長報告、採決、その他となっております。

---

日程第1 常任委員長報告

○議長（中村健二君） それでは、日程第1、常任委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員会報告、渡辺誠男委員長。

○総務常任委員長（渡辺誠男君） 皆さん、おはようございます。15番渡辺でございます。

総務常任委員会報告書。平成26年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第60号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正（総務常任委員会関係）、第3表地方債補正。議案第65号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第66号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第69号、上益城広域連合の規約の一部変更について。

2、審査の経過。①付託年月日。平成26年12月8日。②審査状況。平成26年12月10日午前10時から、総務常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月11日午前10時から、全委員出席のもと、御船町スポーツセンターを視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第60号ほか3件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第60号については、第2表債務負担行為補正に関し、益城町文化会館及び益城町総合体育館等を指定管理者に移行した場合の町の経費や住民サービス、業者選定の質

問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。また、教育振興費の教材費、社会教育費のふるさとづくり施設整備費補助金、電子計算機運用費のシステム開発委託料、財産管理費の修繕料についての質問があり、担当課長から説明を受け、民生費国庫負担金の保育士等处遇改善臨時特例事業国庫補助金については、子ども課担当係長から説明を受けた。議案第65号については、施行日や勤勉手当の率などについての質問があり、担当課長から説明を受けた。議案第66号、議案第69号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した御船町スポーツセンターについては、指定管理者である公益財団法人熊本YMCAの担当者から、平成26年10月から11月までの事業内容や指定管理を受けた後に改善を行った点等について、詳細な説明を受けた。当該施設においては、利用者の利便性を図る上から、山間部等へのバスによる送迎がなされているとともに、入館者数については今年の同時期と比べ増加をしており、効果的な運営がなされていることを確認した。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。平成26年12月12日、総務常任委員長渡辺誠男。益城町議会議長中村健二殿。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村健二君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、福永誠一委員長。

○福祉常任委員長（福永誠一君） 皆さん、おはようございます。12番福永でございます。

福祉常任委員会報告書。平成26年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第60号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳出（福祉常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正（福祉常任委員会関係）。議案第61号、平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）。議案第64号、平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）。議案第67号、益城町浄化槽清掃業の許可に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第68号、益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成26年12月8日。②審査状況。平成26年12月10日午前10時から、福祉常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月11日午前10時から全委員出席のもと、菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第60号ほか4件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第61号、議案第64号、議案第67号、議案第68号については、原案のとおり全会一致で可決することに決定した。また、議案第60号については、賛成多数で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第60号については、町民憩の家の債務負担行為の内容及び債務負担行為額5,400万円の金額について、2年後、3年後に増額の補正はないかという質問があり、担当課長より説明を受けた。また、保育士等待遇改善臨時特例事業補助金の使い方についての質問があり、担当課長より説明を受けた。議案第67号については、浄化槽清掃業の許可を1年以内から

2年以内に改正する理由や対象者数について質問があり、県内の状況について説明を受けた。議案第61号、議案第64号、議案68号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場の菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」については、現地において担当者に施設の概要について説明を受け、地元のつながりを大切に、住民サービスを低下させないことが重要であるとの説明があった。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。平成26年12月12日、福祉常任委員長福永誠一。益城町議会議長中村健二殿。

福祉常任委員会報告を終わります。

○議長（中村健二君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、石田秀敏委員長。

○建設経済常任委員長（石田秀敏君） おはようございます。8番石田です。建設経済常任委員会の報告を行います。

平成26年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第60号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第62号、平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）。議案第63号、平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。請願第3号、「農協改革」に関する請願書。

2、審査経過。①付託年月日。平成26年12月8日。②審査状況。平成26年12月10日午前10時から、建設経済常任委員会室において、全委員中5名出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行い、11日午前10時から全委員中5名出席のもと、町道テクノ工業団地線、津森污水幹線・枝線管渠築造（1工区）工事現場について視察を行った。

3、決定の理由。①審査の結果。当委員会に付託された議案第60号、議案第62号、議案第63号について、関係課長から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、議案第60号、議案第62号、議案第63号については全会一致で可決し、請願第3号についても全会一致で採択することに決定した。

②審査の主な内容。議案第60号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）について、地籍調査事業の進捗について質問があり、進捗及び完了予定年度を確認した。なお、一日でも早く調査を完了するよう強い要望があった。

③視察の結果と意見。議案第62号、平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）中、歳出の工事請負費減額について質問があり、補助工事分は増であるが単独工事費の減との説明を受けた。現地視察においては、町道テクノ工業団地線において、町担当者から工事の概要について説明を受けた。道路の供用開始が平成27年3月末予定であることから、道路整備が無駄にならないよう、県と企業誘致について協議を進めるよう要望があった。津森污水幹線・枝線管渠築造（1工区）工事の現場においては、整備状況等について確認した。なお、防護柵等の安全管理を徹底し、事故防止に努めるよう要望があった。

④その他。木山交差点用地問題について。町による土地の先行取得をするべきとの強い意見があ

った。

以上のとおり、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。平成26年12月12日、建設経済常任委員長石田秀敏。益城町議会議長中村健二殿。

以上で報告を終わります。

○議長（中村健二君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員長報告に対する質疑を許します。各委員長報告に対する質疑はありませんか。

(なし)

○議長（中村健二君） 質疑がないようですので、これで各常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。

5番甲斐議員。

○5番（甲斐康之君） おはようございます。5番甲斐康之でございます。

次の議案に反対をいたします。

議案第60号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第4号）、第2表に指定管理者の指定に係る債務負担行為補正が追加計上されております。益城町町民憩の家指定管理料、益城町文化会館指定管理料、益城町総合体育館等指定管理料について、指定管理者制度導入に反対の立場から討論いたします。

60号議案は、人事院勧告による公務員給与の改善や民生費の歳出増が主な議案であり、これらは賛成をしたいと思います。第2表債務負担行為補正については賛同できません。指定管理者制度を導入することで、経費の節減、歳出削減効果を狙ったものでありますが、これら施設は町民のサービス、健康増進を目的に建設しており、施設の維持管理費及び人件費等の支出などの経費の負担は当初から予定されていることであります。町が所有する施設の運営を民間に管理させることは、住民福祉の増進という自治体本来の公的責任を放棄することになります。町の施設は民間任せにせず、しっかり管理運営されることを求めて、議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（中村健二君） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

9番坂田みはる議員。

○9番（坂田みはる君） おはようございます。9番坂田みはるでございます。

議案第60号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第4号）について、賛成討論を行います。

この議案第60号は、介護訓練給付費や老人保護措置費、保育士等処遇改善臨時特例事業といった福祉サービスの充実や、学校の教材、公民館の改修費のように、学校、社会教育に必要な予算措置が図られており、債務負担行為補正においても、指定管理者制度導入に向けた債務負担行為を行うもので、指定管理者導入により、経費削減はもとより、現行の直営より充実した住民サー

ビスが図られることから、何ら問題はないものであります。

よって、議案第60号に賛成するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

これより、議案第60号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から議案第69号「上益城広域連合の規約の一部変更について」までの提出10議案について採決をいたします。

まず、議案第60号について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立多数であります。よって、議案第60号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号から議案第64号までの4議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員であります。よって、議案第61号から議案第64号までの4議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号から議案第69号までの5議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員であります。よって、議案第65号から議案第69号までの5議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願に対する討論を行います。

請願第3号、「農協改革」に関する請願書についての討論を行います。請願第3号の建設経済常任委員長報告は採択であります。よって、委員長報告に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、請願第3号「農協改革」に関する請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。この請願に対する建設経済常任委員長報告は採択です。委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員であります。よって、請願第3号については、委員長報告のと

おり採択することに決定されました。

---

## 日程第2 議案第70号 指定管理者の指定について

○議長（中村健二君） 日程第2、議案第70号「指定管理者の指定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。平成26年第4回益城町議会定例会も最終日を迎えております。追加提案を行っておりますので審議のほどをよろしく申し上げます。

それと、傍聴席の皆さん方におかれましては、天井の修理が必要ということで、本日はモニターでの傍聴ということになりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議案第70号、指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。この議案は、益城町町民憩の家につきまして、指定管理者制度の導入を図るものでございます。

それでは、今回の議案を提出するまでの経緯の概要につきまして、御説明を申し上げます。

益城町町民憩の家につきましては、平成24年11月9日に益城町公の施設のあり方検討委員会から、指定管理者制度の導入を図ること、また、憩の家の抜本的な改革を検討することとの答申を受け、益城町行政改革推進本部会議におきまして、答申どおり進めることに決定いたしました。

その後、平成25年第1回町議会定例会におきまして、当該施設に指定管理者制度を導入できる条例改正案が可決され、町はその結果を踏まえ、益城町町民憩の家指定管理者募集要項を策定し、本年10月15日から指定管理者の公募を行いますとともに現地説明会を開催しましたところ、4団体から指定管理申請書の提出がありました。

その後、益城町公の施設に係る指定管理者選定委員会におきまして、提出書類の審査及び申請団体によりまずプレゼンテーションを実施し、総合的に審査を行った結果、最も得点が高かった益城町町民憩の家管理運営共同企業体が指定管理候補者として選定されました。

よって、今回提出しております議案は、平成27年4月1日から3年間、益城町町民憩の家の管理運営を行わせる指定管理者として、益城町町民憩の家管理運営共同企業体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものです。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（中村健二君） 議案第70号、指定管理者の指定についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

5番甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 5番甲斐康之でございます。

議案第70号、益城町町民憩の家の指定管理者の指定について、反対討論を行います。

なお、議案第71号、益城町総合体育館等の指定管理者の指定について及び議案第72号、益城町文化会館の指定管理者の指定についての3議案は同じ意見であります。指定管理者制度導入に反対の立場から、あわせて反対討論をいたしたいと思えます。

これらの施設は、もともと町民のためのレクリエーション・スポーツ施設の建設がなされたものであります。町民サービス、健康増進を目的として、町の運営管理で建設がなされ、施設の維持管理費及び人件費等の支出は当然予定されていることであります。

民間企業は営利を目的としております。営利を追求する余り、収益確保を目的とした運営がなされることが予測されます。従来の施設利用が制限されたり、利用料金が引き上げになるのではとの懸念が町民の中に広がっています。今でもプロの興行を優先して、従来利用されていた施設が使えないとの不満の声も耳にいたします。住民サービスが低下することがあってはなりません。

住民福祉の増進は自治体の責務です。自治体がしっかり管理運営を行い、公的責任を放棄することなく、管理運営の継続維持を求めて、この3議案について反対をいたします。

以上です。

○議長（中村健二君） 次に、原案に賛成の方の討論を許します。

14番荒牧昭博議員。

○14番（荒牧昭博君） おはようございます。14番荒牧です。

議案第70号、指定管理者の指定について、賛成討論を行います。

指定管理者制度については、平成24年に設置された公の施設のあり方検討委員会により、福祉施設、レクリエーション施設、スポーツ施設、文教施設の順に、今後のあり方について検討され、各施設において管理者制度を導入すべきという答申に基づき、これまでに必要な条例の整備を行い、今回の議案提案となったものです。

先日、各指定管理者候補者から説明を受け、現行の直営よりさらに充実した住民サービスが期待でき、行政ではできない、あるいは対応できない分野で、民意を反映した事業展開が望めるものに加え、町の経費削減にも有効であり、さらには指定管理者候補については慎重な審議から選定されており、何ら問題のない提案であることから、議案第70号については賛成するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第70号「指定管理者の指定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第70号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立多数であります。したがって、議案第70号「指定管理者の指定について」は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第3 議案第71号 指定管理者の指定について

○議長（中村健二君） 日程第3、議案第71号「指定管理者の指定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第71号、指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。この議案は、益城町総合体育館ほか8施設を一括として指定管理者制度の導入を図るものです。

それでは、今回の議案を提出するまでの経緯の概要につきまして、御説明を申し上げます。

益城町のレクリエーション・スポーツ施設、すなわち体育施設につきましては、平成25年7月31日に益城町公の施設のあり方検討委員会から、指定管理者制度の導入を図ること、また、その導入形態は一括型での導入を図ることとの答申を受けまして、益城町行政改革推進本部会議におきまして、答申どおり進めることに決定いたしました。

その後、平成25年第4回町議会定例会において、当該施設に指定管理者制度を導入できる条例改正案が可決され、町はその結果を踏まえ、当該施設の指定管理者募集要項を策定し、本年9月26日から指定管理者の公募を行うとともに現地説明会を開催しましたところ、6団体から指定管理申請書の提出がありました。

その後、益城町公の施設に係る指定管理者選定委員会におきまして、提出書類の審査及び申請団体によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査を行った結果、最も得点が高かった公益財団法人熊本YMCAが指定管理候補者として選定されました。

よって、今回提出しております議案は、平成27年4月1日から5年間、益城町総合体育館ほか8施設の管理運営を行わせる指定管理者として、公益財団法人熊本YMCAを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村健二君） 議案第71号、指定管理者の指定についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第71号「指定管理者の指定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第71号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立多数であります。したがって、議案第71号「指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

日程第4 議案第72号 指定管理者の指定について



○議長（中村健二君） 日程第4、議案第72号「指定管理者の指定について」を議題とします。  
提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第72号、指定管理者の指定について、御説明申し上げます。この議案は、益城町文化会館につきまして、指定管理者制度の導入を図るものです。

それでは、今回の議案を提出するまでの経緯の概要につきまして、御説明申し上げます。

益城町文化会館につきましては、平成26年2月14日に益城町公の施設のあり方検討委員会から指定管理者制度の導入を図ることとの答申を受けまして、益城町行政改革推進本部会議におきまして、答申どおり進めることに決定いたしました。

その後、平成26年第2回町議会定例会におきまして、当該施設に指定管理者制度を導入できる条例改正案が可決され、町はその結果を踏まえ、益城町文化会館の指定管理者募集要項を策定し、本年9月26日から公募を行うとともに現地説明会を開催しましたところ、5団体から指定管理申請書の提出がありました。

その後、益城町公の施設に係る指定管理者選定委員会におきまして、提出書類の審査及び申請団体によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査を行った結果、最も得点が高かった益城文化会館管理運営共同企業体が指定管理候補者として選定されました。

よって、今回提出しております議案は、平成27年4月1日から5年間、益城町文化会館の管理運営を行わせる指定管理者として、益城文化会館管理運営共同企業体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものです。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（中村健二君） 議案第72号、指定管理者の指定についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第72号「指定管理者の指定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第72号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立多数であります。したがって、議案第72号「指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第5 議案第73号 物品の購入について

○議長（中村健二君） 日程第5、議案第73号「物品の購入について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第73号、物品売買契約の締結について説明いたします。

文化会館音響調整卓及び附帯設備設置購入につきましては、指名競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

文化会館は、平成2年の建設以来、20年以上経過し、アナログ型の音響設備を設置しておりますが、ふぐあいを生じることが多く、また、経年等のため部品もなく、新たにデジタル型音響設備を設置するものです。

主な設備内容としましては、音響調整卓一式、コンセント盤、周辺機器などです。

納入は、平成27年3月6日までを予定いたしております。

契約金額は、4,201万2,000円でございます。

契約の相手方は、大阪市淀川区宮原4丁目6-11、ダイトエレクトロン株式会社でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村健二君） 議案第73号、物品の購入についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第73号「物品の購入について」を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第73号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員であります。したがって、議案第73号「物品の購入について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第6 議案第74号 監査委員の選任同意について

○議長（中村健二君） 日程第6、議案第74号「監査委員の選任同意について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第74号、監査委員の選任同意について、御説明を申し上げます。

皆様御承知のように、現在監査委員を務めていただいております濱田義紀さんの任期が、12月22日で任期満了となります。よって、今回、再任ということで提案するものでございます。

濱田さんにつきましては、私がこの場で申し上げるまでもなく、皆様御承知のとおり、過去8年間、益城町監査委員等を務められ、大変立派な仕事をされてきて、仕事面、また、その人格など、どれをとっても益城町監査委員として適任だと思っております。

履歴書につきましては議案に添付しております。

よろしく御承認のほど、お願いいたします。

○議長（中村健二君） 議案第74号、監査委員の選任同意についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第74号「監査委員の選任同意について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第74号について、原案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員であります。したがって、議案第74号「監査委員の選任同意について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第7 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中村健二君） 日程第7、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に履歴書を配付しておりますとおり、益城町大字辻の城329番地、中川節子さんを本町の人権擁護委員として推薦したいというものです。人権擁護委員法の規定に基づき、町長から諮問がありました。

町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明申し上げます。

人権擁護委員につきましては、皆様御承知のように、その職務として、自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処理を講ずること、その他人権擁護に努めることが主な職務となっております。

現在、人権擁護委員は7名の方が委嘱されております。

そのような中、前委員の中村拓美さんが平成26年9月30日に辞任されましたので、今回、辻の城329番地の中川節子さんを新たな委員として提案するものです。中川さんの履歴につきましては履歴書を添付いたしております。最適任だと思います。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（中村健二君） 町長の説明が終わりました。

御意見、御質問等はありませんか。

(なし)

○議長（中村健二君） ないようですので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

人権擁護委員の推薦については、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。よって、本件につきましては適任ということで答申することに決定いたしました。

---

#### 日程第8 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中村健二君） 日程第8、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に履歴書を配付しておりますとおり、益城町大字小谷422番地2、野口泰喜さんを本町の人権擁護委員として推薦したいというものです。人権擁護委員法の規定に基づき、町長から諮問がありました。

町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明申し上げます。

人権擁護委員につきましては、皆様御承知のように、その職務として、自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること、その他人権擁護に努めることが主な職務となっております。

そのようなことで、現委員の野口泰喜さんの任期が平成27年3月31日となりますが、今年5月には熊本県人権擁護委員連合会長表彰を受けるなど、人望も厚く、最適任と思い、今回、再任という形で提案するものです。野口さんの履歴につきましては添付いたしておりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（中村健二君） 町長の説明が終わりました。

御意見、御質問等はありませんか。

(なし)

○議長（中村健二君） ないようですので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

人権擁護委員の推薦については、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。よって、本件につきましては適任ということで答申することに決定いたしました。

---

#### 日程第9 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中村健二君） 日程第9、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に履歴書を配付しておりますとおり、益城町大字広崎829番地3、森田俊彦さんを本町の人権擁護委員として推薦したいというものです。人権擁護委員法の規定に基づき、町長から諮問がありました。

町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明申し上げます。

人権擁護委員につきましては、皆様御承知のように、その職務として、自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること、その他人権擁護に努めることが主な職務となっております。

そのようなことで、現委員の森田俊彦さんの任期が平成27年3月31日となりますが、熊本県人権擁護委員協議会の社会福祉委員長を務めるなど、人望も厚く、最適任と思い、今回、再任という形で提案するものでございます。森田さんの履歴につきましては添付いたしておりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（中村健二君） 町長の説明が終わりました。

御意見、御質問等はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

人権擁護委員の推薦については、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(中村健二君) 異議なしと認めます。よって、本件につきましては適任ということで答申することに決定いたしました。

---

#### 日程第10 議員提出第5号 「農協改革」に関する意見書

○議長(中村健二君) 日程第10、議員提出第5号「「農協改革」に関する意見書」を議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

13番稲田忠則議員。

○13番(稲田忠則君) 皆さん、おはようございます。13番稲田でございます。

議員提出第5号につきましては、案文の朗読によって説明させていただきます。

「農協改革」に関する意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成26年12月12日提出。提出者議員稲田忠則。賛成者議員石田秀敏、賛成者議員荒牧昭博。

「農協改革」に関する意見書。

平成26年6月24日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、政府は、農業の成長産業化に向けて「農協改革」の推進を行っていくことを決定した。

具体的には、JAの事業や組織運営のあり方、JA・連合会などの組織形態の見直し、中央会の新たな制度への移行など、幅広い提言がなされており、これらの内容を具現化するための法律改正などが来年の通常国会で行われる予定となっている。

本町は、これまでJAと密接に連携しながら、農地利用集積、新規就農支援、健康福祉活動などを通じた農業振興、地域社会振興に取り組んできており、今後もこの関係を継続していく必要があると認識している。

しかしながら、「農協改革」に関する今後の政府の取りまとめいかんでは、JAの組織、事業機能が低下し、これまで連携して取り組んできた活動が困難になり、ひいては農業者、地域住民、地域社会に対しても多大な影響が出るのが懸念される。

よって、国におかれては、次期通常国会で審議される予定となっている「農協改革」については、JAグループの自己改革内容を十分尊重した上で、下記の事項の実現に対応していくよう強く求める。

記。

1、総合事業によるJA事業の展開について。

JAの役割は「農業振興」と「地域振興」に寄与することであり、この役割を果たしていくためには、総合事業(営農経済・信用・共済・生活・福祉など)による多様なサービスの提供が不可欠であることから、今後もJAの協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、ガバナンス制度、法人形態の転換などは強制しないこと。

2、準組合員の事業利用・JA運営参画の促進について。

準組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生の推進」「地域のライフライン維持」を今後図っていくためには、準組合員の事業利用・JA運営参画の促進を図る必要があることから、準組合員に対する事業利用の制限などは行わないこと。

3、農協法上の「新たな中央会制度」位置づけの明確化について。

「新たな中央会制度」は、JAの経営課題解決や積極的な事業展開への支援を目的とする自律的な制度に転換し、その機能を代表機能、総合調整機能、経営相談・監査機能に集約、重点化していくが、これらの機能を十分に発揮するためには、農協法に規定された上での制度維持が必要であることから、「新たな中央会制度」も引き続き農協法上に位置づけられた組織とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年12月12日。熊本県上益城郡益城町議会議長中村健二。衆議院議長伊吹文明殿、参議院議長山崎正昭殿、内閣総理大臣安倍晋三殿、農林水産大臣西川公也殿、内閣府特命担当大臣（規制改革）有村治子殿、内閣官房長官菅義偉殿。

以上でございます。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村健二君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、議員提出第5号「「農協改革」に関する意見書」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員です。よって、議員提出第5号「「農協改革」に関する意見書」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 閉会中の継続調査の件

○議長（中村健二君） 日程第11、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

12月8日から本日まで5日間にわたりまして御協力をいただき、まことにありがとうございました。

これで、平成26年第4回益城町議会定例会を閉会いたします。

---

閉会 午前11時02分